

第六十七回
国会

参議院沖繩及び北方問題に関する特別委員会会議録第三号

昭和四十六年十二月十五日(水曜日)
午後三時十四分開会

委員の異動

十二月八日

補欠選任

中村喜四郎君
村田 秀三君

古賀雷四郎君
中村 波男君

辞任

補欠選任

中村 波男君
藤田 進君

村田 秀三君
田中寿美子君

辞任

補欠選任

藤田 進君
多田 省吾君

上林繁次郎君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

長谷川 仁君

委員

鬼丸 勝之君
楠 正俊君
剣木 亨弘君
丸茂 重貞君
松井 誠君
森中 守義君
矢追 秀彦君
高山 恒雄君
岩間 正男君
稲嶺 一郎君
今泉 正二君
長田 裕二君
梶木 又三君
片山 正英君
亀井 善彰君

衆議院議員

議長

議者

議者

内閣総理大臣 佐藤 榮作君
法務大臣 前尾繁三郎君
外務大臣 福田 赳夫君
大蔵大臣臨時代理 田中 角榮君
通商産業大臣 高見 三郎君
文部大臣 斎藤 昇君
厚生大臣

政府委員

農林大臣臨時代理 山中 貞則君
運輸大臣 丹羽喬四郎君
郵政大臣 廣瀬 正雄君
労働大臣 原 健三郎君
建設大臣 西村 英一君
自治大臣 渡海元三郎君
国務大臣 江崎 真澄君
国務大臣 大石 武一君
国務大臣 木内 四郎君
国務大臣 木村 俊夫君
国務大臣 竹下 登君
国務大臣 中村 寅太郎君
人事院総裁 佐藤 達夫君
人事院事務総局長 茨木 広君
総理府総務副長 砂田 重民君
官 島田 豊君
防衛施設庁長官 銅崎 富司君
防衛施設庁総務部調停官 岡部 秀一君
沖繩・北方対策庁長官 岡田 純夫君
沖繩・北方対策庁総務部長 吉野 文六君
外務省アメリカ局長 井川 克一君
外務省条約局長 相原 桂次君
常任委員会専門員 鈴木 武君
常任委員会専門員 小倉 清君
常任委員会専門員 渡辺 猛君

事務局側

○委員(長谷川仁君) ただいまから沖繩及び北方問題に関する特別委員会を開会いたします。
まず、委員の異動について御報告いたします。
去る十二月八日、中村喜四郎君が委員を辞任され、その補欠として古賀雷四郎君が、十二月九日、藤田進君が委員を辞任され、その補欠として田中寿美子君が、十二月十日、多田省吾君が委員を辞任され、その補欠として上林繁次郎君がそれぞれ選任されました。
○委員長(長谷川仁君) 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律案、沖繩の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案、沖繩振興開発特別措置法

案、沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案、国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に關し承認を求めめるの件以上衆議院送付の五案件及び沖縄平和開発基本法案及び沖縄における雇用の促進に關する特別措置法案（いずれも衆議院議員提出）の二案件を、便宜一括して議題といたします。

まず、政府より趣旨説明を聴取いたします。政府側の趣旨説明は、総理府、防衛庁、人事院の順序でお願いいたします。

山中総理府事務長官。

○国務大臣（山中貞則君） ただいま議題となりました沖縄の復帰に伴う特別措置に關する法律案、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に關する法律案及び沖縄振興開発特別措置法案について、その提案の理由及び概要を御説明いたします。

わが国民多年の悲願である沖縄の祖国復帰がいよいよ明年に実現する運びとなったことは、国をあげての喜びであります。沖縄は、さきの大戦において最大の激戦地となり、全島ほとんど焦土と化し、沖縄県民十万余のとうとい犠牲者を出したばかりか、戦後引き続き二十六余年の長期間におたりわが国の施政権の外に置かれ、その間沖縄百万県民はひたすらに祖国復帰を叫び続けて今日に至つてまいりました。祖国復帰が現実のものとなったいま、われわれ日本国民及び政府は、この多年にわたる忍耐と苦難の中で生き抜いてこられた沖縄県民の方々の心情に深く思いをいたし、県民への償いの心をもって事に当たるべきであると考えます。祖国復帰という、この歴史的偉業の達成にあつては、各般の復帰諸施策をすみやかに樹立し、かつ、沖縄の将来についての長期的な展望を明らかにして、県民の方々が喜んで復帰の日を迎え得るような体制を早急に整えることこそ政府に課せられた最大の責務であります。

このような観点から、沖縄の祖国復帰の円滑な実現と明るく豊かで平和な沖縄県の建設こそ沖縄復帰の基本的な目標でなければならぬと存じます。

す。

このためには、まず第一に、沖縄の復帰に際し、県民の生活に不安、動揺を来たさないよう最大の配慮を加えつつ、米国施政権下の諸制度からわが国の諸制度への円滑な移行をはかるため、必要な暫定、特別措置を講ずることが肝要であります。第二に、沖縄が戦争で甚大な被害をこうむり、かつ、長期間米国の施政権下にあった事情に加え、本土から遠隔の地にあり、多数の離島から構成される等各種の不利な条件をになっていることに深く思いをいたし、まず、その基礎条件を整備することが喫緊の課題であり、進んでは、沖縄がわが国の東南アジアの玄関口であるという地理的条件と亜熱帯地方特有の気候風土を生かし、その豊かな労働力を活用して産業の均衡ある振興開発をはかることが必要であると考えます。

政府は、このような見地から、従来より関係諸機関の総力を結集して復帰対策に取り組み、同時に沖縄の各界各層の方々の意見を取り入れ、琉球政府と十分な調整を行ない復帰対策要綱を決定し、この要綱を基礎として関係法律案の立案を進め、ここに立案を得て国会の御審議をいただく運びとなつた次第であります。

以上が、これらの法案を提案した理由であります。

次に、これらの法律案の概要につきまして御説明いたします。

まず初めに、沖縄の復帰に伴う特別措置に關する法律案について、その概要を御説明いたします。

この法律案は、沖縄の復帰に伴い、県民の生活の安定に配慮しつつ、従前の沖縄の諸制度から本邦の諸制度への円滑な移行をはかるために必要な特別措置を定めたものであります。

その第一は、従前の沖縄県は、当然に地方自治法に定める県として存続すること、また、沖縄県の市町村は地方自治法の規定による市町村となるものとすはか、沖縄県及び市町村の発足に際し

ての必要な措置を定め、第二に裁判の効力の承継等に関し、民事関係では事件の手続の承継等、刑事関係では罰則に關する経過措置、手続、執行の承継等についての措置を定め、第三に琉球政府並びに琉球水道公社、琉球電信電話公社、沖縄放送協会等沖縄の法令に基づく特殊法人の権利義務の承継等についての措置を定め、第四に、通貨の交換とそれに伴い必要とされる印紙、切手類の交換等についての措置を定めております。

第五は、その他法令の適用に關する特別措置を定めた規定であります。まず、沖縄法令による免許等の効力の承継等の通則規定をいいた上、各省所管の法令について、たとえば、交通方法等に關する経過措置、外国人入籍法に關する特例、直接税、間接税及び関税に關する特例、沖縄の学校その他の教育機関に關する経過措置、介輔、齒科介輔に關する特別措置、小作地所有制限、食糧管理法等に關する特例、特許法等に關する特例、自動車等の検査に關する特例及び自動車損害賠償責任保険契約等に關する経過措置、電話の設備料に關する公衆電気通信法の特例、労働者災害補償保険、失業保険等に關する経過措置、土地地区画整理に關する経過措置、地方税法に關する経過措置等を定めており、また、この法律に定めるものほか、沖縄の復帰に伴い必要とされる事項について、政令、最高裁判所規則等に委任するための規定を設けております。

次に、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に關する法律案について、その概要を御説明いたします。

この法律案は、第一に沖縄の復帰に伴い、従来沖縄がわが国の施政権の外に置かれていたために必要とされてきた法律の廃止または特別に必要とされていた規定の削除もしくは改正、第二に個別に置かれる国の出先機関の設置、管轄区域の追加等のため必要とされる各省設置法の改正その他沖縄の復帰に伴い必要となる規定の整備等をその内容とするものであります。

最後に、沖縄振興開発特別措置法案についてその概要を御説明いたします。

この法律案は、沖縄の復帰に伴い、総合的な沖縄振興開発計画を策定し、これに基づき事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した沖縄の振興開発をはかり、もつて県民の生活及び職業の安定並びに福祉の向上に資することを目的とするものであります。つまり、この法律案は、本土において従来の地域立法でとられていた振興開発の手法を総合的に駆使するとともに、沖縄の実情に合った産業の振興開発の方策を講じ、それらを計画的な沖縄の県づくりに役立てようとするものであり、他方、こうした施策がとられても、制度の変更、米軍軍隊の縮小、撤退等に伴う失業等の避けがたい事態も予想され、これに対処するため職業の安定をはかるための特別の措置を講ずることとしております。

この法律案においては、まず第一に、土地の利用、産業の振興開発等十三項目にわたる十年年を目途とした総合的な沖縄振興開発計画を策定することとし、その策定については、沖縄の自治を尊重するたてまえから沖縄県知事が原案を作成し、内閣総理大臣が沖縄振興開発審議会の議を経て決定することによりいたしてあります。また、振興開発計画に基づく事業のうち、土地改良、道路、港湾等この法律案の別表に掲げる事業について、同表に掲げる率の範囲内で国の高率の負担または補助の特例を設けることができることにいたしました。さらに、振興開発計画に基づいて行なう県道または市町村道の新設または改築、二級河川の改良工事、維持または修繕及び港湾工事について、県・市町村等からの申請に基づき国が直轄で行なえる道を開いたほか、二級河川に設けられるダムについて特定多目的ダム法を適用して国が直轄で建設または管理を行なうことができることにいたしました。

第二に、産業振興開発のための特別措置として、工業開発地区の指定制度を設け、農用地等の譲渡にかかる所得税の軽減、事業用資産の買いかえの場合の課税の特例、減価償却の特例、地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置、特定事業所の設定の制度の創設とそれに伴う税制上の優遇措置、工場用地、道路、港湾施設等の整備及び農地法等による処分についての配慮につき規定の整備をはかつておきます。また、沖縄の中小企業については、沖縄経済の振興のために特に必要と認められる業種について近代化基本計画を定めて近代化を促進するとともに、これらの業種のうち、さらに必要なものについては、構造改善計画の承認を行なうて、緊急に構造改善をはかることにし、これらの業種に属する中小企業者に対し、金融上、税制上特段の優遇措置を講ずることにしております。

第三に、沖縄における企業の立地を促進するとともに貿易の振興に資するために必要な地域を自由貿易地域として指定することができることにし、自由貿易地域内における事業の認定を受けた法人について税制上の優遇措置を認めるとともに、国において必要があると認めるときは、別に法律で定めるところにより、自由貿易地域内の土地及び施設に関する事業を行なうことを目的とする特別の法人を設けることにいたしております。

第四に、電気の安定的かつ適正な供給をはかるため、沖縄の電気事業について資金上、税制上必要な助成を行なうとともに、米国民政府布令で設立され、沖縄における発送電の中核的機関である琉球電力公社の業務を引き継いで実施させるため、新たに特殊法人として沖縄電力株式会社を設立することにいたしております。

第五に、沖縄の労働者の雇用を促進し、その職業の安定をはかるため、職業紹介、職業訓練、就業機会の増大のための事業等に関する計画を作成し、必要な措置を講ずるとともに、沖縄振興開発計画に基づき事業等への失業者の就労を促進し、さらに一定の事由による失業者に対しては、就職

活動を容易にし生活の安定をはかるため、有効期間三年の求職手帳の発給、手当の支給その他早期再就職のための各種の援護措置を講ずることにいたしました。

以上のほか、無医地区における医療の確保等その他離島及び過疎地域について必要な定めをするとともに、国有財産の譲与の特例、地方債についての配慮、沖縄振興開発審議会等に関して必要な規定を設けておきます。

なお、以上三法案の施行期日については、原則として琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行することとし、また、これらの法律の内容について沖縄県民に周知徹底をはかるため、内閣総理大臣は琉球政府行政主席に通知することにいたしました。

以上が三法案の提案の理由及びその概要であります。以上が、これらの法律案は、いずれも沖縄県の自治権を最大限に尊重しつつ、新しい沖縄県の伸長、発展に取り組み政府の基本姿勢を明確にするためのものであることを申し添えておきます。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(長谷川仁君) 続いて補足説明を聴取いたします。岡部対策庁長官。

○政府委員(岡部秀一君) ただいま総務長官から提案理由の御説明を申し上げました三法律案につきまして、補足して説明させていただきます。

初めに、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案について御説明いたします。

この法律案は本則九章百五十七条及び附則からなっております。

第一章は総則であり、本法は沖縄の復帰に伴い、本邦の諸制度の沖縄県の区域における円滑な実施をはかるために必要な特別措置を定める旨の趣旨及び若干の定義を定めております。

第二章及び第三章は、沖縄県及び市町村に関する規定であります。まず沖縄県の地位については、従前の沖縄県は、当然に、地方自治法に定める

県として存続するものとするという規定を設けております。

また、沖縄県の発足にあたり、県政の機能が琉球政府から沖縄県へ空白を生じないよう円滑に引き継がれるための措置として、第一に条例相当の沖縄法令に沖縄県条例としての効力を与えること、第二に沖縄県の議会の議員及び知事については、五十日以内に選挙を行なうこと、また、それまでの間は琉球政府の立法院議員または行政主席を県議会の議員または知事とみなすこと等を定めております。

市町村については、現在の沖縄法の規定による市町村がそのまま地方自治法の規定による市町村となるものとし、市町村条例の効力も維持されること等を定めております。

第四章は裁判の効力の承継等に関する規定であります。

まず民事関係であります。復讐の際琉球政府の裁判所に係属中の事件の裁判権は、原則として当該事件が係属している裁判所に対応して設置される本邦の裁判所が引き継ぐものとし、米国民政府裁判所の裁判についても琉球政府裁判所と同様に引き継ぐこととしております。その他公序良俗に反する裁判の無効、訴訟関係法令についての経過措置、過料に関する承継等を定めております。次に刑事関係については、第一に罰則については、沖縄の法令による罰則が復讐前の行為については原則として効力を有するものとし、第二に裁判権の分配については、民事と同様に相当審級、相当管轄の裁判所へ分配することとし、米国民政府裁判所の刑事裁判権については、地方裁判所へ引き継ぐこととしております。その他刑事関係手続等の承継、恩赦等について定めております。なお、平和条約発効前に確定した刑事裁判等の効力は、これを引き継がないことを明らかにしております。

第五章及び第六章は琉球政府等及び各種法人の権利義務の承継等に関する規定であります。琉球政府が有している権利及び義務は、琉球政府の事務または事業を承継する国または沖縄県その他の

法人が、その承継する事務または事業の目的または性格その他の事情に応じて承継することとしており、琉球政府の職員についても、国、沖縄県、沖縄県の市町村またはその他の公共的団体の職員となるものとしております。

また、沖縄の各種法人は、必要な経過措置を講じた上、琉球水道公社は沖縄県に、琉球電信電話公社は日本電信電話公社及び国際電信電話株式会社に、沖縄放送協会は日本放送協会にというように、それぞれその承継先を定めております。

第七章は通貨の交換等に関する規定であります。通貨交換については、沖縄の区域内にある居住者が当該区域において保有するアメリカ合衆国通貨を、内閣の承認を得て大蔵大臣が定める交換比率により、一定期間内に本邦通貨と交換しなければならぬことを定めております。

印紙、切手類の交換についても、通貨交換と同一比率により日本円に換算した金額に相当する額の印紙、切手類と、それぞれ交換する等の措置をとることとしております。

第八章は、法令の適用に関する特別措置に関する規定であります。この章は、これまでに述べたもののほか、各種法令の適用に関する特別措置を通則及び各省所管別に十三節に分けて定めております。

通則は、沖縄法令による免許、許可等の効力を承継する規定、及び、沖縄では制限なくできた業務や職業で本土では法令によって制限されているものについて、引き続き従事できるようにする規定を定めております。

総理府関係では、琉球政府職員で一般職の国家公務員となつた者の給与を考慮して、必要な場合に特別の手当を支給すること、また、復讐前の公務災害についても補償すること、交通方法について三年間は現状どおり、車両は右側、歩行者は左側通行とすること、国の行政機関の定員に関する暫定措置等について定めております。

法務省関係では、裁判所職員の定員、特別の手当及び公務災害に関する措置、外国人弁護士に関

する特例、取得時効及び政府賠償に関する経過措置を定めておきます。

大蔵省関係では、まず、国税については、国税相当分の琉球政府税の承認、所得税、法人税、相続税等に関する経過措置、内国消費税、関税の減免等の特例措置を定め、次に、たばこ、塩専売について廃止業者への交付金の交付、税関貨物取り扱い人等への給付金の支給、その他固有財産の貸し付け、譲渡に関する特例等を定めておきます。

文部省関係では、沖縄の学校その他教育機関に関する経過措置、卒業者の資格等の承認、私立学校教職員共済組合法に関する組合員期間の特例等、著作権法に関する経過措置を定めておきます。

厚生省関係では、沖縄の医療の実態を考慮しての介助、歯科介助、看護婦の業務の継続等に関する措置、社会福祉事業法等に関する特例、厚生年金保険法、国民年金法に関する期間の承認等について定めておきます。

農林省関係では、農地法の小作地所有制限に関する特例、食糧管理法の米麦の政府買い入れ及び米穀の配給統制等に関する規定の適用延期、米麦の政府売り渡し価格の特例及び沖縄の農協に対する米穀の買い入れ売り渡しにかかる補給金の交付に関する規定等を定め、そのほか、農林漁業団体職員共済組合法、農業者年金基金法に関する特例等について定めておきます。

通商産業省関係では、工業所有権制度の実施に伴う特許法、実用新案法、意匠法、商標法についての特例を定めておきます。

運輸省関係では、自動車の検査に関する特例、自動車損害賠償責任保険契約等に関する経過措置、琉球政府の海難審判庁のした裁決の引き継ぎ及びこれに対する訴え等に関する経過措置を定めておきます。

郵政省関係では、公衆電気通信法の電話の設備料に関する特例、VOA及び高等弁務官免許にかかる無線局に関する電波法の特例、日本放送協会を受信料に関する特例等放送法の特例を定めてお

ります。

労働省関係では、解雇手当、年次有給休暇等、労働条件に関する経過措置、労働者災害補償保険法、失業保険法に関する経過措置、軍関係離職者、緊急失業対策法の効力等に関する経過措置を定めておきます。

建設省関係では、土地区画整理に関する経過措置、違反建築物等の取り扱い及び地代家賃統制令の適用除外について定めておきます。

自治省関係では、沖縄の合併市町村等に関する財政援助その他の措置、琉球政府の職員で沖縄県の市町村の職員となる者の給与、公務災害についての経過措置、公職選挙法に関する経過措置、琉球政府税のうち県税相当分の沖縄県への承認、地方税法に関する経過措置を定めておきます。

第九章は雑則でありまして、この法律に規定するもののほか、本土法令の沖縄への適用についての経過措置等、沖縄の復帰に伴い必要とされる事項について、及び、この法律の成立後に沖縄において法令の制定、改廃が行なわれたことにより、この法律の適用に支障を生じた場合において、政令または最高裁判所規則、人事院規則等に必要の規定を設けることができることを定めておきます。

最後に、附則では、この法律を返還協定の効力発生の日から施行すること、及び、この法律の内容を内閣総理大臣から琉球政府行政主席に通知しなければならないことを定めておきます。

次に、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案について御説明いたします。

この法律案は、沖縄の復帰に伴い必要とされる法令の改廃をまとめたものであり、各省所管のものごとに区分された本則十三章百十条及び附則からなっております。

その内容は、大別して次の三点に分かれております。

第一点は、沖縄住民の国政参加特別措置法の廃止あるいは旅券法の一部改正のように、沖縄の復帰に伴い、いままです沖縄が本土の施政権の外に置

かれていたために必要とされていた法律の廃止または特別に必要とされていた規定の削除もしくは改正であります。

第二点は、法務省設置法の一部改正等、個別に置かれる国の出先機関の設置、管轄区域の追加等のため必要とされる各省設置法の改正であります。

第三点は、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正等、沖縄の復帰に伴い必要となる規定の整備その他経過措置であります。

なお、附則において、この法律の施行日及び琉球政府行政主席への通知について沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案と同様のことを定めておきます。

最後に、沖縄振興開発特別措置法案について御説明いたします。

第一章は、総則であり、住民の生活及び職業の安定並びに福祉の向上に資する旨の目的並びに沖縄、離島及び中小企業者についての定義を定めておきます。

第二章は、振興開発計画及び振興開発事業についての規定であります。

沖縄振興開発計画は、土地の利用、産業の振興開発、中小企業の振興、交通施設及び通信施設の整備、水資源及びエネルギー資源の開発、住宅、生活環境施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備並びに医療の確保、職業の安定、教育及び文化の振興、防災及び国土の保全にかかる施設の整備、観光の開発、離島の振興、自然環境の保護及び公害の防止、その他沖縄の振興開発に必要となる事項をその内容とし、その策定については、沖縄の自治を尊重するたてまえから沖縄県知事が原案を作成し、内閣総理大臣が沖縄振興開発審議会

の議を経て決定することとしております。

また、振興開発計画に基づく事業のうち、土地改良、道路、港湾等のこの法律案の別表に掲げる事業については、奄美群島が本土に復帰した際にとられた措置及び北海道が開発計画に基づいて事業

を実施する際にとられた措置のほか、日本政府が琉球政府に対してとっている財政措置の場合等をも考慮の上、高率の負担または補助を行なうこととしております。

さらに、道路、河川、ダム、港湾についての国の直轄工事の特例規定のほか、固有財産の譲与等及び地方債についての配慮について必要な定めをいたしております。

第三章は、産業振興のための特別措置についての規定であります。

まず、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興開発審議会の議を経て、工業の開発をはかるため必要とされる要件を備えている地区を工業開発地区として沖縄開発庁長官が指定することができる制度が設けられており、当該工業開発地区に、従来の地域立法で認められていた企業誘致のための措置である農用地等の譲渡にかかる所得税の軽減、事業用資産の買いかえの場合の課税の特例、減価償却の特例及び地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置を規定するほか、工業開発地区内において製造の事業を営む事業所で沖縄の工業開発に著しく寄与するものについて関係行政機関の長がその旨を認定する制度を設け、当該事業所について税制上の優遇措置を定めております。

また、沖縄の中小企業については、企業規模が零細なものも多く、生産性、技術水準において本土の中小企業との間に大きな格差があるのが実情であります。

沖縄経済の振興のために特に必要と認められる業種についてその実態を調査し、その実態に即した業種別の近代化基本計画を定めて近代化を促進するとともに、これらの業種のうち、さらに必要なものについては、構造改善計画の承認を行なう、緊急に構造改善をはかることとし、これらの業種に属する中小企業者に対し、金融上、税制上特段の優遇措置を講ずることを定めております。

なお、施設の整備等、農地法等による処分についての配慮及び資金の確保等について必要な定めをいたしております。

第四章は、自由貿易地域についての規定であり

ます。

沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興開発審議会の議を経て、沖縄における企業の立地を促進するとともに、貿易の振興に資するために必要な地域を沖縄開発庁長官が自由貿易地域として指定することができる制度を設けており、自由貿易地域内の国または地方公共団体が所有し、または管理する土地または建設物その他の施設を指定保税地域とみなす旨の規定が設けられております。また、自由貿易地域内で事業を行なうことが適当である旨の沖縄開発庁長官による認定制度を設け、当該認定を受けた者に対して保税制度の活用により税関手続上の簡易迅速な処理をはかるほか、自由貿易地域投資損失準備金等の税制上の優遇措置を講ずることを定めております。

第五章は、電気事業振興のための特別措置についての規定であります。

電気事業が民生の安定及び産業の振興に果たす重要な役割にかんがみ、その必要とする設備の整備につき必要な資金の確保、税制上の優遇措置を行なうこととしております。また、琉球電力公社の財産を政府が現物出資すること等をして、新たに特殊法人として沖縄電力株式会社を設立し、同公社の業務を引き継がせるとともに、この会社に対し事業計画の認可等所要の監督を行ない、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給を確保することとしております。

第六章は、職業の安定のための特別措置についての規定であります。

沖縄の労働者の職業の安定をはかるため、職業指導、職業紹介及び職業訓練の実施、就業機会の増大をはかるための事業の実施等に関する計画を作成し、総合的な雇用対策を推進することとしております。また、失業者の就労の促進をはかるため、振興開発計画等に基づく公共事業について失業者の吸収率を定めることとするとともに、国及び地方公共団体は、復帰等に伴う転業者や自立しよとする失業者に対し、資金の確保等につとめ

ることとしております。さらに、沖縄の復帰に伴う事業活動に関する制度的変更、輸入の制限または禁止に関する法令の失効、米軍基地の縮小等による失業者に対しては、特に手厚い就業援護措置を講ずることとし、その就職活動を容易にし、生活の安定をはかるため、有効期間三年の特別の手帳を発給し、就職促進手当を支給しつつ、きめのこまかい就職指導を行なうほか、雇用促進事業団において職業訓練手当、自営支度金、雇用奨励金の支給等の各種の援護措置を講ずることを定めております。

第七章は、その他の特別措置についての規定であります。沖縄の過疎地域における基幹的な市町村道、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道路の新設または改築について、沖縄県が市町村にかわって行なえることにし、また、無医地区における医療の確保、交通の確保、離島及び過疎地域での畜産業、水産業または薪炭製造業を行なう個人についての事業税の課税免除または不均一課税に伴う地方交付税による補てん措置について定めております。

第八章は、沖縄振興開発審議会についての規定であります。沖縄の振興開発に関する重要事項を調査審議するため、沖縄開発庁に沖縄振興開発審議会を置くこととしております。

第九章は、雑則であります。土地の利用についての配慮の規定、他の法律の適用除外及び政令への委任についての規定を設けております。

第十章は、罰則であります。沖縄電力株式会社社員の役員等の違法行為等に関する罰則を整備することとしております。

附則におきましては、琉球政府行政主席への通知、経過措置、関係法律の整備、沖縄電力株式会社設立等の規定を設けております。

以上、三法律案の内容を補足して御説明申し上げます。

なお、沖縄振興開発特別措置法案について、衆議院において、沖縄振興開発計画の内容として「都市の整備」を加え、雇用促進事業団による援護業務

として「手帳所持者が公共職業安定所の紹介により移転して就職すること」を容易にするため宿舍の貸与その他宿舍の確保に必要の援助を行なうこと。を加え、沖縄振興開発審議会の委員二十五人以上を三十人以上、それに伴い、学識経験のある者六人以上を十一人以上に改めること等の修正が行なわれました。

○委員長(長谷川仁君) 江崎防衛庁長官。

○国務大臣(江崎真澄君) 沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案の提案の理由と内容の概要について御説明いたします。

この法律案は、沖縄の復帰に伴い、沖縄における公用地等のために必要な土地または工作物に関する暫定使用について特別な措置を定めるものであります。

いわゆる沖縄返還協定の効力発生の日から沖縄はわが国に復帰することとなり、わが国はこの地域に対する施政の権能と責任を持つこととなりますが、アメリカ合衆国が現在施政権者として公の目的のために使用している土地または工作物のうちには、国等がそのまま引き続き公用地等として使用することを必要とするものがあります。

これらのものを大別すると、第一に、現に米軍が使用している土地等のうち、沖縄の復帰後も引き続き自衛隊の部隊の用に供するものであります。これは、復帰後の沖縄の防衛責任は、わが国が負うこととなるので、本土と同様に、自衛隊による局地防衛、民生協力、災害救難等を実施することが政府の当然の責務となり、そのため、所要の部隊を復帰時またはできるだけこれに近い時期に配備することが必要であるからであります。

第二に、現に米軍の用に供されている土地等のうち、沖縄の復帰後も引き続き駐留米軍の用に供するものであります。これは、日米安全保障条約及びこれに関連する取り決めに従い、米軍の駐留をわが国及びわが国を含む極東における国際の平和と安全のために、わが国が必要と認めているからであります。

第三に、現に水道、電気、飛行場、航空保安施設等、航路標識及び道路の用に供されている土地で、沖縄の復帰後も引き続きこれらの用に供されるものであります。これは、住民の日常生活や福祉に密接な関係を持つ施設等であるので、復帰の日以後もその機能をとめることのないよう保障しておく必要があるからであります。

国等がこれらの公用地等を引き続き使用するにあたっては、できる限り、従来これらの公用地等を提供していた所有者その他の権利者との円満な契約によるべきことは申すまでもありません。しかしながら、現在沖縄では、三万数千人に及ぶ多数の所有者及びその他の権利者が数えられ、しかも、そのうちには相当数の所在不明者、海外移住者等が含まれている状況でありますので、わが国の施政権の外に置かれていた沖縄において、これらの人々とあらかじめ話し合いをし、復帰日までにそのすべてについて契約の締結に至ることは容易ではないのであります。また、復帰日以降、国等がこれらの公用地等を米国にかわって引き続き暫定的に使用する場合でも、従来の使用関係の範囲にとどまるのであります。したがって、これらの事情を勘案すると、経過措置として暫定的に一定期間これらの土地等の使用権を設定し、その間に契約その他の必要な措置をとることとする

ことはやむを得ないことであると存じます。もとより、この法律による使用の開始後であっても、使用者たる国等は、土地等の所有者等との合意によりこれを使用するよう、できる限りつとめるべきであり、このことは、法律案の第一条において明確に規定されております。

次に、この法律案で規定しております土地等の暫定使用の内容の概略を申し上げます。

第一に、この法律の施行の際沖縄において米軍の用に供されている土地等のうち、引き続き自衛隊の部隊の用に供するもの、引き続き駐留米軍の用に供するもの、またはこの法律の施行の日から一年以内に米国から返還され、引き続き自衛隊の部隊の用に供するもの

第二に、この法律の施行の際琉球水道公社また

は琉球電力公社が水道事業用施設、電気工作物等の用に供している土地で、引き続きこれらの用に供するもの。

第三に、この法律の施行の際沖縄にある飛行場、航空保安施設、航空通信用電気通信設備または航路標識の用に供されている土地で、引き続きこれらの用に供するもの、またはこの法律の施行の日から一年以内に米軍から返還され、引き続き航空保安施設の用に供するもの。

第四に、この法律の施行の際沖縄において一般交通の用に供されている米軍の築造にかかる道路の敷地で、引き続き道路法上の道路の敷地となる土地については、国等がこの法律の施行の日からこれらの土地等について権原を取得するまでの間使用することができるといふものであります。ただし、この暫定使用期間は、この法律の施行の日から五年をこえない範囲内で土地等の種類等を考慮して政令で定める期間に限っております。

以上のほか、この法律案では、土地等を使用する場合の手続に関する事項として、使用する土地等及び使用の方法の告示並びに所有者等に対する通知等について規定し、あわせて、土地等の使用に伴う損失の補償並びに使用をやめた場合の返還及び原状回復の義務について定めております。また、この法律は、一部の規定を除き、沖縄返還協定の効力発生の日から施行することとしております。

以上、法律案の提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げましたが、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願いいたします。

○委員長(長谷川仁君) 続いて補足説明を聴取いたします。島田施設庁長官。

○政府委員(島田豊君) 沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案につきまして、ただいま国務大臣から説明がありました。なお細部にわたりますので、補足して御説明いたしたいと思っております。

第一条は、この法律案の趣旨等を定め、第二条

は、暫定使用する土地または工作物の対象範囲、暫定使用期間及び暫定使用の手続について定めております。この暫定使用期間につきましては、法律の施行の日からこの法律案による土地等について貸借契約等により権原を取得するまでの間使用することができるとしてあります。ただし、その暫定使用期間は、五年をこえない範囲内で、土地または工作物の種類等を考慮して政令で定めることとし、その内容としては、現在、アメリカ合衆国の軍隊が一定の期間を限って使用する土地及び航路標識の用に供する土地並びに工作物にあつては三年、その他の土地にあつては五年の暫定使用期間を考へております。また、この法律案により暫定使用の対象となる土地等の関係行政機関の長は、この法律案による使用に先立ち、あらかじめ、この法律案の暫定使用の対象となる土地等の区域及び使用方法について告示し、土地所有者または関係人が自己の権利にかかる土地等がその使用の対象範囲に含まれるかどうかを知ることができるよう明示することとし、この法律案による使用開始後は、使用者たる国等は、遅滞なく、所有者または関係人にその使用の内容を通知する等の手続を定めております。

第三条は、土地等の使用に伴う損失の補償について定めております。国等は、この法律案に基づき土地等を使用する際には、その所有者または関係人が通常受ける損失を補償しなければならぬこととしております。この場合の損失補償は、原則として各会計年度ごとに支払うこととし、その算定は各会計年度当初の価格、すなわちその土地等及び近傍地等の地代、借賃等を考慮して算定した価格に基づき国等と所有者または関係人とが協議して補償額を定めることとしてあります。また、この場合、その協議が成立しないときには、沖縄県に設置されることとなつている収用委員会に申請して補償額の裁決を受けることとしてあります。なお、所有者または関係人の請求があつたときには、使用者たる国等は、自己の見積もつた額をとりあえず支払うこととすることとして、所

有者または関係人に対する便宜をはかることとしてあります。

第四条は、土地等の返還及び原状回復について定めてあります。国等は、この法律案に定める暫定使用期間が経過した場合または暫定使用期間満了前において使用の必要がなくなった場合には、遅滞なく、土地等を所有者に返還することともに、使用期間中の形質変更については、原状に回復しなればならないこと等を定めてあります。

第五条は、政令委任に関する規定で、この法律案による土地等の使用に必要事項を政令にゆだねてあります。

附則第二項の規定においては、内閣総理大臣がこの法律の内容を琉球政府行政主席に通知しなければならぬことを定めてあります。これにより、琉球政府を通じて、この法律の内容の周知をはかり、その円滑な実施を目ざしているものであります。

なお、この法律案は、一部の規定を除き、沖縄返還協定の効力発生の日から施行することとしてあります。

以上をもちまして、沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案につきましては補足説明を終ります。

○委員長(長谷川仁君) 佐藤人事院総裁。

○政府委員(佐藤達夫君) ただいま議題となりました「国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に關し承認を求めめるの件」の提案理由につきまして御説明申し上げます。

この案件は、沖縄の復帰に伴い、当分の間、人事院沖縄事務所を那覇市に置くことについて国会の御承認を求めようとするものであります。

申すまでもなく、沖縄の復帰に伴いまして、数千名にのぼる琉球政府職員が一律に一般職の国家公務員に身分を切りかえられ、これらの職員に対し、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律、国家公務員災害補償法等の諸法律及びこれらに基づくものゝ制度が新規に適用されること

となるわけでありま。

沖縄地域における国の人事行政が公正に確保され、これらの諸制度をすみやかに各官署の人事事務担当者、各職員団体等に浸透させるとともに、人事院の業務全般を積極的に展開する必要があるものと考へておりますが、沖縄の地理的事情等にかんがみましますと、少なくとも当分の間は、現地に人事院の地方の事務所を設置する必要があるものと考へます。

以上の理由によりまして、国家公務員法第十三条第五項及び地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に關し、国会の御承認を求めめる次第であります。

何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長(長谷川仁君) 次に、衆議院議員提出の二法案の趣旨説明を聴取いたします。衆議院議員細谷治嘉君。

○衆議院議員(細谷治嘉君) ただいま議題となりました、日本社会党、公明党、民社党、三党共同提案にかかる沖縄平和開発基本法案の提案理由と、その要旨を御説明申し上げます。

沖縄が本土より分離せられ、アメリカの軍事優先支配に組み込まれて以来、すでに二十五年余の年月が経過してあります。過ぐる太平洋戦争により、本土の防波堤として、約二十万人にものぼる民間人の犠牲と国土の荒廃を余儀なくされた沖縄とその県民にとって、その傷のいへぬまま、二十五年余の長きにわたつてアメリカの異民族支配に放置せられたことは、何としても納得のいかぬこととであります。しかも、この間、朝鮮戦争を契機として、アメリカ軍によって沖縄の戦略的機能は太平洋のキーストーンとして、著しく強化されてきました。

この結果、面積わずか二千三百八十八平方キロメートルしかない沖縄で、その一二・五%もの広大な土地が軍事基地として占有され、人口が一番密集している沖縄本島では二%以上となつており、いかに軍事基地の占める割合が高いかがわか

ります。しかも、これらの基地は、沖縄全島の平坦部を占有しており、経済的に開発可能な地域はすべてアメリカ軍が握っていると言つても過言ではありません。

こうして、開発可能な土地をアメリカ軍の手によつて奪われ、生活の基盤を失つた県民は、好むと好まざるに関係なく、生きるために、年とともに巨大化するアメリカ軍基地に基地労働者となつて働かねばならぬでしした。基幹部門たる第一次、第二次産業の停滞と、第三次産業の異常な発展は、すべて巨大なアメリカ軍基地の存在によるものであり、これが基地依存経済と言われる沖縄経済の根源であります。

しかも、この基地依存経済のもとで暮らす沖縄百万同胞の生活はきわめて不安定であるとともに、本土における国民所得の七割にも満たぬ所得水準は、必然的に、福祉、医療、社会保障等、県民生活のあらゆる面においても低水準の状態を余儀なくされております。こうした沖縄県民の生活を向上させ、基地依存経済からの脱却による平和経済への転換は、日本政府と本土国民に課された義務であります。そのためには、アメリカの軍事基地の全面撤去がはからねばなりません。政府が去る六月に調印した沖縄返還協定によるアメリカ軍基地の全面的存続のもとでは沖縄経済の平和的発展は全く不可能であります。沖縄を戦争の恐怖とアメリカの軍事的重圧から解放するばかりか、さらに沖縄の平和的開発を推進し、沖縄百万県民の生活を物心両面にわたつて豊かなものとするには、国民総生産第二位を誇る日本経済にとつては可能なことであります。

したがって、ここに提案しました沖縄平和開発基本法案は、沖縄の経済、社会を平和的に開発するため、開発の目的、主体、手続、開発計画の内容及び開発行政機構の基本を定め、もつて国の責任を明らかにしたものであります。

次に、その内容の概略について御説明申し上げます。まず、第一章におきまして、沖縄を戦争の恐怖

と他国の軍事的重圧から解放し、進んで日本の沖縄として平和開発をはかるため、軍事基地の全面的撤去がその基本であることを明らかにいたしてあります。

さらに、沖縄の平和開発は、本土との格差をすみやかに解消するばかりでなく、同時に、東南アジア諸国の平和開発に寄与することを基本方針としております。そして、政府は、沖縄の自治権を地方自治の本旨に沿つて尊重しつつ、必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講ずべきことを明らかにいたしてあります。

第二章におきましては、沖縄総合開発計画の内容と、その策定、手続を明らかにいたしてあります。すなわち、沖縄総合開発計画は、アメリカ軍基地のあと地その他の土地の平和利用に関する事項、産業基盤整備に関する事項、生産条件が沖縄に適する農畜産物の振興・流通機構の整備及び価格安定に関する事項、林業の振興と利用に関する事項、遠洋漁業及び沿岸漁業の育成に関する事項、製造加工業の育成及び輸出増進に関する事項、中小企業の共同化、近代化に関する事項、観光資源の開発及び旅行関係施設の整備に関する事項、社会福祉、医療施設の整備及び医師、看護婦の確保に関する事項、生活基盤整備に関する事項、僻地を含む学校教育施設の整備及び社会教育施設整備に関する事項、離職者の技術再教育及び職業紹介の推進に関する事項、公害防止と環境保全に関する事項、その他沖縄の開発に関し必要な事項を定めることとし、長期計画及び年度計画とすることを明らかにいたしてあります。そして、この沖縄総合開発計画は、沖縄の離島の開発について十分考慮を払ふと同時に、東南アジア諸国との経済的、文化的交流に特に配慮すべきことをうたつてあります。次に、沖縄総合開発計画策定の手続につきましても、沖縄県は、関係市町村の意見を聞いて沖縄総合開発計画案を作成し、政府は、沖縄県の計画案に基づき、沖縄開発審議会の議を経るとともに、国会の承認を受けなければならないこととしてあります。また、国は、沖縄において、沖縄

の自治権の確保と東南アジア諸国との交流をはかるため、水道事業、電力事業を県営化するための必要な措置及び亜熱帯農業調査研究機関の設立に必要な措置を講ずることとしてあります。

第三章におきましては、沖縄の平和開発を推進するために必要な行政機関の設置について明らかにいたしてあります。すなわち、沖縄の平和開発に関する施策を総合的かつ積極的に推進するため計画の調整機関としての沖縄開発庁と、その付属機関として委員三十三名以内からなる沖縄開発審議会を設置するとともに、沖縄の平和開発に必要な資金を調達融資するため、沖縄開発金融公庫を設置することを規定いたしてあります。

なお、念のため申し上げますと、本法案に基づいて、沖縄県及び市町村の財政力を充実強化し、戦後の格差解消と行政水準の向上をはかるため、各種補助率の大幅引き上げ、地方交付税の強化、特別交付金の支出等を内容とする復帰に伴う沖縄の財政特別法案、及び、計画の調整推進と事業執行の沖縄県への委任を内容とする沖縄開発庁設置法案、及び、沖縄にある琉球開発金融公社、大衆金融公庫及び琉球政府の各種特別金融を一本化し、それに政府資金の出資による沖縄開発金融公庫を設立し、その監理、運営について沖縄県の意思を反映させる等を内容といたします。沖縄開発金融公庫法案の三法案を提案する予定でございます。

以上が本法案を提案する理由並びにその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(長谷川仁君) 衆議院議員川俣健二郎君。衆議院議員(川俣健二郎君) 日本社会党、公明党、民社党を代表いたします。ただいま議題となりました沖縄における雇用の促進に関する特別措置法案について、提案の理由と、その要旨を説明いたします。

年月は、日本国民にとって、ひとしく苦悩の道でありました。国民は、大小の差はあれ、戦争が残した傷あとを背負いながら、日々の生活にいそしんできたのであります。その努力と願いにもかかわらず、日本社会は決して国民の平和と福祉を達成できていたとは言えません。しかし、願ひまして、わずかに幸いであつたのは、占領時代を短く終え、戦後期から早く脱却できたことでありしう。

ただ、沖縄県民については、全く事情が異なっていることは御承知のとおりであります。過ぐる大戦において、沖縄は本土の防波堤として直接戦場となり、老若男女を問わず、二十万人余の民間人が戦死し、戦争終結とともに、死をまぬがれた人々も米軍キャンプに押し込められたのであります。

米軍キャンプから解放された人々が郷里に帰つたときには、家も田も如も、金網と銃剣に囲まれ、基地と化してしたのであります。沖縄の戦後はここから始まり、二十五年余の今日まで続てきたというのを忘れてはなりません。

沖縄は平野部のほとんどを米軍基地に奪われたために、県民は生活基盤を失ひ、やむなく基地に依存して働かなければならぬでしした。巨大な基地の存在は産業の正常な発展も阻害し、第一次、第二次産業は停滞して、第三次産業のみが肥大するといふ、いびつな産業構造をつくり上げてしまつたのであります。

今日の沖縄の社会構造を見ると、基地労働者、米軍人軍属に使用される者、基地関連産業の零細企業従業員、さらに中小零細な企業、商店、過密人口をかかえた零細農家、これらすべて不安定な営みを続けていると一口に表現できると思ひます。

沖縄の復帰が実現した場合、沖縄の経済環境が一変することは疑問の余地はありません。その原因が、一定の基地縮小、ドル防衛政策による基地経費の削減、本土企業製品の流入、農業の不安定

化などの点にあることは広く指摘されているところであり、沖縄が独自にかかえているこのような条件に加えて、今日、ドル・ショック、円切り上げによる日本経済の不況がさらに大きな圧迫を加えようとしていることも指摘しておかなければなりません。したがって、基地労働者のみでなく、中小企業、農業など広範な産業分野から多数の失業者が発生すると見なければなりません。しかも、復帰と同時に職を失う者、経済環境の変化に従って、時日を経てからあらわれる失業者など、その態様はさまざまでありましょう。

これらの人々に安定した職を確保し、基地経済から脱却して平和経済を建設するためにあらゆる協力を行なうことは、政府と本土国民に課された義務と言わなければなりません。二十五年余にわたる沖縄県民の苦悩、今日の沖縄の姿は、すべて、政府の方針によって沖縄を本土から切り離れた結果に負うものであって、沖縄県民に何らの責任を帰すことはできないことを、あらためて思い起こしていただきたいと思うのであります。

本法案の主要な点は次のとおりであります。

第一に、沖縄において職を失った者には、すべて、新たな職につく手助けを政府が行なうことといたしました。

第二に、新たに職につくまでの間、就職促進手当、職業訓練手当などを支給し、その間の生活を保障することといたしました。

第三に、労働大臣の諮問機関として、沖縄雇用審議会を置き、専門に雇用の促進をはかることと

いたしました。

以上のように特別の措置を行なうことといたしましたのは、単に沖縄県民への同情とか、あるいは政府や本土国民の義務を強調するあまりにということではありません。それは、現在の雇用対策法、職業安定法、職業訓練法、失業保険法等々で構成されております現状の雇用促進制度だけでは、沖縄における大量の失業者の発生に対して何らの有効な対応をなす得ないと判断されるからであります。

何とぞ慎重審議の上、すみやかに御可決され、沖縄県民の願いにこたえてくださるようお願いいたします。

○委員長(長谷川仁君) 以上で各案件に対する趣旨説明の聴取は終了いたしました。

○委員長(長谷川仁君) 次に、公聴会開会承認要求に関する件についておはかりいたします。

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案、沖縄振興開発特別措置法案、沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案、国家公務員法第三十三条第五項および地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に關し承認を求めるの件、沖縄平和開発基本法案、沖縄における雇用の促進に関する特別措置法案、以上の各案件審査のため、公聴会を開会いたしたいと存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(長谷川仁君) 御異議ないと認めます。

つきましては、公聴会開会の日時、問題並びに公述人の数及び選定は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(長谷川仁君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十一分散会

十二月一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、沖縄の教育委員公選制の堅持等に関する請願(第一六七六号)(第一六九六号)(第一七〇七号)(第一七〇八号)(第一七〇九号)(第一七五五号)(第一七七六号)(第一七七九号)(第一七八〇号)(第一八一三三号)

第一六七六号 昭和四十六年十一月十九日受理
沖縄の教育委員公選制の堅持等に関する請願
請願者 北海道函館市日吉町四ノ二ノ四
土肥義昭外六百九名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第二二六二号と同じである。

第一六九六号 昭和四十六年十一月二十日受理
沖縄の教育委員公選制の堅持等に関する請願
請願者 北海道網走郡津別町緑町 奈良茂

外五百名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第二二六二号と同じである。

第一七〇七号 昭和四十六年十一月二十日受理
沖縄の教育委員公選制の堅持等に関する請願
請願者 北海道勇払郡早来町大町三区 吉田洋子外五百二十九名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第二二六二号と同じである。

第一七〇八号 昭和四十六年十一月二十日受理
沖縄の教育委員公選制の堅持等に関する請願
請願者 北海道浦河郡浦河町東町二九九ノ八 千葉幸子外二百十名

紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第二二六二号と同じである。

第一七〇九号 昭和四十六年十一月二十日受理
沖縄の教育委員公選制の堅持等に関する請願
請願者 北海道白老郡白老町虎杖浜 高野 一三外千百六十三名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第二二六二号と同じである。

第一七七五号 昭和四十六年十一月二十日受理
沖縄の教育委員公選制の堅持等に関する請願
請願者 北海道函館市深堀町七ノ一六 長

谷川禎子外六百二十三名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第一二六二号と同じである。

第一七七六号 昭和四十六年十一月二十日受理

沖縄の教育委員公選制の堅持等に関する請願

請願者 愛知県江南市藤ヶ丘四ノ一ノ一

浦野務外千六名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一二六二号と同じである。

第一七七九号 昭和四十六年十一月二十二日受理

理

沖縄の教育委員公選制の堅持等に関する請願

請願者 北海道夕張市鹿島代々木町 安田

悦子外六百五十名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一二六二号と同じである。

第一七八〇号 昭和四十六年十一月二十二日受理

理

沖縄の教育委員公選制の堅持等に関する請願

請願者 北海道網走郡津別町旭町 松原卓

蔵外六百七十一名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第一二六二号と同じである。

第一八二三号 昭和四十六年十一月二十二日受理

理

沖縄の教育委員公選制の堅持等に関する請願

請願者 北海道釧路市材木町一ノ一五

岸山一男外三百九十九名

紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第一二六二号と同じである。

十二月八日本委員会に左の案件を付託された。

一、沖縄の教育委員公選制の堅持等に関する請願(第一八二七号)(第一八八八号)(第一八一

九号)(第一八二〇号)(第一八六三三号)(第一八

八〇号)

一、沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案の廃案に関する請願(第二〇七一号)

第一八一七号 昭和四十六年十一月二十四日受理

理

沖縄の教育委員公選制の堅持等に関する請願(二

通)

請願者 北海道室蘭市港北町五ノ八三久

保田忍外千二百十九名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第一二六二号と同じである。

第一八一八号 昭和四十六年十一月二十四日受理

理

沖縄の教育委員公選制の堅持等に関する請願

請願者 北海道有珠郡大滝村字本町 百井

久美子外八百五十六名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第一二六二号と同じである。

第一八一九号 昭和四十六年十一月二十四日受理

理

沖縄の教育委員公選制の堅持等に関する請願

請願者 東京都稻城市平尾五〇六 中川圭

正外九百七十一名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第一二六二号と同じである。

第一八二〇号 昭和四十六年十一月二十四日受理

理

沖縄の教育委員公選制の堅持等に関する請願

請願者 札幌市中の島二ノ八 野田永治外

三百七十八名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一二六二号と同じである。

第一八六三三号 昭和四十六年十一月二十五日受理

理

沖縄の教育委員公選制の堅持等に関する請願

請願者 島根県江津市大字嘉久志 朝原和

子外二百九名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一二六二号と同じである。

第一八八〇号 昭和四十六年十一月二十五日受理

理

沖縄の教育委員公選制の堅持等に関する請願

請願者 札幌市北七条西二丁目 高杉和

秋外百九十四名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一二六二号と同じである。

第二〇七一号 昭和四十六年十二月二十九日受理

理

沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案の廃案に関する請願

請願者 山梨県南都留郡忍野村忍草 渡辺

勇

紹介議員 松井 誠君 田中寿美子君

神沢 浄君

沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案を廃案とするよう強く要請する。

理由

私たちが忍草部落の住民は、戦後二十六年間一貫して米軍基地北富士演習場の全面返還を要求しているが、今度の沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案については、沖縄の人たちの問題として検討し、してではなく、私たち自身の問題として検討し、徹底的に批判しなければならず、左記理由によつて本法律案に絶対反対するものである。

一、「共同声明」第七項に違反している。

二、行政処分は存在しないという解釈がなされる

とすれば、この「法律」案は国民の裁判を受ける

権利を奪う憲法違反の法案である。

三、憲法が保障する適正手続を無視している。

四、自衛隊の沖縄配備を實現し、ニクソン・ドクトリンの達成を図るものである。

五、自衛隊用地の強制使用は平和憲法に違反している。

六、米軍布令をモデルにした悪法である。

七、住民投票を必要とする特別法に該当するもので、沖縄県民の住民投票によつてその過半数の同意が得られなければ、国会はこれを制定することができない。

八、他の国内法改悪への布石である。

十二月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案

一、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案

一、沖縄振興開発特別措置法案

一、沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案

一、国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に関し承認を求めるの件

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案
沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 沖縄県(第三条―第六条)

第三章 沖縄県の市町村(第七条―第九条)

第四章 裁判の効力の承継等

第一節 民事関係(第十条―第二十四条)

第二節 刑事関係(第二十五条―第三十条)

第五章 琉球政府等の権利義務の承継等(第三十一条―第三十五条)

第六章 法人の権利義務の承継等(第三十六条―第四十八条)

第七章 通貨の交換等(第四十九条―第五十二条)

第八章 法令の適用に関する特別措置

第一節 通則(第五十三条―第五十四条)

第二節 総理府関係(第五十五条―第六十二条)

第三節 法務省関係(第六十三条―第六十七条)

第四節 大蔵省関係(第六十八条―第九十三条)

第五節 文部省関係(第九十四条―第九十九条)

第六節 厚生省関係(第一百条―第一百四条)

第七節 農林省関係(第一百五条―第一百八条)

第八節 通商産業省関係(第一百九条―第二百二十二条)

第九節 運輸省関係(第二百二十三条―第二百二十九条)

第十節 郵政省関係(第二百三十条―第二百三十六条)

第十一節 労働省関係(第二百三十七条―第二百四十六条)

第十二節 建設省関係(第二百四十七条―第二百四十九条)

第十三節 自治省関係(第二百五十条―第二百五十五条)

第九章 雑則(第二百五十六条・第二百五十七条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、沖縄の復帰に伴い、本邦の諸制度の沖縄県の区域における円滑な実施を図るために必要な特別措置を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「沖縄」とは、硫黄島及び伊予屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む。)をいう。

3 この法律において「沖縄法令」とは、この法律の施行の際沖縄に適用されていた法令をいう。

4 この法律において「本土法令」とは、この法律の施行の際本土に適用されていた法令をいう。

第二章 沖縄県

(沖縄県の地位)

第三条 従前の沖縄県は、当然に、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)に定める県として存続するものとする。

(沖縄県の条例等に関する暫定措置)

第四条 沖縄法令のうち、法律又はこれに基づく政令により沖縄県又はその機関に属せられることとなる事務に相当する事務について規定している沖縄法令で本邦の法令に抵触しないものは、政令で定めるところにより、この法律の施行の日から起算して三月を経過する日までの間、地方自治法の規定による沖縄県の条例、規則その他の規程としての効力を有するものとする。

(沖縄県の議会の議員及び知事の選挙)

第五条 沖縄県の議会の議員及び知事の選挙は、この法律の施行の日から起算して五十日を経えない範囲内において沖縄県の選挙管理委員会が定める日に行なうものとする。

2 この法律の施行の際琉球政府の立法院議員又は行政主席の職にある者は、前項の選挙においては沖縄県の議会の議員又は知事が選挙されるまでの間、それぞれ沖縄県の議会の議員又は知事の職にある者とみなす。

(沖縄県の主要公務員の選任又は選挙)

第六条 沖縄県の公安委員会、選挙管理委員会、人事委員会、地方労働委員会若しくは収用委員会の委員又は監査委員の選任(選挙管理委員会にあっては、議会における選挙)は、前条第一項の選挙において沖縄県の議会の議員及び知事が選挙された後に、遅滞なく行なうものとする。

沖縄県の副知事又は出納長の選任についても、同様とする。

2 沖縄県の海区漁業調整委員会の委員の選任又は選挙は、この法律の施行の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日に行なうものとする。

3 この法律の施行の際琉球政府の中央教育委員会、公安委員会、中央選挙管理委員会、人事委員会、中央労働委員会、収用審査会若しくは漁業調整委員会の委員(委員に欠員があるときに補

充される地位にある者を含む。以下この項において同じ。又は会計検査院の検査官の職にある者は、前二項の規定による沖繩県の委員会委員の選任若しくは選挙又は監査委員の選任が行なわれるまでの間（中央教育委員会の委員にあつては、昭和四十七年十二月三十一日までの間）、それぞれ沖繩県の相当の委員会の委員又は監査委員の職にある者とみなす。この場合には、沖繩県に置かれるべき海区漁業調整委員会の数は、一とする。

4 この法律の施行の際琉球政府の行政副主席の職にある者は、前条第一項の選挙において沖繩県の知事が選挙されるまでの間、沖繩県の副知事の職にある者とみなす。ただし、地方自治法第六十一条第一項ただし書の規定により、条例で、副知事が置かれなかつたこととされた場合には、この限りでない。

5 第一項の規定により沖繩県の出納長が選任されるまでの間、出納長の職務は、沖繩県知事が指定する職員が行なうものとする。

第三章 沖繩県の市町村

(市町村の地位)

第七条 沖繩の市町村は、地方自治法の規定による市町村となるものとする。

(市町村の条例等に関する経過措置)

第八条 沖繩の市町村の条例、規則その他の規程で、本邦の法令及び沖繩県の条例、規則その他の規程に抵触しないものは、地方自治法の規定による市町村の条例、規則その他の規程としてその効力を有するものとする。

(市町村の機関に関する経過措置)

第九条 この法律の施行の際沖繩の市町村の議会の議員、長、委員会の委員（委員に欠員があるときに補充される地位にある者を含む。以下この項において同じ。）又は委員その他の職員として在職する者は、その市町村の議会の議員、長、委員会の委員又は委員その他の相当の職員となるものとする。この場合において、これらの職員のうち、沖繩法令の規定により任期が定められているもので、地方自治法の規定によつても任期の定めのあるものの任期は、同法の規定によるものとし、沖繩法令の規定によりこれらの者が選挙され、又は選任された日から起算するものとする。

2 この法律の施行の際教育区の教育委員会の委員の職にある者は、昭和四十八年三月三十一日までの間、当該教育区と区域を一にする市町村の教育委員会の委員の職にある者とみなす。

第四章 裁判の効力の承継等

第一節 民事関係

(民事事件等の手続の承継)

第十条 沖繩の人身保護法（千九百六十九年立法第七十七号）、沖繩の電波法（千九百五十五年立法第八十号）、立法院議員選挙法（千九百五十六年立法第一号）、市町村議会議員及び市町村長選挙法（千九百六十八年立法第七十四号）、行政主席選挙法（千九百六十八年立法第七十五号）又は沖繩住民の国政参加特別措置法に基づく衆議院議員及び参議院議員選挙法（千九百七十年立法第九十八号）の規定による事件（刑事事件及び

沖繩の電波法第九十二条第一項の規定により異議の申立てを却下する決定に対する訴えに係る事件を除く。）について琉球政府の高等裁判所（以下この章において「旧高等裁判所」という。）において沖繩法令によりした事件の受理その他の手続は、最高裁判所において本邦の相当法令によりした事件の受理その他の手続とみなす。

第十一条 旧高等裁判所において沖繩法令によりした事件の受理その他の手続（分限事件、刑事事件及び少年の保護事件に関するものを除く。）は、この法律に別段の定めがある場合を除き、福岡高等裁判所において本邦の相当法令によりした事件の受理その他の手続とみなす。

2 立法院議員選挙法、市町村議会議員及び市町村長選挙法（第十六条第一項（第二十一条において準用する場合を含む。）を除く。）、行政主席選挙法又は沖繩住民の国政参加特別措置法に基づく衆議院議員及び参議院議員選挙法の規定による事件（刑事事件を除く。）について琉球政府の地方裁判所（以下この章において「旧地方裁判所」という。）において沖繩法令によりした事件の受理その他の手続は、福岡高等裁判所において本邦の相当法令によりした事件の受理その他の手続とみなす。

3 沖繩の電波法の規定による事件（刑事事件及び同立法第九十二条第一項の規定により異議の申立てを却下する決定に対する訴えに係る事件を除く。）について旧地方裁判所において沖繩法令によりした事件の受理その他の手続は、東京高等裁判所において本邦の相当法令によりした事件の受理その他の手続とみなす。

4 この法律の施行の際第二審として旧高等裁判所に係属している上告事件（刑事事件及び前条に規定する事件を除く。）についてされた上告の提起は、控訴の提起とみなす。

第十二条 旧地方裁判所において沖繩法令によりした事件の受理その他の手続（刑事事件に関するものを除く。）は、この法律に別段の定めがある場合を除き、那覇地方裁判所において本邦の相当法令によりした事件の受理その他の手続とみなす。

2 琉球政府の簡易裁判所（以下この章において「旧簡易裁判所」という。）の権限に属する事項で本邦の法令によれば地方裁判所の権限に属すべきもの（刑事事件に関するものを除く。）について旧簡易裁判所において沖繩法令によりした事件の受理その他の手続は、那覇地方裁判所において本邦の相当法令によりした事件の受理その他の手続とみなす。

3 地方裁判所は、第一項の規定に基づいて取り扱うべき事件で、旧地方裁判所の権限に属していたものについては、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の規定によれば地方裁判所の権限に属しない事項についても、裁判権を有する。

第十三条 琉球政府の家庭裁判所（以下この章において「旧家庭裁判所」という。）において沖繩法令によりした事件の受理その他の手続（刑事事件及び少年の保護事件に関するものを除く。）は、那覇家庭裁判所において本邦の相当法令によりした事件の受理その他の手続とみなす。

第十四条 旧簡易裁判所において沖繩法令により

した事件の受理その他の手続（刑事事件に関するものを除く。）は、この法律に別段の定めがある場合を除き、当該簡易裁判所の所在地を管轄する簡易裁判所において本邦の相当法令によりした事件の受理その他の手続とみなす。

第十五条 第十一条第一項及び第四項の規定は琉球列島米国民政府の上訴審裁判所の事件について、第十二条第一項及び第三項並びに第十三条の規定は琉球列島米国民政府の民事裁判所の事件について準用する。

2 前項の事件の手続の費用に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

（琉球政府の裁判所等にあてて発せられた書類に関する経過措置）

第十六条 この法律の施行前に琉球政府の裁判所（以下この章において「旧裁判所」という。）又は琉球列島米国民政府の裁判所（以下この章において「民政府の裁判所」という。）にあてて発せられた上告状、控訴状、訴状その他の書類（刑事事件及び少年の保護事件に関するものを除く。）で、この法律の施行の際まだ受理されていないものは、第十条から前条までの規定に基づいて事件を取り扱うべき裁判所にあてたものとみなす。

2 旧地方裁判所又は旧家庭裁判所が第一審としてした判決（第十条に規定する事件及び刑事事件に関するものを除く。）に対してこの法律の施行前に発せられた上告状で、この法律の施行の

際まだ受理されていないものは、控訴状とみなす。

（弁論の更新）

第十七条 第十条から第十五条までの規定に基づいて承継した事件については、当事者は、従前の口頭弁論の結果を陳述しなければならない。（公序良俗に反する裁判の効力）

第十八条 旧裁判所及び民政府の裁判所の確定の裁判（刑事事件及び少年の保護事件に関するものを除く。）で公の秩序又は善良の風俗に反するものは、その効力を有しない。

（民事訴訟法及び非訟事件手続法に関する経過措置）

第十九条 第十条から第十五条までの規定に基づいて承継した事件につき民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）又は非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）を適用し、又は準用するに於いての経過措置に関しては、民事訴訟法等の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第二百七十七号）附則第四項、第八項及び第十項、民事訴訟法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第三十五号）附則第二項、民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律（昭和四十五年法律第一百十五号）附則第五項並びに民事訴訟法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第百号）附則第二項の規定の例による。

いる事件の沖縄にある当事者の行為に関し民事訴訟法第五百九条第一項後段（同法以外の法令において準用する場合を含む。）又は非訟事件手続法第二十二條後段（同法以外の法令において準用する場合を含む。）に定める期間が現に進行しているものについては、なお従前の例による。

（破産法及び和議法に関する経過措置）

第二十条 破産法（大正十一年法律第七十一号）又は和議法（大正十一年法律第七十二号）を適用するに於いての経過措置に関しては、破産法及び和議法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第七十三号）附則第二項から第七項まで及び会社更生法等の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第八十八号）附則第六項から第八項までの規定の例による。

（行政事件訴訟法に関する経過措置）

第二十一条 この法律の施行の際行政事件訴訟特例法（千九百五十三年立法第四十八号）第五条第一項の期間が現に進行している処分又は裁決の取消しの訴えの出訴期間で、処分又は裁決があったことを知った日を基準とするものについては、同条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定の例による。ただし、その期間は、この法律の施行の日から起算して三月とする。

2 この法律の施行の際行政事件訴訟特例法第五条第三項の期間が現に進行している処分又は裁決の取消しの訴えの出訴期間で、処分又は裁決

があつた日を基準とするものについては、同条第三項から第五項までの規定の例による。

3 前二項の規定は、この法律の施行後に審査請求がされた場合における行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三十九号）第十四条第四項の規定の適用を妨げない。

4 前三項に定めるもののほか、行政事件訴訟法を適用するに於いての経過措置に関しては、同法附則第四条から第六条まで及び附則第八条から第十一条までの規定の例による。

（民事事件等の不服申立期間に関する特例）

第二十二条 第十条から第十五条までの規定により本土の裁判所においてしたものとみなされる裁判に対する上訴その他の不服の申立ての期間は、この法律の施行の際その期間が満了していない場合に限り、この法律の施行の日から起算する。

（民事事件の手続の費用に関する経過措置）

第二十三条 旧裁判所に提起された事件（人身保護事件、刑事事件及び少年の保護事件を除く。）の手続の費用については、民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律施行法（昭和四十六年法律第四十二号）第三条第一項から第三項まで、第四条及び第五条の規定の例による。

（過料に関する経過措置）

第二十四条 この法律の施行の際沖縄に適用されていた過料又は監置（裁判所又は裁判官が科す

るものに限る。に關する規定は、この法律に別に定めがある場合を除き、この法律の施行前の行為について、なおその効力を有する。この場合において、当該裁判に關する規定に定める過料の額については、第四十九条第一項の規定による交換比率により日本円に換算した額をもつてその額とする。

2 前項の規定によりなおその効力を有することとされる法令の規定による過料の裁判は、次項に定めるものを除き、この法律の施行の際沖繩において旧簡易裁判所が裁判権を有していた場合に於ては簡易裁判所が、旧地方裁判所が裁判権を有していた場合に於ては地方裁判所とするものとする。

3 第一項の規定によりなおその効力を有することとされる沖繩の民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)、沖繩の家事審判法(千九百五十六年立法第八十八号)、沖繩の民事調停法(千九百五十七年立法第九十六号)、法廷等の秩序維持に關する立法(千九百六十八年立法第二十六号)又は沖繩の人身保護法の規定による過料の裁判は、第十条から第十四条までの規定により当該手続を承継した裁判所がするものとする。

第二節 刑事關係

(罰則に關する経過措置)

第二十五条 この法律の施行の際沖繩に適用されていた刑罰に關する規定(刑事に關する法令の規定のうち過料又は監置に關するものを含む。以下この項及び第二十七条第一項において同

じ。は、政令で定めるものを除き、この法律の施行前の行為について、なおその効力を有する。この場合において、当該刑罰に關する規定に定める罰金、科料又は過料の額については、第四十九条第一項の規定による交換比率により日本円に換算した額をもつてその額とする。

2 前項の規定によりなおその効力を有することとされる沖繩の刑法(明治四十年法律第四十五号)第二十六条各号、第二十六条ノ二第一号及び第三号並びに第二十九条第一項第一号から第三号までの規定に定める刑には、この法律の施行後の行為について科せられた刑を含むものとする。

3 この法律の施行の際沖繩に適用されていた刑罰に關する規定のうち、別に定めるもののほか、次に掲げる罰則は、この法律の施行後の行為について、法律としての効力を有する。この場合において、刑法(明治四十年法律第四十五号)第七条の規定は適用せず、公務員及び公務所の意義については、この法律の施行の際沖繩に適用されていた刑罰に關する規定に定めるところによるものとし、かつ、第三号及び第五号の罪は同法第二条の例に、第四号の罪は同法第三条の例に、沖繩の刑法第九十七号ノ三第三項の罪は刑法第四条の例に従う。

一 沖繩の刑法第三十号

二 沖繩の刑法第三百三十四号第一項及び同法以外の法令の規定で秘密漏洩の罪を定めるもの
三 沖繩の刑法第五百五十五号及び同条から同法第五百五十七号までに記載した文書又は図面に

四 關する同法第五百十八号

沖繩の刑法第六十号に記載した文書に關する同法第六十一号

五 沖繩の刑法第六十五号及び第六十六号並びにこれらの規定に關する同法第六十八号

六 沖繩の刑法第九十七号ノ三第三項並びに

同項に規定する賄賂に關する同法第九十七号ノ五及び第九十八号第一項並びに同法以外の法令の規定で事後取賄及びこれに關する賄賂の罪並びにこれらの罪の賄賂に關する没収及び追徴を定めるもの

4 この法律又はこの法律に基づく政令により、

この法律の施行後の行為について、本邦の法令としての効力を有することとされる沖繩法令の罰則に定める懲役、禁錮、罰金、拘留、科料又は没収は、刑法第九条に定める懲役、禁錮、罰金、拘留、科料又は没収とし、当該罰則に定める罰金又は科料の額の換算については、第一項後段の規定を準用する。

5 輸出及び輸入、出入国その他の行為で、この

法律の施行前に行なわれたものに対する罰則の適用については、沖繩と本土との關係は変更がなかつたものとみなす。

(裁判権等の分配)

第二十六条 最高裁判所は、旧高等裁判所が裁判権を有していた事項のうち、次に掲げるものについて裁判権を有する。

一 旧地方裁判所が刑事に關し上訴審としてした判決に対する上告

二 沖繩の刑事訴訟法(千九百五十五年立法第八十五号)に定める非常上告及び特に定める抗告

2 高等裁判所は、次の事項について裁判権を有する。

一 旧高等裁判所が刑事(少年の保護事件を含む。第四項、次条第一項、第二十八号第一項及び第六項並びに第三十号において同じ。)に關し裁判権を有していた事項(前項各号に掲げるものを除く。)

二 旧地方裁判所が刑事に關し上訴審として裁判権を有していた事項(沖繩の刑事訴訟法第四百三十八号第一項に定める裁判の取消し又は変更の請求を除く。)

三 沖繩の刑法第七十七号から第七十九号までの罪に係る訴訟の第一審

3 地方裁判所は、旧地方裁判所が刑事に關し裁判権を有していた事項(前項第二号及び第三号に掲げるものを除く。及び民政府の裁判所が刑事に關し裁判権を有していた事項について裁判権を有する。

4 家庭裁判所は、旧家庭裁判所が刑事に關し裁判権を有していた事項について権限を有する。

5 簡易裁判所は、旧簡易裁判所が刑事に關し裁判権を有していた事項(沖繩の刑法第九十五号の罪、同法第二百四十六号の罪及びその未遂罪並びに同法第二百四十九号の罪及びその未遂罪並びに長期一年以下の懲役若しくは禁錮にあたる罪(選択刑として罰金が定められているものを除く。))に係る訴訟を除く。について裁判権を有する。

(手続、執行等の承継)

第二十七条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)、少年法(昭和二十三年法律第六十八号)、監獄法(明治四十一年法律第二十八号)、犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四百十

二号)その他の政令で定める刑事に関する法律及びこれらに基づく命令並びに刑事に関する最高裁判所規則のうち最高裁判所規則で定めるもの(以下この節において「本土の刑事関係法令」という。)の規定(刑罰に関する規定を除く。)は、この法律の施行前に沖縄において生じた事項についても適用する。この場合において、この法律の施行の際沖縄に適用されていた刑事に関する法令(以下この節において「沖縄の刑事関係法令」という。)の規定に関する事項で本土の刑事関係法令にその規定に相当する規定のあるものは、当該本土の刑事関係法令の規定によつて生じた効力は、本土の刑事関係法令上の相当の効力とみなす。

2 前項後段の規定の適用については、沖縄の刑事訴訟法第四百十五条に定める上告に関する規定は、刑事訴訟法第三編第二章に定める控訴に関する規定に、沖縄の刑事訴訟法第四百十六條に定める上告に関する規定は、刑事訴訟法第三編第三章に定める上告に関する規定に、沖縄の刑事訴訟法第三百七十九條第三項、第三百九十五條第二項、第三百九十六條第二項又は第四百十三條第二項に定める即時抗告に関する規定は、これらに対応する刑事訴訟法第三百七十七條第三項、第三百八十五條第二項、第三百八十六條第二項又は第四百三條第二項に定める異議の申立てに関する規定に相当するものとし、民政府の裁判所がした刑事に関する最終の裁判(この法律の施行の際当事者が上訴をすることができた事件で次条第八項後段の規定によりこの法律の施行の際民政府の裁判所に係属しているものとみなされるもの以外のもの)についての裁判を含むものとし、以下この節において「民政府の裁判所の最終裁判」という。)は、那覇地方裁判所がした刑事に関する確定裁判と、この法律の施行の際琉球政府の更生保護委員会に係属している異議の申立ては、この法律の施行の日に中央

更生保護審査会に対してされた審査請求とみなす。

3 沖縄の刑事訴訟法の施行前に旧裁判所に公訴の提起があつた事件については、刑事訴訟法施行法(昭和二十三年法律第二百四十九号)第二条に定める事件の処理に関する法令の規定の例による。この場合においては、第一項の規定を準用する。

第二十八條 旧裁判所においてした刑事に関する事件の受理その他の手続は、当該裁判所の所在地を管轄する裁判所前二条の規定により当該事件について裁判権その他の権限を有する裁判所(その裁判所が二以上あるときは、この法律の施行の際当該事件に係属している旧裁判所と管轄区域を同じくする裁判所とし、以下この項において「相当裁判所」という。)においてした事件の受理その他の手続とし、この法律の施行前に旧裁判所において発せられた刑事に関する訴訟に関する書類でこの法律の施行の際まだ受理されていないものは、相当裁判所にあてたものとみなす。

2 この法律の施行の際旧裁判所に係属している事件についてこの法律の施行前にした公判手続は、これを更新しなければならぬ。

3 旧裁判所がした裁判その他の処分で前条第一項の規定により本土の刑事関係法令の規定に定める裁判その他の処分とみなされるものの上訴、正式裁判の請求その他の不服の申立ての期間は、この法律の施行の際まだその期間が満了していない場合限り、この法律の施行の日から起算する。

4 この法律の施行の際公訴の時効が完成していない布告及び布令に定める罪についての時効の期間は、刑法並びに訴訟手続法典(千九百五十五年琉球列島米国民政府布令第四百四十四号)第一部第三章第四条又は刑事訴訟法第二百五十條に定める期間のうち、犯人に有利なものによる。

5 旧簡易裁判所がした略式命令又は即決裁判がこの法律の施行後に確定判決と同一の効力を生ずることとなる場合における罰金又は料料の上限の額については、なお従前の例による。この場合において、その額の換算については、第二十五條第一項後段の規定を準用する。

6 この法律の施行前に沖縄において生じた事項に係る刑事訴訟費用、刑事補償その他刑事に関する国の債権債務の額の算定については、なお従前の例による。

7 民政府の裁判所が裁判権を有していた刑事に関する事件(民政府の裁判所の最終裁判があつた事件を除く。)についてこの法律の施行前にされた手続は、この法律の施行後は、事件の受理を除き、その効力を有しない。

8 この法律の施行の際民政府の裁判所に係属している刑事に関する事件について、最高裁判所規則で定める期間内に検察官から刑事訴訟法第二百五十六條に定める起訴状が那覇地方裁判所に差し出されたときは、当該事件は、この法律の施行の日と同裁判所に係属するものとする。

この場合において、民政府の裁判所の裁判があつた事件で、この法律の施行の際当事者が上訴をすることができたものについて、最高裁判所規則で定める期間内に当事者から那覇地方裁判所に審理を求める旨の書面の提出があつたときは、当該事件は、この法律の施行の際民政府の裁判所に係属しているものとみなす。

9 沖縄の刑事関係法令の規定による服役良好時間又は特殊良好時間の取得並びに喪失及び取消しについては、なお従前の例による。

(恩赦)
第二十九條 恩赦に関する法令の規定は、沖縄に適用されていた刑罰に関する規定に定める罪を犯した者についても適用があるものとす。

2 この法律の施行前に沖縄においてされた減刑又は赦免は、それぞれ恩赦法(昭和二十二年法律第二十号)に定める減刑又は大赦若しくは特

赦に相当する効力を有するものとみなす。
(適用除外)
第三十條 この節の規定は、沖縄に設立されていた裁判所が刑事に關してした裁判で昭和二十七年四月二十八日前に確定したもの(沖縄に設立されていた裁判所が同日前に刑事に關してした裁判で、上訴、正式裁判の請求その他の不服の申立てがなく、又はその申立てが取り下げられたため、同日以後に確定したものを含む。)及び民政府の裁判所が昭和三十年四月十日前にした刑事に關する最終の裁判に係る事項については、適用しない。

第五章 琉球政府等の権利義務の承継等
第三十一條 琉球政府の権利義務の承継
(琉球政府の権利義務の承継)
第三十二條 この法律の施行の際琉球政府が有している権利及び義務は、別に法律に定めがある場合を除き、政令で定めるところにより、その時において、琉球政府の事務又は事業を承継する国又は沖縄県その他の法人が、その承継する事務又は事業の目的又は性格その他の事情に応じて承継する。

(琉球政府の職員の承継)
第三十三條 この法律の施行の際琉球政府の一般職に属する常勤の職員又は特別職のうち政令で定めるものに属する職員として在職する者は、政令で定めるところにより、国、沖縄県、沖縄県の区域内の市町村又は政令で定める公共的団体の職員となる。

(琉球政府の決算の処理)
第三十三條 沖縄県知事は、政令で定めるところにより、琉球政府のこの法律の施行の日の前日の属する年度の決算を作成し、沖縄県の監査委員の審査を経て、これを沖縄県の議会に報告するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 沖縄県知事は、前項の規定による決算を作成したときは、すみやかに当該歳入歳出決算並びにこの法律の施行の日の前日における琉球政府

の財産、公債及び借入金の現在高その他財政に
関する一般の事項について、印刷物の配付その他
適当な方法で住民に報告しなければならない。

(地方教育区の権利義務の承継)

第三十四条 この法律の施行の際教育区又は連合
教育区が有している権利及び義務は、別に法律
に定めがある場合を除き、その時においてそれ
ぞれ当該教育区と区域を一にする市町村又は沖
縄県が承継する。

(地方教育区の職員の承継)

第三十五条 この法律の施行の際教育区の常勤の
職員として在職する者は、当該教育区と区域を
一にする市町村の職員となる。

2 この法律の施行の際連合教育区の教育委員会
に置かれていた教育長及び教育次長並びにその
事務局の常勤の職員として在職する者は、政令
で定めるところにより、沖縄県又は沖縄県の区
域内の市町村の職員となる。

第六章 法人の権利義務の承継等

(琉球水道公社)

第三十六条 琉球諸島及び大東諸島に関する日本
国とアメリカ合衆国との間の協定第六条第一項
の規定により政府に移転し、又は政府が引き継
いだ琉球水道公社の財産その他の権利及び義務
は、政令で定めるものを除き、この法律の施行
の時において沖縄県が承継する。

(琉球電信公社)

第三十七条 この法律の施行の際琉球電信電話公
社法(千九百五十八年立法第八十七号)に基づく
琉球電信電話公社(以下この条において「琉球公
社」という。)が有している権利及び義務は、そ
の時において日本電信電話公社(以下この条に
おいて「公社」という。)が承継する。

2 この法律の施行の際琉球公社の職員である者
は、その時において公社の職員となる。ただ
し、その時において国際電信電話株式会社勤
務することとなる者については、この限りでな

い。

3 この法律の施行前に琉球政府から琉球公社に
出資された額に相当する額は、日本電信電話公
社法(昭和二十七年法律第二百五十号)第五条第
二項の規定にかかわらず、この法律の施行の日
に政府から公社に追加して出資されたものとす
る。

4 公社は、この法律の施行の日から起算して九
十日を経過する日までは、第一項の規定により
琉球公社から引き継いだ国際電信電話業務に必
要な設備で日本電信電話公社法第六十八条に規
定するものを、同条の規定にかかわらず、国会
の議決を経ないで、国際電信電話株式会社に譲
渡することができる。ただし、あらかじめ郵政
大臣の認可を受けることを要する。

(沖縄放送協会)

第三十八条 この法律の施行の際沖縄の放送法
(千九百六十七年立法第二百二十二号)に基づく沖
縄放送協会が有している権利及び義務は、その
時において日本放送協会が承継する。

2 日本放送協会は、この法律の施行の際におけ
る沖縄放送協会の資産の価額(沖縄放送協会の
会計における当該資産の帳簿価額をいう。)から
負債の金額を控除して残額を生ずるときは、当
該残額(当該残額がこの法律の施行の際琉球政
府が沖縄放送協会に對し出資している額をこえ
る場合には、当該出資している額)に相当する
額を、この法律の施行の日から起算して一年以
内に、国に納付しなければならない。

(沖縄下水道公社)

第三十九条 この法律の施行の際沖縄下水道公社
法(千九百六十七年立法第六号)に基づく沖縄
下水道公社が有している権利及び義務は、その
時において沖縄県が承継する。

(住宅の供給を目的とする沖縄の特別の法人)

第四十条 沖縄の立法により特別の設立行為をも
つて設立され、琉球政府が基本財産たる財産の
額の二分の一以上に相当する財産を拠出してお

り、かつ、地方住宅供給公社法(昭和四十年法律
第二百二十四号)第一条に規定する事業と同様の
事業を行なうことを目的とする法人で政令で定
めるものは、沖縄県が設立団体である地方住宅
供給公社となる。

(沖縄学校安全会)

第四十一条 この法律の施行の際沖縄学校安全
会法(千九百六十五年立法第十号)に基づく沖縄学
校安全会が有している権利及び義務は、その時
において日本学校安全会が承継する。

(輸出バイナアップルかん詰組合)

第四十二条 バイナアップル産業振興法(千九百
五十九年立法第八十五号)に基づく輸出バイ
ナアップルかん詰組合は、中小企業団体の組織
に関する法律(昭和三十三年法律第八十五号)
に基づく商工組合となる。

2 前項の規定により中小企業団体の組織に関す
る法律に基づく商工組合となつた輸出バイナ
アップルかん詰組合(以下この条において「かん
詰組合」という。)は、この法律の施行の日から
起算して三月を経過する日までに、必要な定款
の変更につき中小企業団体の組織に関する法律
第四十七条第二項において準用する中小企業等
協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第
五十一条第二項の認可の申請をしなければなら
ない。

3 かん詰組合は、前項に規定する期間内に同項
の規定による認可の申請をしなかつた場合又は
当該期間内に当該認可の申請をしたがその認可
を受けることができなかった場合においては、
当該期間の満了の時又は当該認可を受けること
ができなかつたことが確定した時(その時が当該期
間の満了前である場合には、当該期間の満了の時)
において、すでに解散した場合を除いて、解
散する。この場合における解散及び清算につ
いては、中小企業団体の組織に関する法律第四
十七条第三項において準用する中小企業等協同
組合法第六十二条第一項第五号に掲げる事由に

より解散した商工組合の解散及び清算の例によ
る。

4 かん詰組合については、中小企業団体の組織
に関する法律第八條第一項の規定は、第二項の
定款の変更につき同項に規定する認可があるま
では、適用しない。

(各種共済組合)

第四十三条 この法律の施行の際公務員等共済組
合法(千九百六十九年立法第五十四号)に基づ
く公務員等共済組合、市町村議会議員共済会若
しくは市町村関係団体職員共済組合又は公立学
校職員共済組合(千九百六十八年立法第四
十七号)に基づく公立学校職員共済組合が有し
ている権利及び義務は、政令で定めるところに
より、その時において公共企業体職員等共済組
合法(昭和三十一年法律第三十四号)に基づく
共済組合、国家公務員共済組合法(昭和三十
三年法律第三十八号)に基づく共済組合若しく
は国家公務員共済組合連合会又は地方公務員等
共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)に
基づく共済組合、地方議会議員共済会若しくは
団体共済組合が承継する。

2 この法律の施行の際沖縄の私立学校教職員共
済組合法(千九百七十一年立法第八十三号)第九
十六条において「沖縄私学共済組合法」とい
う。に基づく私立学校教職員共済組合(同条にお
いて「沖縄私学共済組合」という。)が有してい
る権利及び義務は、その時において私立学校教
職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五
号)同条において「私学共済組合法」という。に基
づく私立学校教職員共済組合(同条において「私
学共済組合」という。)が承継する。

3 この法律の施行の際沖縄の農林漁業団体職員
共済組合法(千九百六十九年立法第八十七号)第
百六条において「沖縄農林共済組合法」とい
う。に基づく農林漁業団体職員共済組合(同条に
おいて「沖縄農林共済組合」という。)が有してい
る権利及び義務は、その時において農林漁業団

体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号。同条において「農林共済組合法」という。）に基づき農林漁業団体職員共済組合（同条において「農林共済組合」という。）が承継する。

（法人である沖縄の職員団体等）

第四十四条 琉球政府公務員法（千九百五十三年立法第四号）に基づく法人である職員団体のうち、第三十二条の規定により一般職の国家公務員となる者（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百八条の二第五項に規定する職員（当該職員とみなされる者を含む。）となる者及び公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二項第二号の職員となる者を除く。）が主体となつて組織するものは、国家公務員法に基づく法人である職員団体となる。

2 前項の規定により国家公務員法に基づく法人である職員団体となつたものは、人事院規則で定める日までに、解散したものと及び同法第百八条の三の規定により登録されたものを除き、その日の経過により解散する。この場合における解散及び清算については、同法に基づく法人である職員団体の同法の規定による解散及び清算の例による。

第四十五条 前条の規定は、琉球政府公務員法に基づく法人である職員団体又は沖縄の労働組合法（千九百五十三年立法第四十二号）に基づく法人である労働組合のうち、この法律の規定により沖縄県又は沖縄県の区域内の当該市町村の職員となる者（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第五項に規定する職員となる者及び地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第二項に規定する職員となる者を除く。）がそれぞれ主体となつて組織するもの（沖縄県の区域内の公立学校の職員となる者が主体となつて組織するものを含む。）の地位について準用する。この場合において、前条中「国家公務員法に基づく法人」

とあるのは「地方公務員法に基づく法人」と、「人事院規則」とあるのは「政令」と、「第百八条の三」とあるのは「第五十三条」と読み替へるものとする。

第四十六条 沖縄の労働組合法に基づく法人である労働組合又は琉球政府公務員法の規定に基づく法人である職員団体のうち、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第三条の労働者が主体となつて組織するものは、同法に基づく法人である労働組合となる。

2 前項の規定により労働組合法に基づく法人である労働組合となつたものは、政令で定める日までに、解散したものと及び同法第十一条第一項又は公共企業体等労働関係法第三条第二項の規定の例により労働組合法の規定に適合する旨の労働委員会又は公共企業体等労働委員会の証明を受けたものを除き、その日の経過により解散する。この場合における解散及び清算については、同法に基づく法人である労働組合の同法の規定による解散及び清算の例による。

（宗教団体等）
第四十七条 沖縄の宗教団体法（昭和十四年法律第七十七号）に基づく法人である宗教団体及びこの法律の施行の際琉球政府が保管している神社明細帳に記載されている神社は、それぞれ、宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）に基づく宗教法人となる。

2 前項の規定により宗教法人法に基づく宗教法人となつた者（以下この条において「沖縄宗教法人」という。）は、同法による宗教法人の設立手続の例により、規則を作成し、これについて所轄庁の認証を受けなければならない。この場合における規則の認証の申請は、この法律の施行の日から起算して一年六月以内にしなければならない。

3 沖縄宗教法人は、前項に規定する期間内に同項の規定による規則の認証の申請をしなかつた場合又は当該期間内に当該認証の申請をしたがその認証を受けることができなかった場合にお

いては、当該期間の満了の時又は当該認証を受けることができないことが確定した時（その時が当該期間の満了前である場合には、当該期間の満了の時）において、すでに解散したものを除いて、解散する。この場合における解散及び清算については、宗教法人法第四十三条第二項第四号に掲げる事由により解散した宗教法人の解散及び清算の例による。

4 宗教法人法第十四条、第八十条、第八十条の二及び第八十二条の規定は第二項の規定による認証に関する決定及びその取消しについて、同法第八十一条（第一項第五号に掲げる事由に係る部分に限る。）の規定は当該認証を受けた沖縄宗教法人が宗教団体でないことが判明したことを事由とする解散命令について、同法第八十七条の規定は当該認証の取消しに関する訴えについて、同法第八十九条の規定は当該認証の申請について、それぞれ準用する。この場合において、同法第十四条第四項中「三月」とあるのは、「二年」と読み替へるものとする。

（その他の沖縄の法人の地位）
第四十八条 第三十六条から前条までに定めるもののほか、沖縄の民法（明治二十九年法律第八十九号）、沖縄の商法（明治三十二年法律第四十八号）、沖縄の有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）その他本土法令に相当する沖縄法令に基づく法人は、それぞれ、民法（明治二十九年法律第八十九号）、商法（明治三十二年法律第四十八号）、有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）その他当該沖縄法令に相当する本土法令に基づく相当の法人となる。

第七章 通貨の交換等

（通貨の交換）
第四十九条 沖縄県の区域内にある居住者は、政令で定めるところにより、当該区域において保有するアメリカ合衆国通貨を、この法律の施行の日前における外国為替の売買相場を動向を勘案し、内閣の承認を得て大蔵大臣が定める交換

比率により、同日から政令で定める日までの間に、本邦通貨と交換しなければならない。

2 政府は、前項の規定によるアメリカ合衆国通貨と本邦通貨との交換に関する事務を、政令で定めるところにより、日本銀行に取り扱わせるものとする。

3 前二項における用語については、次に定めるところによる。

一 「本邦通貨」とは、臨時通貨法（昭和十三年法律第八十六号）又は日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）により発行され、この法律の施行の際通用する臨時補助貨幣及び銀行券をいう。

二 「アメリカ合衆国通貨」とは、アメリカ合衆国政府又は連邦準備銀行その他のアメリカ合衆国の銀行が発行し、この法律の施行の際沖縄において通用する貨幣、紙幣及び銀行券をいう。

三 「居住者」とは、外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第二項第五号に規定する居住者をいう。

（印紙の交換等）

第五十条 沖縄の収入印紙（印紙をもつてする才入金納付に関する立法（千九百五十二年立法第八号。次項において「沖縄印紙納付法」という。）に規定する収入印紙をいう。以下この項において同じ。）については、この法律の施行の日から政令で定める日までの間に限り、政令で定めるところにより、これを所持する者の請求に応じ、当該請求に係る沖縄の収入印紙の金額（当該請求に係る沖縄の収入印紙が二枚以上である場合には、その合計金額）を前条第一項の規定による交換比率により日本円に換算した金額に相当する額により、沖縄県の区域内に所在する郵便局（次項において「沖縄の郵便局」という。）において、収入印紙と交換するものとする。

2 沖縄の失業保険印紙（沖縄印紙納付法に規定する失業保険印紙をいう。以下この項において

(切手類の交換等)

条において「沖繩の切手類」という。）については、この法律の施行の日から政令で定める日までの間に限り、政令で定めるところにより、沖繩の切手類を所持する者の請求に応じ、当該沖繩の切手類のあらわす料金の額（二枚以上の沖繩の切手類に係る場合には、そのあらわす料金の合計額。次項において同じ。）を第四十九条第一項の規定による交換比率により日本円に換算した金額に相当する額により、郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第三十三条の規定により郵政大臣が発行した郵便切手その他郵便に關する料金をあらわす証票と交換するものとす

第十八部

沖繩及び北方問題に関する特別委員会会議録第三号 昭和四十六年十二月十五日 【参議院】

縄県の区域にあてて差し出される料額印面のついた往復葉書の返信部に限る。

(合衆国ドル表示の債権又は債務の切替え)

第五十二條 國又は地方公共団体がこの法律の規定に基づき承継する合衆国ドル表示の債権又は債務（以下この条において「ドル表示債権債務」という）、沖繩の市町村が有しているドル表示債権債務その他国又は地方公共団体と沖繩にある者との間に存するドル表示債権債務及び沖繩にある者の間又は沖繩にある者と本土にある者との間に存するドル表示債権債務で、本邦で支払われるべきものは、政令で定めるもの及び特約のあるものを除き、この法律の施行の際第四十九条第一項の規定による交換比率により日本円表示の債権又は債務に切り替えられるものとする。

第八章 法令の適用に関する特別措置

第一節 通則

(沖縄法令による免許等の効力の承継等)

第五十三條 この法律の施行前に、本土法令の規定に相当する沖繩法令の規定によりされた免許、許可、認可、承認、登録、これらの処分、取消し、申請、届出等の処分又は手続は、別に法律に定めがある場合及び沖繩と本土との間において処分の基準が著しく異なる等特別の理由がある場合を除き、政令（当該本土法令が総理府令又は省令であるときは、それぞれ総理府令又は省令。以下次条までにおいて同じ。）で定めるところにより、それぞれ本土法令の相当規定によりされた処分又は手続とみなす。

2 前項の規定により本土法令の規定による免許、許可等の処分を受けたものとみなされた場合において、この法律の施行前に、沖縄法令において免許の取消し、営業の停止その他の利益な処分の理由とされている事実で、これに相当する事実が本土法令においてもこれらの利益な処分の理由とされているものがあつたとき（第二十五条第一項に規定する沖縄法令の規定

の適用を受けたことが沖繩法令において不利益な処分の理由とされている事実と該当する場合において、この法律の施行後に、同項の規定によりなおその効力を有することとされる沖繩法令の規定の適用を受けたときを含む。は、政令で定めるところにより、それぞれ、本土法令において不利益な処分の理由とされている事実があつたものとみなして、本土法令の当該規定を適用することができる。

3 別に法律に定めがある場合及び第一項の規定が適用される場合を除き、人の資格に関する本土法令の規定の適用については、当該本土法令令において欠格事由とされている事実と相当するものとき（第二十五条第一項に規定する沖縄法令のとき）の規定の適用を受けたことが当該事実と該当するものとき。

場合において、この法律の施行後に、同項の規定によりなおその効力を有することとされる沖縄法令の規定の適用を受けたときを含む。は、政令で定めるところにより、本土法令において当該欠格事由とされている事実があつたものとみなすことができる。

4 第 項及び前項の規定は、この法律の施行の
際すでに本土法令の規定により与えられてい
る身分又は地位に影響を及ぼすものではない。
(冲縄において従事していた業務等の継続)
第五十四条 一定の業務又は職業についての制限

又は禁止を定めている本土法令の規定に相当する沖繩法令の規定がない場合においては、この法律の施行の際沖繩において適法にこれらの業

めがある場合及び当該業務又は職業は高度の専門的知識を要するものである等特別の理由により、当該場合を除き、政令で定めることとなる。当該本土法令の規定にかかわらず、引き続きこれらの業務又は職業に従事することができる。

第二節 總理府關係

第五十五条 琉球政府の職員のうち、第三十二条

の規定により国家公務員となり、一般職の職員
の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十
五号）の規定の適用を受けることとなる職員で、
琉球政府において受ていた給料月額等を考慮し
て人事院が必要と認めるものについては、当分
の間、人事院規則で定めるところにより、特別
の手当を支給するものとする。

2 沖縄県の区域内に所在する官署に勤務する医師及び歯科医師で、一般職の職員給与に関する法律の規定の適用を受けるものについては、当分の間、人事院規則で定めるところにより、特別の手当を支給することができる。

(国家公務員災害補償法の適用に関する経過措置)

第五十六条 琉球政府の職員のうち 第三十二条

の規定により一般職の国家公務員となつた者及びこの法律の施行前に離職し、又は死亡した者で、その離職又は死亡の時に一般職の国家公務員が従事する事務に相当する事務に従事していたものについては、当該職員としての公務を国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）上の公務とみなして、同法の規定並びに国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第六十七号）附則第六条及び第八条の規定を適用する。この場合において、この法律の施行前に支給事由の生じた障害補償年金又は遺族補償年金の額その他必要な事項については、人事院規則で特別の定めをすることとすることができる。

2 前項に規定する者の昭和四十四年九月三十日以前に支給事由の生じた公務上の災害に対する補償に関しては、同項の規定にかかわらず、その者の職員としての公務を国の公務とみなして労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の規定による補償(同法第八十二条に規定する補償を除く。)の例により補償を行なう。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律) 第五十七条 この法律の施行の際沖繩にある会社株式(社員の持分を含む)を所有している会社(外国会社を含む。次項において同じ)であつて、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号。次項において「私的独占禁止法」という。)第九条第三項に規定する持株会社に該当するものは、同条第二項の規定の適用については、この法律の施行の日に持株会社となつたものとみなす。

2 前項の場合において、反則行為の範囲及び種別は、沖繩の道路交通法及び沖繩の道路交通法施行規則(千九百六十四年規則第十三号)に定めるところとし、この法律の施行前にされた告知若しくは通告又は指示に係る反則金の額は、その額を第四十九条第一項の規定による交換比率により日本円に換算した額とし、この法律の施行後にされる告知若しくは通告に係る反則金の額は又は指示に係る反則金の限度額は、同規則に定める額又は同立法に定める限度額を第四十九条第一項の規定による交換比率により日本円に換算した額とする。

(交通方法等に関する暫定措置)

第五十八条 沖繩県の区域においては、政令で定める日までの間は、歩行者の左側通行及び車両の右側通行の原則に従い政令で定めるところにより必要な調整を施して、道路交通法(昭和十五年法律第五号)の規定を適用する。

2 前項の政令で定める日を指定するにあつては、この法律の施行の日から起算して三年を経過した日以後の日で、交通方法を歩行者の右側通行及び車両の左側通行の原則に変更するため諸般の準備措置及び当日に予想される交通の状況を考慮して、その変更を円滑に行なうことができると認められる日を指定するものとし、当該政令は、当該日から起算して六月前までに公布するものとする。

(反則行為に関する経過措置)

第五十九条 この法律の施行前にされた沖繩の道路交通法(千九百六十二年立法第九号)第九十五條第一項に規定する反則行為並びにこれに係る同条第二項に規定する反則金及び同条第三項に規定する反則金は、道路交通法第二百二十五條第一項に規定する反則行為並びにこれに係る同条第二項に規定する反則金及び同条第三項に規定する反則行為並びにこれに係る同条第二項に規定する反則金及び同条第三項に規定する反則金とみなす。

定する反則金と、この法律の施行前に沖繩の道路交通法の規定によりされた告知、通告、反則金の納付、指示その他の反則行為に関する処理手続の特例に係る行為は、道路交通法の相当規定によりされた告知、通告、反則金の納付、指示その他の行為とみなす。

2 前項の場合において、反則行為の範囲及び種別は、沖繩の道路交通法及び沖繩の道路交通法施行規則(千九百六十四年規則第十三号)に定めるところとし、この法律の施行前にされた告知若しくは通告又は指示に係る反則金の額は、その額を第四十九条第一項の規定による交換比率により日本円に換算した額とし、この法律の施行後にされる告知若しくは通告に係る反則金の額は又は指示に係る反則金の限度額は、同規則に定める額又は同立法に定める限度額を第四十九条第一項の規定による交換比率により日本円に換算した額とする。

(沖繩の行政庁の処分等に係る不服申立てに関する経過措置)

第六十条 この法律の施行前にされた沖繩の行政庁の処分(行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第二条第一項に規定する処分をいう。以下この条において同じ)で第五十三条第一項の規定により本土法令の相当規定によりされた処分とみなされるものその他政令で定める沖繩の行政庁の処分及びこの法律の施行前に沖繩の行政庁に対してされた申請で同項の規定により本土法令の相当規定によりされた申請とみなされるものに係る不服(行政不服審査法第二条第二項に規定する不服をいう。)については、この法律又はこの法律に基づく政令で別に定める場合を除き、行政不服審査法を適用する。

2 この法律の施行前に沖繩の行政庁に対して不服申立てをすることができるとされたいた処分であるこの法律の施行の際の提起期間が現に進行しているものに係る不服申立て及びこの法律の施行前に沖繩の行政庁に対して不服申立て

をすることができないものとされていた処分に係る不服申立てでこの法律の施行の日前六十日以内に当該処分があつたことを知つた者が行なうものについては、行政不服審査法第十四条第一項及び第四十五条中「処分があつたことを知つた日の翌日」とあるのは「沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の施行の日」と、同法第十四条第三項(同法第四十八条において準用する場合を含む)中「経過したとき」とあるのは「経過したとき(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の施行の日から起算して六十日以内にする法律の施行の日から起算して六十日以内にする法律の施行の日から起算して六十日を経過したとき)」とする。

(国の行政機関の職員に関する暫定措置)

第六十一条 沖繩県の区域内に置かれる国の行政機関の所掌事務を遂行するために当該行政機関に恒常的に置く必要がある職に充てるべき総理府及び各省の常勤の職員(自衛官及び国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四十一号)第五条に規定する常勤の職員を除く。)の定員は、当分の間、行政機関の職員の定員に関する法律(昭和四十四年法律第三十三号)の規定にかかわらず、政令で定めるところによる。

(所有者不明土地の管理)

第六十二条 沖繩法令の規定による所有者不明土地で、この法律の施行の際琉球政府又は沖繩の市町村が管理しているものは、当分の間、従前の例に準じ、沖繩県又は当該所有者不明土地の所在する市町村が管理するものとする。

第三節 法務省関係

(裁判所職員の定員に関する暫定措置)

第六十三条 沖繩県の区域内に置かれる裁判所及び裁判所の支部の職員並びにこれらの職員のうち沖繩県の区域内に置かれる檢察審査会に勤務する職員の定員は、当分の間、裁判所法第五条第三項及び裁判所職員定員法(昭和二十六年法

律第五十三号)の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところによる。

(裁判所職員に対する特別の手当等)

第六十四条 第三十二条の規定により裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の規定の適用を受ける裁判所職員となつた者の給与に関する事項については、第五十五条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「人事院」とあるのは「最高裁判所」と、「人事院規則」とあるのは「最高裁判所規則」と読み替へるものとする。

2 沖繩県の区域内に置かれる裁判所に勤務する医師については、第五十五条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「人事院規則」とあるのは、「最高裁判所規則」と読み替へるものとする。

3 琉球政府の職員のうち、この法律又はこの法律に基づく政令の規定により裁判所職員臨時措置法の規定の適用を受ける裁判所職員となつた者及びこの法律の施行前に離職し、又は死亡した者でその離職又は死亡の時に琉球政府の裁判所職員であつたものの災害補償に関する事項については、第五十六条の規定を準用する。この場合において、同条第一項並びに同項において適用するものとされる国家公務員災害補償法並びに国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(附則第六條及び第八條中「人事院」とあるのは「最高裁判所」と、「人事院規則」とあるのは「最高裁判所規則」と読み替へるものとする。

(外国人弁護士に関する特例)

第六十五条 沖繩の弁護士法(千九百六十七年立法第三十九号)附則第五条の規定による外国人弁護士で昭和四十六年一月一日以降引き続き沖繩においてその業務に従事している者は、最高裁判所の承認を受けて、外国法に關し、弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第三条に規定する事務を行なうことができる。

2 最高裁判所は、前項の承認をする場合には、

選考をすることができる。

3 第一項の規定により弁護士法第三条に規定する事務を行なう者は、沖縄県の区域内に事務所を設けなければならない。

4 弁護士法第一条、第二条、第二十条第三項、第二十三条から第二十九条まで、第七十六条及び第七十七条(第二十七条及び第二十八条に係る部分に限る。)の規定は、第一項の規定により同項に規定する事務を行なう者(第八項の規定により第一項に規定する事務を行なう者を含む。)について準用する。この場合において、同法第二十五条第五号中「仲裁手続により」とあるのは、「仲裁手続により、又は沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の施行前の沖縄における仲裁手続により」と読み替えるものとする。

5 沖縄法令の規定による外国人弁護士であつた者は、この法律の施行前にその職務上知り得た秘密を保持する権利を有し、義務を負う。ただし、法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

6 最高裁判所は、必要と認める場合には、第一項の承認を取り消すことができる。

7 最高裁判所が第一項の承認をし、又はこれを取り消す場合には、日本弁護士連合会の意見をきかなければならない。

8 この法律の施行の際沖縄法令の規定による外国人弁護士である者は、この法律の施行の日から起算して二月に限り、第一項の承認を受けなくても、同項に規定する事務を行なうことができる。

(取得時効に関する経過措置)

第六十六条 沖縄群島(北緯二十八度、東経百二十四度四十分を起点とし、北緯二十八度、東経百二十八度十九分の点、北緯二十六度五十五分、東経百二十八度十九分の点、北緯二十六度五十五分、東経百三十一度五十分の点、北緯二十四度、東経百三十三度の点、北緯二十四度、東経百二十八度の点及び北緯二十七度、東経百

二十四度二分の点を経て起点に至る境界線内の島をいう。)内の土地については、この法律の施行の日から起算して六月以内は、民法第六十二条第二項に規定する取得時効は、完成しない。

(政府賠償に関する経過措置)

第六十七条 この法律の施行前における琉球政府若しくは沖縄の公共団体の公権力の行使に当たれる公務員の行為又はこの法律の施行前の沖縄における公の営造物の設置若しくは管理の瑕疵を原因としてこの法律の施行後生じた損害については、政府賠償法(千九百五十六年立法第十七号)の規定の例による。この場合においては、琉球政府又は沖縄の公共団体に相当する国又は公共団体が、賠償の責めに任ずる。

第四節 大蔵省関係

(たばこ製造廃止業者等に対する交付金の交付) 第六十八条 沖縄県の区域におけるたばこ専売事業及び塩専売事業の円滑な実施に資するため、日本専売公社(以下次条までにおいて「公社」という。)は、政令で定める日に沖縄において製造たばこ(たばこ専売法(昭和二十四年法律第百十一号)第一条第三項に規定する製造たばこをいう。次条において同じ。))の製造又は塩の製造若しくは再製(塩専売法(昭和二十四年法律第百十二号)第一条第三項に規定する再製をいう。))の事業を営んでいた者のうち、その事業を廃止した者で政令で定める要件を満たすもの(次項において「廃止業者」という。))に対し、公社の予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その受ける損失等を勘案して算定した金額を特別の交付金として交付することができる。

2 廃止業者が前項の交付金の交付を受けた場合には、政令で定めるところにより、これらの者の所得税又は法人税を軽減する。

(たばこ専売法に関する特例)

第六十九条 沖縄県の区域においては、当分の間、たばこ専売法第三十条第一項の指定を受け

た製造たばこの小売人(以下この条において「たばこ小売人」という。))は、同法第三十七条第一項の規定にかかわらず、他のたばこ小売人から製造たばこを買い受け、又は他のたばこ小売人に製造たばこを販売することができる。この場合においては、同法第三十四条第三項の規定は、適用しない。

2 沖縄県の区域においては、当分の間、公社は、災害その他特別の事情があると認められる場合を除き、たばこ小売人のうち政令で定める者以外の者に製造たばこを売り渡さないものとする。

(塩専売法に関する特例)

第七十条 沖縄県の区域においては、当分の間、塩専売法第二十四条第一項の指定を受けた塩の小売人(以下この条において「塩小売人」という。))は、同法第二十三条第四項及び第三十四条第一項の規定にかかわらず、他の塩小売人から塩を買い受け、又は他の塩小売人に塩を販売することができる。

2 沖縄県の区域においては、当分の間、塩小売人が販売する塩については、塩専売法第三十二条及び附則第二十三項の規定は、適用しない。

(特別会計の経理の特例)

第七十一条 この法律の規定に基づき国が承継することとなる権利及び義務に関する経理を特別会計において行なう場合に必要となる当該特別会計と一般会計又は他の特別会計との間の繰入れ、当該特別会計の積立金の経理その他の措置(次項において「繰入れ等の措置」という。))については、政令で定めるところによる。

2 沖縄の復帰に伴い新たに国が行なうこととなる事務又は事業に関する経理で、各特別会計の設置の目的に照らし当該特別会計において行なうことが合理的と認められるものについては、政令で定めるところにより、当該特別会計においてこれを行なうものとする。この場合において必要となる繰入れ等の措置については、政令

で定めるところによる。

(琉球政府税の承継等)

第七十二条 この法律の施行の際琉球政府が有している権利及び義務のうち、沖縄法令の規定により琉球政府が課した、若しくは課すべき、又は還付すべき次に掲げる琉球政府税(沖縄法令の規定により琉球政府が課する税(その滞納処分費を含む。))をいう。以下この条及び第五十四条において同じ。))に係るものは、その時ににおいて国が承継する。

一 本邦の国税(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二条第一号に規定する国税をいう。))に相当するものとして政令で定める琉球政府税(以下この条において「国税相当琉球政府税」という。))

二 本邦の関税、とん税又は特別とん税に相当するものとして政令で定める琉球政府税(以下この条において「関税相当琉球政府税」という。))

2 国税通則法、国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)及び国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)又は関税法(昭和二十九年法律第六十一号)、とん税法(昭和三十三年法律第三十七号)及び特別とん税法(昭和三十三年法律第三十八号)の規定(政令で定める規定を除くものとし、これらの法律の規定に基づき又はこれを実施するための命令の規定及びこれらの法律の特例に関する法令の規定で政令で定めるものを含むものとする。))は、国税相当琉球政府税又は関税相当琉球政府税に係る申告、更正、納付、徴収、滞納処分、還付、不服申立て、犯則事件の調査、通告処分その他の行為又は手続に関する事項についても、適用する。

3 国税相当琉球政府税及び関税相当琉球政府税については、これらの琉球政府税に関する沖縄法令の規定のうち、前項の規定によりこれらの琉球政府税に適用される本邦の法令の規定に相当する規定以外の規定(罰則を含む。))は、この

法律に基づく政令に別段の定めがある場合を除き、本邦の法令としての効力を有する。

(所得税に関する経過措置)

第七十三条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)が沖縄に施行されることとなつたため新たに同法第二条第一項第三号に規定する居住者に該当することとなつた者(以下第七十五条までにおいて「沖縄居住者」という)の当該居住者としての所得税については、同法の規定は、この法律又はこの法律に基づく政令に別段の定めがある場合を除き、昭和四十七年四月一日以後に生ずる所得について適用する。

2 布令適用者(琉球所得税(千九百五十三年琉球列島米国民政府布令第四百十四号)第二条イに規定する外国人に該当する者をいう。以下この節において同じ。)である沖縄居住者に係る前項の規定の適用については、同項中「昭和四十七年四月一日」とあるのは、「昭和四十七年七月一日」とする。

3 所得税法第十条の規定は、沖縄居住者については、昭和四十八年一月一日以後に預入し、信託し、又は購入する同条第一項に規定する預貯金、合同運用信託又は有価証券について適用する。

4 所得税法第九十二条の規定は、沖縄居住者については、昭和四十八年分以後の所得税について適用し、昭和四十七年分の所得税については、沖縄の所得税法(千九百五十二年立法第四十四号)第二十八条の規定は、法律としての効力を有する。

5 第一項、第二項及び前項の規定は、所得税法が沖縄に施行されることとなつたため新たに同法第六十五條に規定する非居住者に該当することとなつた者(次条及び第七十五条において「沖縄非居住者」という)の同法第六十五條に規定する総合課税に係る所得税について準用する。

6 所得税法第四編第一章から第六章までの規定

は、沖縄県の区域におけるこれらの規定に規定する支払については、この法律の施行の日(布令適用者に対する当該支払については、昭和四十七年七月一日)以後に当該支払をすべき場合について適用する。

第七十四条 前条第一項及び第二項の規定は、沖縄居住者又は沖縄非居住者に係る租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第二章の規定の適用について準用する。

2 租税特別措置法第二章第一節の規定は、沖縄県の区域において支払を受けるべき同節に規定する利子所得については、昭和四十八年一月一日以後に支払を受けるべき当該利子所得について適用し、同日前に支払を受けるべき当該利子所得については、沖縄の租税特別措置法(千九百五十四年立法第三十七号)第二条から第二条の四までの規定は、法律としての効力を有する。

3 租税特別措置法第二章第一節の二の規定は、沖縄県の区域において支払を受けるべき同節に規定する配当所得については、昭和四十八年一月一日以後に支払を受けるべき当該配当所得について適用する。

第七十五条 第七十三条第一項及び第二項の規定は、沖縄居住者又は沖縄非居住者に係る災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)第二条及び第三条の規定の適用について準用する。

(法人税に関する経過措置)

第七十六条 法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下次条までにおいて同じ。)のうち、同法が沖縄に施行されることとなつたため新たに同法第二条第三号に規定する内国法人に該当することとなつたもの(以下次条までにおいて「沖縄法人」という)の当該内国法人としての法人税については、同法の規定は、この法律又はこの法律に基づく政令に別段の定めがある

場合を除き、沖縄法人のこの法律の施行の日以後に終了する事業年度の所得及び退職年金積立金に対する法人税並びに同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分分配により納付すべき法人税を含む。以下この条において同じ。)について適用する。

2 この法律の施行の日前に解散をした沖縄法人である普通法人(沖縄の法人税法(千九百五十三年立法第二十一号)第二十六条第一項に規定する普通法人をいう)又は協同組合等(同立法第十一條第七項に規定する法人をいう)で、同日の前日の属する事業年度終了の日までにその残余財産の確定してないものの清算所得に対する法人税については、これらの法人が同日の翌日において解散をしたものとみなして、法人税法の規定を適用する。

3 この法律の施行の際本土及び沖縄以外の地域に本店又は主たる事務所を有する法人(以下次条までにおいて「外国法人」という)の沖縄源泉所得(法人税法第三十八條に規定する国内源泉所得のうちその源泉が沖縄県の区域内にあるもの及びこの法律の施行の日において法人税法が沖縄に施行されていたものとした場合に同条に規定する国内源泉所得に該当することとなるもの)のうちその源泉が沖縄にあつたものをいう)に係る所得に対する法人税については、同法の規定は、この法律に基づく政令に別段の定めがある場合を除き、外国法人の同日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

第七十七条 前条の規定は、沖縄法人又は外国法人に係る租税特別措置法第三章の規定の適用について準用する。

2 租税特別措置法第四十二条の三の規定は、法人が沖縄法人から受ける法人税法第二十三条第一項に規定する配当等の額については、この法

律の施行の日から起算して二月を経過した日以後に受ける当該配当等の額について適用する。

3 租税特別措置法第三章第六節の規定は、沖縄法人又は外国法人に係る同節の規定に該当する資産の譲渡(同節の規定により譲渡に含まれるものとされる行為を含む)については、この法律に基づく政令に別段の定めがある場合を除き、これらの法人がこの法律の施行の日以後に行なう当該資産の譲渡に係る法人税について適用し、これらの法人が同日前に行なつた沖縄の租税特別措置法第二十八條から第三十一条までの規定に該当する資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

(相続税等に関する経過措置)

第七十八条 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)が沖縄に施行されることとなつたため新たに同法の施行地に住所を有する者に該当することとなつた者(以下次条までにおいて「沖縄居住者」という)の同法第一条第一号又は第一条の二第一号の規定に該当する者としての相続税又は贈与税については、同法の規定は、昭和四十七年四月一日以後に相続若しくは遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ)又は贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この条において同じ)により取得した財産について適用する。

2 布令適用者である沖縄居住者に係る前項の規定の適用については、同項中「昭和四十七年四月一日」とあるのは、「昭和四十七年七月一日」とする。

3 前二項の規定は、相続若しくは遺贈又は贈与により沖縄にある財産を取得した者で当該財産を取得した時において相続税法の施行地に住所を有しないもの(前二項の規定の適用を受ける者を除く)の当該財産に係る相続税又は贈与税について準用する。

第七十九条 前条の規定は、沖縄居住者又は同条

第三項の規定に該当する者に係る租税特別措置法第四章並びに災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第四条及び第六条の規定の適用について準用する。

(内国消費税等に関する特例)

第八十条 沖縄県の区域における一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮してその税負担を調整するため、次の各号に掲げる国税については、政令で当該各号に掲げる措置を定めることができる。

一 酒税 沖縄県の区域内にある酒類(酒税法(昭和二十八年法律第六号)第二条第一項に規定する酒類をいう。以下次条までにおいて同じ。)の製造場のうち、当該製造場が沖縄の酒税法(千九百五十二年立法第十一号)の規定による免許を受けてこの法律の施行の日前から引き続き酒類を製造していたものとして政令で定めるところによりその製造場の所在地の所轄税務署長の指定を受けた製造場において製造された酒類で、同日から起算して五年以内、当該区域内にある酒類の製造場から移出されるもの(政令で定めるものを除く。)に係る酒税の軽減に関する措置

二 砂糖消費税 この法律の施行の日から起算して五年以内に、沖縄県の区域内にある砂糖類(砂糖消費税法(昭和三十三年法律第三十八号)第一条に規定する砂糖、糖みつ及び糖水をいう。以下次条までにおいて同じ。)の製造場又は保税地域(関税法第二十九条に規定する保税地域をいう。以下第八十二条までにおいて同じ。)から移出され又は引き取られる砂糖類(政令で定めるものを除く。)に係る砂糖消費税の免除に関する措置

三 揮発油税及び地方道路税 この法律の施行の日から起算して五年以内に、沖縄県の区域内にある揮発油(揮発油税法(昭和三十三年法律第五十五号)第二条第一項に規定する揮発油(同法第六条の規定により揮発油とみなされるものを含む。)をいう。)の製造場又は保税地域から移出され又は引き取られる揮発油(政令で定めるものを除く。)に係る揮発油税及び地方道路税の軽減に関する措置

四 石油ガス税 この法律の施行の日から起算して四年以内に、沖縄県の区域内にある石油ガス税法(昭和四十年法律第五十六号)第二条第四号に規定する石油ガスの充てん場又は保税地域から移出され又は引き取られる課税石油ガス(同法第三条に規定する課税石油ガスをいう。同法第六条第二項の規定により課税石油ガスとみなされるものを除く。政令で定めるものを除く。)に係る石油ガス税の軽減に関する措置

五 物品税 沖縄県の区域内にある製造場のうち、当該製造場がこの法律の施行の日前から引き続き物品税法(昭和三十三年法律第四十八号)別表に掲げる第二種の物品で政令で定めるものを製造していたものとして政令で定めるところによりその製造場の所在地の所轄税務署長の指定を受けた製造場において製造された当該物品で、同日から起算して五年以内、当該製造場から移出されるもの(政令で定めるものを除く。)に係る物品税の免除に関する措置

六 入場税 沖縄県の区域内にある入場税法(昭和二十九年法律第九十六号)第二条第一項に規定する入場料金のうち、この法律の施行の日から起算して五年以内に領収される入場料金で政令で定める金額以下のものに係る入場税の軽減に関する措置

七 沖繩県の区域において自動車重量税法(昭和四十六年法律第八十九号)第二条第一項に規定する自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける自動車でその使用の本拠が当該区域内にあるものについては、同法の規定は、昭和四十七年十一月三十日まで適用しない。

八 税務署長は、第一項第一号又は第五号の指定を受けた者が前項の承認を受けないで同項の承認に係る事項を変更した場合には、その指定を取り消すことができる。

九 第五項の規定に違反した者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

十 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金を科する。

第八十一条 前条第一項の規定により内国消費税(酒税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税又は物品税をいう。以下この節において同じ。)の軽減又は免除を受けた課税物品(当該免除を受けた砂糖類を原料として製造した菓子その他の砂糖類以外の飲食物で政令で定めるもの(以下この項において「菓子等」という。)を含む。)を沖縄県の区域から当該区域以外の本邦の地域へ移出する目的で船舶又は航空機に積み込む場合には、その積み込みをした者を当該課税物品(当該菓子等を積み込む場合には、これに含まれているしよ糖の重量に相当する重量の政令で定める砂糖。以下この項において同じ。)の製造者とみなし、その積み込みの時に当該課税物品をその製造場から移出したものとみなして、内国消費税に関する法令の規定を適用する。この場合において、当該課税物品に課されるべき内国消費税の額は、同条第一項の規定により軽減され又は免除された内国消費税に相当する金額(当該課税物品が次条の規定の適用を受けたものである場合には、当該金額から同条の規定により課された、又は課されるべき内国消費税に相当する金額を控除した金額)とする。

第八十二条 前条第三項の規定の適用を受けて酒類を保税地域から引き取つた者が、当該酒類を同項の用途以外の用途に供し、又は譲り渡した場合に

第八十三条 税務署長は、第一項第一号又は第五号の指定を受けた者が前項の承認を受けないで同項の承認に係る事項を変更した場合に、その指定を取り消すことができる。

第八十四条 第五項の規定に違反した者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

第八十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金を科する。

第八十六条 前条第一項の規定により内国消費税(酒税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税又は物品税をいう。以下この節において同じ。)の軽減又は免除を受けた課税物品(当該免除を受けた砂糖類を原料として製造した菓子その他の砂糖類以外の飲食物で政令で定めるもの(以下この項において「菓子等」という。)を含む。)を沖縄県の区域から当該区域以外の本邦の地域へ移出する目的で船舶又は航空機に積み込む場合には、その積み込みをした者を当該課税物品(当該菓子等を積み込む場合には、これに含まれているしよ糖の重量に相当する重量の政令で定める砂糖。以下この項において同じ。)の製造者とみなし、その積み込みの時に当該課税物品をその製造場から移出したものとみなして、内国消費税に関する法令の規定を適用する。この場合において、当該課税物品に課されるべき内国消費税の額は、同条第一項の規定により軽減され又は免除された内国消費税に相当する金額(当該課税物品が次条の規定の適用を受けたものである場合には、当該金額から同条の規定により課された、又は課されるべき内国消費税に相当する金額を控除した金額)とする。

第八十七条 前条第三項の規定の適用を受けて酒類を保税地域から引き取つた者が、当該酒類を同項の用途以外の用途に供し、又は譲り渡した場合に

第八十八条 税務署長は、第一項第一号又は第五号の指定を受けた者が前項の承認を受けないで同項の承認に係る事項を変更した場合に、その指定を取り消すことができる。

第八十九条 第五項の規定に違反した者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

は、その者を酒類製造者と、同項の施設を当該酒類の製造場とみなし、その用途以外の用途に供し又は譲り渡した時に当該酒類をその製造場から移出したものとみなして、酒税法の規定を適用する。この場合において、当該酒類に課されるべき酒税の額は、同項の規定により軽減された酒税に相当する金額とする。

3 前二項の規定により課税物品の製造者とみなされる者が提出すべき酒税法第三十条の二第一項、砂糖消費税法第十條第一項、揮発油税法第十條第一項、地方道路税法（昭和三十年法律第百四号）第七條第一項又は物品税法第二十九條第二項の規定による申告書は、これらの規定にかかわらず、第一項の規定に該当する場合には同項の積込みをした課税物品を沖縄県の区域から当該区域以外の本邦の地域に向けて移出する時までに、前項の規定に該当する場合には同項の規定によりその製造場から移出したものとみなされた日から起算して五日以内に、それぞれ提出しなければならぬ。ただし、政令で定めるところにより税務署長の承認を受けたときは、当該申告書の提出期限は、当該税務署長の指定した日とする。

第八十二条 沖縄県の区域内にある課税物品の製造場及び保税地域以外の当該区域内の場所において、この法律の施行の際指定物品（第八十五条に規定する指定物品をいう。）で政令で定めるものを所持する者がある場合又はこの法律の施行の日から起算して五年を経過した日までの間において第八十条第一項の内国消費税の軽減若しくは免除に関する措置の変更若しくは廃止があつた際同項の規定の適用を受けていた課税物品を所持する者がある場合には、当該指定物品又は当該課税物品については、政令で定めるところにより、この法律の施行の日又は当該変更若しくは廃止があつた日に、これらの者がこれらの物品をその製造場から移出したものとみなして、内国消費税を課する。この場合において、

て、当該指定物品又は当該課税物品に課されるべき内国消費税の額は、次に掲げる金額として政令で定めるところにより計算した金額とする。

一 当該指定物品にあつては、この法律の施行の日における関税及び内国消費税に課する法令（この法律を除く。）の規定により計算した関税及び内国消費税の額の合計額からこれらの法令に相当する沖縄法令の規定により計算したこれらの税に相当する税の額を控除した金額に相当する金額

二 当該課税物品にあつては、当該変更又は廃止があつた日に、当該区域に適用されるべき内国消費税に課する法令の規定により計算した内国消費税の額からこれらの日の前日に当該区域に適用されていた内国消費税に課する法令の規定により計算した内国消費税の額を控除した金額に相当する金額

（関税等に関する特例）

第八十三条 その輸入につき課される関税の税率が、沖縄のこれに相当する税の税率でこの法律の施行の際適用されていたもの（次条において「沖縄の関税率」という。）に比し著しく高くなる原料品のうち、次に掲げる物品については、この法律の施行の日から起算して五年以内に沖縄県の区域において輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を軽減し、又は免除する。

一 その輸入の許可の日の翌日から起算して一年以内に、税関長の承認を受けた沖縄県の区域内にある製造工場において政令で定める物品の製造に使用され、かつ、その製造が終了する原料品で政令で定めるもの

二 沖縄県の区域において主として小規模企業者により営まれていた製造業の製品のうち政令で定めるものの製造に使用される原料品で政令で定めるもの（政令で定める数量の範囲内において主務大臣の行なう割当てを受けた

当該製品の製造者が、その受けた数量の範囲内で輸入し、かつ、当該区域において当該製造のため使用するものに限り。）

2 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二條第六項に規定する電気事業者が税関長の承認を受けた沖縄県の区域内にある事業場において発電の用に供する石油で政令で定めるものについては、この法律の施行の日から起算して五年以内に当該区域において輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

3 第一項第二号の主務大臣の行なう割当ては、政令で定めるところにより、沖縄県知事に行なわせることができる。

4 関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十三條第三項から第七項までの規定は第一項第一号の規定により関税を軽減し又は免除する場合について、同法第二十條の二第二項及び第三項の規定は第一項第二号又は第二項の規定により関税を軽減し又は免除する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二項及び第三項中「軽減税率の適用」とあるのは「関税の軽減又は免除」と、「用途以外」とあるのは「用途（政令で定めるところにより税関長の承認を受けた用途を含む。）以外」と、「特定の用途に供することを要件としない税率により計算した関税の額」とあるのは「軽減税率により計算した関税の額」と読み替へるものとする。

第八十四条 その輸入につき課される関税の税率が沖縄の関税率に比し著しく高くなる物品のうち、ランチョンミットその他の政令で定める物品で沖縄県の区域内にある一般消費者の生活の用に直接供されるものについては、税関長の承認を受けた卸売業者（次項において「承認卸売業者」という。）によりこの法律の施行の日から起算して五年以内に当該区域において輸入される

ものに限り、政令で定めるところにより、その関税を軽減し、又は免除する。

2 税関長は、承認卸売業者が関税法その他関税に関する法令の規定に違反した場合には、その承認を取り消すことができる。

3 関税定率法第二十條の二第二項及び第三項の規定は、第一項の規定により関税を軽減し、又は免除する場合について準用する。この場合において、同法第二項及び第三項中「軽減税率の適用」とあるのは「関税の軽減又は免除」と、「特定の用途に供することを要件としない税率により計算した関税の額」とあるのは「軽減税率により計算した関税の額」と読み替へるものとする。

第八十五条 沖縄県の区域から出城する旅客が個人的用途に供するため購入する物品で、当該物品につき関税及び内国消費税に課する法令（次条において「本邦の関税法等」という。）の規定により課される税の額がこれらの法令に相当する沖縄法令（次条において「沖縄の関税関係法令等」という。）の規定により課されるものとした場合の税の額に比し著しく高くなるもの（以下この項において「指定物品」という。）を販売する小売業者で税関長の承認を受けたもの（以下この条において「承認小売業者」という。）が、政令で定める方法により指定物品を当該区域において販売した場合において、この法律の施行の日から起算して五年以内に当該指定物品がこれを購入した者（政令で定める者に限り）により携帯して当該区域以外の本邦の地域へ移出され又は携帯して輸出されたときは、当該承認小売業者に対し、政令で定めるところにより、当該指定物品（政令で定める数量又は金額の範囲内のものに限り。）について納付された、又は納付されるべき関税又は内国消費税の全部又は一部に相当する金額を払い戻す。

2 前条第二項の規定は、承認小売業者について準用する。この場合において、同項中「関税」とあるのは、「関税又は内国消費税」と読み替えるものとする。

第八十六条 この法律の施行の際沖縄県の区域内にある物品のうち、沖縄の関税関係法令等の規定により課税された、又は課税されるべき税の額が、当該物品をこの法律の施行の日以後に当該区域以外の本邦の地域に輸入するものとした場合に課税されることとなる関税及び内国消費税の額に比し著しく低い物品で政令で定めるものが、同日から起算して一年以内に当該地域へ移出される場合には、政令で定めるところにより、当該移出を輸入とみなして、関税法その他関税に関する法令の規定を適用する。この場合において、当該物品に對し課税されるべき関税の額は、当該移出の時に適用されている本邦の関税法等（沖縄の生産に係る物品にあつては、内国消費税に関する法令）の規定（この法律の規定を除く。）により計算した関税及び内国消費税の額の合計額から沖縄の関税関係法令等（沖縄の生産に係る物品にあつては、内国消費税に関する法令に相当する沖縄法令）の規定により計算したこれらの税に相当する税の額の合計額を控除した金額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額とする。

第八十七条 偽りその他不正の行為により第八十五条第一項の規定による関税又は内国消費税の払戻しを受け、又は受けようとした者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の違反行為については、関税法第一百条の規定は、適用しない。

3 第一項の犯罪に係る関税又は内国消費税の払戻金に相当する金額の三倍が五十万円をこえるときは、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ当該払戻金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

4 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第八十三条第四項において準用する関税定率法第十三条第六項の規定に違反した者

二 第八十三条第四項又は第八十四条第三項において準用する関税定率法第二十條の二第二項の規定に違反した者

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項又は前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各項の罰金刑を科する。

6 関税法第十一章の規定は第一項及び前二項の犯罪事件（関税に係る部分に限る。）の調査及び処分について、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第二十六条の規定は第一項及び前項の犯罪事件（内国消費税に係る部分に限る。）の調査及び処分について、それぞれ準用する。

（関税に関する経過措置等についての政令への委任）

第八十八条 第七十二条から前条までに定めるもののほか、関税（関税、とん税及び特別とん税を含む。）以下この条において同じ。）に関する法令の沖縄への適用についての経過措置、課税の軽減又は免除に関する特例を定めている沖縄法令の規定に相当する本土法令の規定がない場合における当該特例の暫定的適用に関する措置その他沖縄の復興に伴い必要とされる関税に関する事項については、政令で必要な規定を設けることができる。

（税関貨物取扱人等に対する給付金の支給）

第八十九条 国は、次に掲げる者で政令で定める要件を満たすものに對し、その転業又は転職の円滑化等に資するため、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、特別の給付金を支給することができる。

一 税関貨物取扱人法（千九百五十六年立法第一

六十号）第十二条の規定により税関貨物取扱人の業務に従事することを許可された者（次号において「税関貨物取扱人」という。）で、沖縄の復興による当該業務の量の減少に伴い、その営む当該業務を廃止することとなるもの（次項において「廃止業者」という。）

2 税関貨物取扱人（前号の規定により特別の給付金の支給を受けるものを除く。）の従業者で、同号に規定する当該業務の量の減少に伴い、離職を余儀なくされることとなるもの

2 廃止業者が前項の給付金の支給を受けた場合には、第六十八条第二項に規定する政令で定めるところに準じて、政令で定めるところにより、当該廃止業者に対する課税の特例措置を講ずるものとする。

（国所有の財産の管理及び処分の特例）

第九十条 この法律の施行の日において沖縄県の区域内に所在する国所有の財産のうち、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第六條第二項の規定に基づきアメリカ合衆国から譲渡を受けた財産で政令で定めるもの及び公用又は公共の用に供される政令で定めるその他の財産については、政令で定めるところにより、関係地方公共団体に対し、無償又は時価より低い価格で譲渡し、又は貸し付けることができる。

2 沖縄県の区域内に所在する国有財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条に規定する国有財産をいう。）のうち、昭和二十一年一月二十八日において神社の用に供し、若しくは供するものと決定し、又は旧国有財産法（大正十年法律第四十三号）の規定に基づき寺院若しくは教会に無償で貸し付けていた財産については、政令で定めるところにより、当該神社、寺院又は教会（当該神社、寺院又は教会が宗教法人法第四条の宗教法人となつたときは、当該宗教法人（その一般承継人である宗教法人を含む。））に対し、無償又は時価より低い価格で譲渡することができる。

3 渡することができる。

3 沖縄県の区域内に所在する国有の財産のうち、この法律の施行の際琉球政府、沖縄の市町村その他の法人又は個人が使用し、又は収益することを認められていた財産で、国が琉球政府の事務若しくは事業を承継する者、沖縄の市町村その他の法人に相当する者又は当該個人（これらの者の一般承継人を含む。）に引き続き使用させ、又は収益させるものについては、前二項の規定の適用を受ける場合を除き、政令で定める期間内は、従前と同一の条件で使用させ、又は収益させることができる。

（金地金の売却の特例）

第九十一条 国は、この法律の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、政令で定める日時から引き続いて沖縄県の区域において貴金屬製品製造業を営んでいる者に対し、政令で定めるところにより、その者が政令で定める用途に供する金地金（大蔵大臣がその定める数量の範囲内において行なう割当てを受けた数量の範囲内のものに限る。）を時価より低い価格で売り払うことができる。

（外国投資家に係る株式の所有の認可等）

第九十二条 この法律の施行の際外資に関する法律（昭和二十五年法律第六十三号）第三条第一項第三号に規定する技術援助契約でその期間及びその対価の支払期間のうちこの法律の施行の日以後の期間が一年をこえるものを沖縄居住者（同日において沖縄に住所又は居所を有する個人及び沖縄に主たる事務所を有する法人その他の主務省令で定めるものをいう。次項において同じ。）との間において締結している同項第一号に規定する外国投資家（以下この条において「外国投資家」という。）及びその相手方は、当該技術援助契約を同日以後六月をこえる間継続しうるとするときは、主務省令で定めるところにより、同日から起算して六月以内に申請して、当該継続について主務大臣の認可を受けなければならない。

ならない。

第五節 文部省関係

2 この法律の施行の際沖縄法人（沖縄法令により設立された法人をいう。以下この条において同じ。）の株式若しくは持分（外資に関する法律第三条第一項第四号に規定する持分をいう。次項において同じ。）の発行した株式又は沖縄居住者に対する貸付金債権（この法律の施行の日から当該株式又は貸付金債権の元本の償還の日までの期間が一年以上であるものの、その他当該株式又は貸付金債権の取得が外国為替及び外国貿易管理法に基づく命令の規定の適用により短期の国際商業取引の決済のためのものであるとされるものを除く。）を所有している外国投資家は、当該株式若しくは持分、株式又は貸付金債権をこの法律の施行の日以後六月をこえる間引き続いて所有しようとするときは、主務省令で定めるところにより、同日から起算して六月以内に申請して、当該所有について主務大臣の認可を受けなければならない。

（沖縄の学校その他の教育機関に関する経過措置）
第九十四条 この法律の施行の際沖縄の学校教育法（千九百五十八年立法第三号）の規定により設置されている学校又は各種学校は、政令で定めるところにより、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による学校又は各種学校となるものとする。

期間に限る。）は、私学共済組合法の適用については、その者の私学共済組合の組合員であつた期間とみなす。

（明治三十二年法律第三十九号）による著作権の全部が消滅しているもの（この法律の施行の際著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）による保護を受けているものを除く。）については、著作権法中著作権に関する規定は、適用しない。

3 主務大臣は、前二項の規定による認可をするに際し、必要な条件を附することができ、この場合において、前項の規定による認可（株式又は持分の所有に係るものに限る。）の申請をした外国投資家が当該申請の時に当該株式又は持分の所有により沖縄法人を事実的に支配しているものとして主務省令で定める者に該当するときは、当該条件には、当該沖縄法人の事業所の設置又は移転に関する条件を含むものとする。

2 この法律の施行の際琉球政府又は教育区の設置する学校その他の教育機関（沖縄法令の規定による琉球大学及び琉球大学短期大学部を除く。）は、それぞれ沖縄県又は当該教育区と区域を一にする市町村の設置する学校その他の教育機関となるものとする。

3 沖縄私学共済組合法の規定により取得した長期給付を受ける権利は、私学共済組合法の相当規定により取得した長期給付を受ける権利とみなす。

2 最初に沖縄において発行された著作物でこの法律の施行の際沖縄の著作権法による著作権の一部が消滅しているもの（この法律の施行の際著作権法による保護を受けているものを除く。）については、著作権法中その消滅した権利に相当する著作権に関する規定は、適用しない。

4 外資に関する法律第十四条第二項の規定は、第一項又は第二項の規定による認可を受けた外国投資家について準用する。

第九十五条 沖縄の学校教育法による小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、聾学校若しくは養護学校を卒業し、又はこれらの学校の課程若しくは修業年限の一部を修了した者は、学校教育法による相当の学校を卒業し、又はこれらの学校の相当の課程若しくは相当の修業年限の一部を修了した者とみなす。

4 前項に定めるもののほか、沖縄私学共済組合の組合員であつた者その他の政令で定める者に係る私学共済組合法による長期給付の受給資格及び給付額その他の同法に規定する事項については、同法の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができ、

3 著作権法の施行前に最初に沖縄において発行された沖縄の著作権法の著作物である実演又はレコードでこの法律の施行の際沖縄の著作権法による著作権が存するもの（この法律の施行の際著作権法による保護を受けているものを除く。）については、著作権法第七条及び第八条並びに同法附則第二条第三項及び第五項の規定にかかわらず、同法中著作権隣接権に関する規定（同法第九十五条及び第九十七条の規定を含む、同法第一百一条の規定を除く。）を適用する。

5 前項に定めるもののほか、沖縄私学共済組合の組合員であつた者その他の政令で定める者に係る私学共済組合法による長期給付の受給資格及び給付額その他の同法に規定する事項については、同法の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができ、

2 昭和二十一年一月二十九日から沖縄の学校教育法の施行の日までの間に沖縄に存在した学校で学校教育法第一条に規定する学校における教育に相当する教育を行なつたものを卒業し、又はその課程の一部を修了した者の資格に

6 沖縄私学共済組合法による次に掲げる事項については、なお従前の例による。

4 前項に規定する実演又はレコードに係る著作権隣接権の存続期間は、沖縄の著作権法によるこれらの著作権の存続期間のうちこの法律の施行の日において残存する期間（その期間の満了する日が著作権法の施行の日から起算して二十年を経過する日後の日であるときは、その二十年を経過する日までを間）とする。

第九十六条 沖縄私学共済組合の組合員であつた者は私学共済組合の組合員であつた者、その者の沖縄私学共済組合の組合員であつた期間は私学共済組合の組合員であつた期間とみなす。

2 前項の規定により私学共済組合の組合員であつた者とみなされた者につき、沖縄私学共済組合法附則第十八項の規定により沖縄私学共済組合の組合員であつた期間に算入された期間（沖縄私学共済組合の成立の際まで引き続いている

三 この法律の施行の日の属する月前の月分の年金たる給付又は同日においてまだ支給していない一時金たる給付に関する事項

第九十八条 この法律の施行前に沖縄の著作権法第十八条第一項若しくは第二項の規定に違反する行為又は同法による著作権若しくは出版権を侵害する行為によつて沖縄で作成され、又は沖縄に輸入された著作物、実演又はレコードの複製物で、この法律の施行の時に国内で作成されたもの又は著作権法による著作権者人格権又は著作権、出版権若しくは著作権隣接権を侵害する行為によつて作成されたものとなるべきものをこの法律の施行後に情を知つて頒布す

第九十三条 前条第一項又は第二項の規定による認可を受けなければならない者で、当該認可の申請の期間内にその申請をしなかつたものは、三万円以下の罰金に処する。

（私学共済組合法に関する特例等）
第九十六条 沖縄私学共済組合の組合員であつた者は私学共済組合の組合員であつた者、その者の沖縄私学共済組合の組合員であつた期間は私学共済組合の組合員であつた期間とみなす。

四 この法律の施行の日の属する月前の月に係る掛金に関する事項

（著作権法に関する経過措置）
第九十七条 最初に沖縄において発行される著作物（最初に本邦の地域外において発行されたが、その発行の日から起算して三十日以内に沖縄において発行されたものを含む。次項において同じ。）でこの法律の施行の際沖縄の著作権法

2 外資に関する法律第二十九条の規定は、前項の違反行為について準用する。

（著作権法に関する経過措置）
第九十七条 最初に沖縄において発行される著作物（最初に本邦の地域外において発行されたが、その発行の日から起算して三十日以内に沖縄において発行されたものを含む。次項において同じ。）でこの法律の施行の際沖縄の著作権法

三 この法律の施行の日の属する月前の月分の年金たる給付又は同日においてまだ支給していない一時金たる給付に関する事項

第九十八条 この法律の施行前に沖縄の著作権法第十八条第一項若しくは第二項の規定に違反する行為又は同法による著作権若しくは出版権を侵害する行為によつて沖縄で作成され、又は沖縄に輸入された著作物、実演又はレコードの複製物で、この法律の施行の時に国内で作成されたもの又は著作権法による著作権者人格権又は著作権、出版権若しくは著作権隣接権を侵害する行為によつて作成されたものとなるべきものをこの法律の施行後に情を知つて頒布す

る行為は、著作権法第百十三条第一項第二号に掲げる行為とみなして、同号の規定を適用する。

2 この法律の施行前に沖縄の著作権法による著作権又は出版権を侵害することなく沖縄で作成され、又は沖縄に輸入された著作物、実演、レコード又は放送に係る音若しくは映像の複製物（この法律の施行の際著作権法による保護を受けている著作物、実演、レコード又は放送に係るものに限る。）を沖縄県の区域以外の本邦の地域において頒布する目的をもつてこの法律の施行後に当該地域に移入する行為は、当該複製物がその移入の時に国内で作成されたものとしたならば著作権法による著作権、出版権又は著作権を侵害する行為によつて作成されたものとなるべき場合には、同法第百十三条第一項第一号に掲げる行為とみなして、同号の規定を適用し、その同号に掲げる行為とみなされる行為に係る複製物を当該地域において情を知つて頒布する行為は、同項第二号に掲げる行為とみなして、同号の規定を適用する。

3 この法律の施行前に本土で作成され、又は本土に輸入された著作物、実演又はレコードの複製物（この法律の施行の際沖縄の著作権法による保護を受けており、かつ、この法律の施行の日から新たに著作権法による保護を受けることとなる著作物、実演又はレコードに係るものに限る。）を沖縄県の区域において頒布する目的をもつてこの法律の施行後に当該区域に移入する行為は、当該複製物がその移入の時に国内で作成されたものとしたならば著作権法による著作権、出版権又は著作権を侵害する行為によつて作成されたものとなるべき場合には、同法第百十三条第一項第一号に掲げる行為とみなして、同号の規定を適用し、その同号に掲げる行為とみなされる行為に係る複製物を当該区域において情を知つて頒布する行為は、同項第二号に掲げる行為とみなして、同号の規定を適用する。

第九十九条 この法律の施行の際沖縄の著作権法による著作権が存する著作物でこの法律の施行の日から新たに著作権法による保護を受けることとなるものについては、同法第十五条及び第十六条の規定は、適用しない。

2 著作権法第二十九条に規定する映画の著作物で前項に規定する著作物に該当するものの著作権の帰属については、なお沖縄の著作権法の規定の例による。

3 著作権法の規定は、写真の著作物で第一項に規定する著作物に該当するものの著作権の帰属について沖縄の著作権法第二十四条又は第二十五条の規定により生じた効力を妨げない。

4 二人以上の者が共同して創作し、かつ、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができる著作物で、第一項に規定する著作物に該当するものについては、沖縄の著作権法第十三条第一項及び第三項の規定は、法律としての効力を有する。

5 前項に規定する著作物は、著作権法第五十一条第二項又は第五十二条第一項の規定の適用については、共同著作物とみなす。

6 第四項の規定は、この法律の施行の際沖縄の著作権法による著作権が存する実演又はレコードでこの法律の施行の日から新たに著作権法による保護を受けることとなるものについて準用する。

第六章 厚生省関係

（介輔）

第百条 介輔（この法律の施行の際沖縄法令による介輔である者をいう。以下この条において同じ。）は、医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第十七条の規定にかかわらず、医師の不足している地域として厚生大臣が定める基準に従い沖縄県知事が指定する沖縄県の区域内の地域において、従前沖縄法令により認められた業務を行なうことができる。ただし、第三項において準

用する同法第七条第一項又は第二項の規定により、その業務を禁止されたときは、この限りでない。

2 この法律の施行の際沖縄法令により認められた地域（前項の規定により沖縄県知事が指定した地域を除く。）においてその業務を行なつている介輔については、その者が引き続き当該地域においてその業務を行なう場合に限り、当該地域を同項の規定により沖縄県知事が指定した地

域とみなして、同項の規定を適用する。

3 介輔については、医師法第七条（第三項後段及び第四項を除く。）、第十九条から第二十四条の二まで、第三十二条及び第三十三条の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七條第一項	厚生大臣	沖縄県知事
	免許を取り消す	業務を禁止する
第七條第二項	厚生大臣	沖縄県知事
	免許を取り消し	業務を禁止し
第七條第三項	取消処分	禁止処分
	再免許を与える	その禁止処分を取り消す
第七條第五項	厚生大臣又は都道府県知事	沖縄県知事
	官吏若しくは吏員又は医道審議会の委員	職員
第七條第七項	厚生大臣	沖縄県知事
	第七條第二項	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百条第三項において準用する第七條第二項
第三十二條第一號	第七條第二項	第七條第二項
	、第二十條から第二十二條まで又は第二十四條	又は沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百条第三項において準用する第二十條から第二十二條まで若しくは第二十條
第三十三條	第二十條から第二十二條まで又は第二十四條	第二十條から第二十二條まで又は第二十四條

4 刑法第百三十四條第一項、第百六十條及び第百七十四條の規定の適用については、介輔は、医師とみなす。

5 介輔が行なう業務に関して医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六十九條の規定を適用する場合においては、同条第一項第一号中「医師又は歯科医師」とあるのは、「介輔」とし、同項

6 介輔が病院及び診療所以外の場所において公衆又は特定多数人のためその業務を行なう場合においては、当該場所を診療所とみなして、医療法の診療所に関する規定（第三条第一項の規定を除く。）を適用する。この場合において、同法第七条第一項及び第二項中「医師及び歯科医

師とあり、同法第八条、第十二条第二項、第十五条第一項及び第七十三条第一項中「医師、歯科医師」とあり、同法第十條中「医師」とあり、同法第六十九条第一項第四号、第二項及び第三項中「医師又は歯科医師」とあるのは、それぞれ「介輔」とする。

医療法第五条及び第七十二条から第七十四条まで並びに前項後段の規定は、介輔が公衆又は特定多数人のため往診のみによつてその業務を行なう場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第七十二条第一号	第六十九条第一項から第三項まで、若しくは第六項	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百条第七項において第五條第三項の規定を準用することにより適用される第六十九條第一項から第三項まで若しくは第六項
第七十三条第一項	第五條第二項	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百条第七項において第五條第二項
第七十四條第一号	第八條から第十二條まで	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百条第七項において第五條第一項の規定を準用することにより適用される第八條若しくは第九條

8 沖縄法令の規定により行なつた第六項に規定する場所に係る届出は、同項の規定により診療所とみなされた場所について医療法の相当規定により行なつた届出とみなす。

9 第六項に規定する場所については、医療法第三條第一項の規定にかかわらず、介輔診療所又はこれに類する名称を附けることができる。

10 政令で定める法律の規定（当該規定が罰則である場合及び当該規定に違反する行為につき罰則が設けられている場合を含む。）の適用については、介輔は、医師とみなし、第六項に規定する場所は、診療所とみなす。

(歯科介輔)
第一百一条 歯科介輔（この法律の施行の際沖縄法令による歯科介輔である者をいう。以下この条

まで並びに前項後段の規定は、介輔が公衆又は特定多数人のため往診のみによつてその業務を行なう場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第七十二条第一号	第六十九条第一項から第三項まで、若しくは第六項	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百条第七項において第五條第三項の規定を準用することにより適用される第六十九條第一項から第三項まで若しくは第六項
第七十三条第一項	第五條第二項	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百条第七項において第五條第二項
第七十四條第一号	第八條から第十二條まで	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百条第七項において第五條第一項の規定を準用することにより適用される第八條若しくは第九條

において同じ。）は、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二號）第十七條の規定にかかわらず、歯科医師の不足している地域として厚生大臣が定める基準に従い沖縄県知事が指定する沖縄県の区域内の地域において、従前沖縄法令により認められた業務を行なうことができる。ただし、次項において準用する同法第七條第一項又は第二項の規定により、その業務を禁止されたときは、この限りでない。

2 歯科介輔については、歯科医師法第七條（第三項後段及び第四項を除く）、第十九條から第二十三條の二まで、第三十條及び第三十一條の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第七條第一項	厚生大臣	沖縄県知事
第七條第二項	免許を取り消す	業務を禁止する
第七條第三項	免許を取り消し	沖縄県知事
第七條第五項	再免許を与える	禁止処分
第七條第七項	厚生大臣又は都道府県知事	その禁止処分を取り消す
第三十條第一号	厚生大臣	沖縄県知事
第三十一條	、第二十條、第二十一條又は第二十三條	又は沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百一條第二項において適用する第二十條、第二十一條若しくは第二十三條

3 前条第二項及び第四項から第十項までの規定は、歯科介輔及び歯科介輔が業務を行なう場所について準用する。この場合において、同条第六項中「医師」とあるのは、「歯科医師」と読み替へるものとする。

(准看護婦に関する特例)
第二百二條 公衆衛生看護婦助産婦看護婦法（千九百六十八年立法第四十九號。以下この条において「立法第四十九號」という。）附則第十三條第一項の規定により設置された臨時准看護婦養成所又は厚生大臣が指定するこれに準する准看護婦の養成所を卒業した者は、保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三號）第二十二條の規定にかかわらず、沖縄県知事が行なう准看護婦試験を受けることができる。

2 前項の規定により准看護婦試験を受け、これに合格した者に係る准看護婦の免許は、沖縄県知事が与える。

3 前項の規定により免許を受けた准看護婦は、沖縄県の区域以外の本邦の地域においては、保健婦助産婦看護婦法第六條に規定する業をしてはならない。ただし、厚生大臣が指定した講習会の課程を修了した者については、この限りでない。

4 第二項の規定により免許を受けた准看護婦に対する保健婦助産婦看護婦法第二十一條の規定の適用については、同条第三号中「准看護婦」とあるのは、「准看護婦（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二百二條第三項ただし書に規定する講習会の課程を修了した者に限る。）」とする。

5 この法律の施行の際立法第四十九號附則第十三條第二項の規定により准看護婦試験を受け、これに合格している者は、第一項の規定により准看護婦試験を受け、これに合格した者とみなし、この法律の施行の際同条第二項の規定

により准看護婦試験を受け、これに合格したことににより同立法による准看護婦となつてゐる者は、第二項の規定により免許を受けた准看護婦とみなす。

6 第三項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

7 立法第四百九十九号附則第十一条第一項の規定により届出をした者は、昭和四十九年二月二十四日までは、保健婦助産婦看護婦法第三十二条の規定にかかわらず、沖縄県の区域において、同法第六条に規定する業をすることが出来る。

ただし、次項において準用する同法第十四条第二項又は第四項の規定により、その業務を禁止されたときは、この限りでない。

8 前項に規定する者については、保健婦助産婦看護婦法第十四条第二項、第四項及び第五項（後段を除く）、第十五条第二項から第五項まで、第三十七条並びに第四十四条の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第十四条第二項	都道府県知事	沖縄県知事
第十四条第四項	都道府県知事	沖縄県知事
第十四条第五項	取消処分	禁止処分
第十五条第二項、第三項及び第五項	都道府県知事	沖縄県知事
第十四条第二項	第三十五条から第三十八条まで	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第三十七条

(社会福祉事業法等に関する特例)

第百三条 昭和四十九年三月三十一日までの間に、おいては、沖縄県の区域内の市及びその長は、社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十三号）、老人福祉法（昭和三十一年法律第三十三号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二十八号）及び精神薄弱者福祉法（昭和三十一年法律第三十七号）の規定の適用については、それぞれ町村及び町村長とみなす。

2 社会福祉事業法第十三条第七項及び第八項の規定は、前項の規定により町村とみなされた市がこの法律の施行の日において福祉に関する事務所を設置する場合の当該設置については、適用しない。

（厚生年金保険法等に関する特例等）
第百四条 沖縄の厚生年金保険法（千九百六十八年立法第三百三十六号）による被保険者であつた期間（昭和四十五年一月一日以後の期間に限るものとし、同立法による脱退手当金の計算の基礎となつた期間を除く。）は、当該被保険者の種別に

別に応じ、それぞれ当該種別に相当する厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）による被保険者であつた期間とみなす。ただし、同立法による第三種被保険者であつた期間（この法律の施行の際同立法による年金たる保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付の額の計算の基礎となる期間を除く。）は、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による老齢、廃疾、脱退又は死亡に関する保険給付（葬祭料を除く。）については、同法第七十三条の規定による被保険者であつた期間とみなす。

2 沖縄の国民年金法（千九百六十八年立法第三百三十七号）による被保険者であつた期間（昭和四十五年四月一日以後の期間に限る。）は、保険料納付済期間又は保険料免除期間は、それぞれ国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）による被保険者であつた期間、保険料納付済期間又は保険料免除期間とみなす。

3 沖縄の厚生年金保険法又は沖縄の国民年金法の規定により取得した年金たる保険給付又は年金たる給付を受ける権利は、政令で定めるところにより、厚生年金保険法又は国民年金法の相当規定により取得した年金たる保険給付又は年金たる給付を受ける権利とみなす。

4 沖縄の厚生年金保険法又は沖縄の国民年金法による被保険者であつた者その他政令で定める者に係る厚生年金保険法、船員保険法又は国民年金法による老齢年金等の受給資格及び通算老齢年金の額その他これらの法律に規定する事項については、これらの法律、厚生年金保険法及び船員保険法（昭和二十九年法律第七十三号）及び通算年金通則法（昭和三十一年法律第八十一号）の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることが出来る。

5 沖縄の厚生年金保険法又は沖縄の国民年金法による次に掲げる事項については、なお従前の例による。
一 この法律の施行の日前に生じた被保険者の

資格の取得及び喪失並びに被保険者の種別の変更に関する事項
二 この法律の施行の日の前日の期間に係る標準報酬に関する事項
三 この法律の施行の日の属する月前の月分の年金たる保険給付若しくは年金たる給付又は同日においてまだ支給していない一時金たる保険給付若しくは一時金たる給付に関する事項

四 この法律の施行の日の属する月前の月に係る保険料に関する事項
第七節 農林省関係
（農業委員会の委員の選挙権等に関する経過措置）

第百五条 次の各号に掲げる者は、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十一号において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十一条第一項の規定の適用については、それぞれ、同項第二号、第三号又は第四号に掲げる者とみなす。

一 沖縄法令の規定（第二十五条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる沖縄法令の規定を含む。以下この条において同じ。）の罪を犯し禁錮以上の刑に処せられその執行を終るまでの者
二 沖縄法令の規定の罪を犯し禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）
三 選挙に関する沖縄法令の規定の罪を犯し禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者

（農林共済組合法に関する特例等）
第百六条 沖縄農林共済組合の組合員であつた期間又は任意継続組合員であつた期間は、農林共済組合の組合員であつた期間又は任意継続組合員であつた期間とみなす。

2 沖縄農林共済組合の成立の時にその組合員となつた者につき沖縄農林共済組合法附則第五条

の規定によりその組合員であつた期間とみなされた期間（昭和二十一年一月二十九日以後の期間に限る。）のうちその成立の際まで引き続いてある期間は、農林共済組合法（第二十一条を除く。）の適用については、農林共済組合の組合員であつた期間とみなす。

3 沖縄農林共済組合法の規定により取得した年金たる給付を受ける権利は、農林共済組合法の相当規定により取得した年金たる給付を受ける権利とみなす。

4 第二項の規定により農林共済組合の組合員であつた期間とみなされた期間を有する者につきこの法律の施行の日以後に生じた給付事由に係る給付の額については、農林共済組合法の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該期間中農林共済組合の組合員として掛金を負担した者に係る給付の額との均衡等を考慮して、その一部を減額することができる。

5 前項に定めるもののほか、沖縄農林共済組合の組合員であつた者その他政令で定める者に係る農林共済組合法による退職年金等の受給資格及び通算退職年金の額その他同法に規定する事項については、同法の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

6 沖縄農林共済組合法による次に掲げる事項については、なお従前の例による。

一 この法律の施行の日前に生じた組合員又は任意継続組合員の資格の取得及び喪失に関する事項

二 この法律の施行の日前の期間に係る標準給付に関する事項

三 この法律の施行の日の属する月前の月分の年金たる給付又は同日においてまだ支給してない一時金たる給付に関する事項

四 この法律の施行の日の属する月前の月に係る掛金に関する事項

（農業者年金基金法に関する特例）

第七百七条 沖縄県の区域内に住所を有する者に係

る農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）第二十三条第一項第一号の規定の適用については、当分の間、当該区域における農業経営の現況を考慮して政令で定める要件に該当する者は、同号に掲げる者に該当する者とみなす。

2 前項に定めるもののほか、沖縄県の区域内に住所を有する者に係る農業者年金基金法による経営移譲の要件、この法律の施行前に沖縄の区域内に住所を有していた者に係る農業者年金基金法による経営移譲年金等の受給資格期間及びその額その他これらの者に係る同法に規定する事項については、同法の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

（小作地所有制限に関する特例）

第七百八条 沖縄県の区域内にある小作地については、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六條第一項の規定は、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

2 沖縄県の区域内にある小作地についての農地法第六條第一項の規定の適用については、同項中「市町村の区域」とあるのは、「市町村の区域（その隣接市町村の区域内の地域で市町村長が政令で定めるところにより沖縄県知事の承認を得て当該市町村の区域に準ずるものとして指定したものを含む。）とする。

3 沖縄県の区域内に住所を有する者がその住所の地属する市町村の区域以外の沖縄県の区域内に所有している小作地は、当該小作地及びその所有者の住所が、その区域内の土地をアメリカ合衆国が使用することとなつたことに関連してこの法律の施行の日の前日までに行なわれた市町村の分立によりその区域を縮小した市町村として農林大臣の指定するもののその縮小の直前の区域内にある場合には、農地法第六條第一項の規定の適用については、その所有者の住所の地属する市町村の区域内にある小作地とみなす。

4 沖縄県の区域内にある小作地のうち、昭和十

九年七月一日以後この法律の施行の日の前日までの間に他の市町村に住所を移転した個人（この法律の施行の日以後の住所がその移転前の住所の地属する市町村の区域内にない個人及びこれに準ずる個人で政令で定めるものに限るものとし、昭和二十七年四月二十八日以後に他の市町村に住所を移転した個人にあつては、その使用に係る土地をアメリカ合衆国が使用することとなつたことに伴いその住所の移転をした個人に限る。）若しくはその一般承継人（この法律の施行の日以後の住所がその移転前の住所の地属する市町村の区域内にない者及びこれに準ずる者で政令で定めるものに限る。）若しくはこれらの世帯員（農地法第二條第六項に規定する世帯員をいう。）である者がこの法律の施行前から引き続きその移転前の住所の地属する市町村の区域内に所有している小作地（農地法第七條第一項第二号から第十六号までに掲げる小作地を除く。）であつて、その面積の合計が一ヘクタール（農地法第六條第一項第二号の規定による公示がされているときは、その公示に係る面積）をこえないもの（農林省令で定めるところにより当該小作地である旨の農業委員会の承認を受けたものに限る。）又はその小作地の所有権をこの法律の施行の際の所有者から承継した一般承継人（その承継の時以後の住所がその小作地の地属する市町村の区域内にない者及びこれに準ずる者で政令で定めるものに限る。）がその承継後引き続き所有している小作地（農林省令で定めるところにより当該小作地である旨の農業委員会の承認を受けたものに限る。）は、農地法第六條第一項第一号の規定にかかわらず、所有することができる。

5 農地法第九十條第一項の規定は前項の場合に、同条第二項の規定は、前三項の場合に準用する。

6 この法律の施行後、沖縄県の区域内の市町村につき、農業委員会等に関する法律の規定によ

り最初に行なわれる農業委員会の委員の選挙により農業委員会が成立する日までは、第四項の規定の適用については、同項中「農業委員会」とあるのは、「市町村長」とする。

（種苗の登録名称使用に関する特例）

第七百九条 沖縄において、昭和四十六年六月十六日以前からこの法律の施行の日まで継続して、他人がこの法律の施行の際農産種苗法（昭和二十二年法律第十五号）第七條の規定による登録を受け又は当該登録の出願をして種苗の名称を使用して、業として当該種苗の販売をしてゐる者は、この法律の施行後（この法律の施行の際他人が当該登録の出願をしてゐる場合に於ては、その出願に係る当該登録の後）も、農産種苗法第十條第一項の規定にかかわらず、沖縄県の区域内に限り、当該登録に係る種苗の名称を使用して、業として当該種苗の販売をすることが出来る。その者の一般承継人についても、同様とする。

（食糧管理法に関する特例等）

第七百十條 沖縄県の区域においては、食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第三條、第四條ノ二及び第八條ノ二から第八條ノ六までの規定並びに同法第九條第一項の規定に基づく命令の規定で政令又は農林省令で指定するものは、当分の間、適用しない。

第七百十一條 政府は、当分の間、予算の範囲内において、沖縄県の区域の全部又は一部をその地区とする農業協同組合で、政令で定めるところにより、沖縄産米穀でこの法律の施行の日の属する年以後の年産のものをその生産者から一定価格を下らない価格で買入れ、かつ、その買入れに係る沖縄産米穀を売り渡す業務を行なうものに対し、政令で定めるところにより、その業務の実施によつて生ずる損失の補てんに充てるための交付金を交付することができる。

2 前項の一定価格は、この法律の施行の日の属する年以後の政令で定める一定年間に生産され

る米穀については、政令で定めるところにより、稲作振興法（千九百六十五年立法第五十七号）第十五条第二項の規定に基づき定められた沖繩産米穀の買入基準価格でこの法律の施行の際適用されているものに相当する額を基準とし、この法律の施行後における米穀の本土買入価格（食糧管理法第三条第二項の規定により定めらるる米穀の買入れの価格をいう。以下この項において同じ。）の変化の状況を参酌して、当該一定年間の経過後政令で定める一定年間に生産される米穀については、その期間の満了の時に、その額が、その品質が沖繩産米穀に類似する米穀に係る米穀の本土買入価格に相当するものとなるように、その額をこれに漸次近づけることを旨として、その期間の経過後に生産される米穀については、その品質が沖繩産米穀に類似する米穀に係る米穀の本土買入価格を基準として、それぞれ農林大臣が定める。

第百十二条 この法律の施行後政令で定める一定年間に、沖繩県の区域において消費される米穀を食糧管理法第四条第一項の規定により売り渡す場合（飼料用米穀として売り渡す場合を除く。）におけるその売渡しの価格は、同条第二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、飯用米穀として売り渡す場合にあつては、米穀の管理及び価格安定に関する立法（千九百六十五年立法第五十八号）第九条第一項第二号の消費者価格の最高限でこの法律の施行の際適用されているものの額に相当する額からその売渡しに係る米穀を沖繩県の区域において販売するのに要する標準的な費用の額を控除して得た額を、加工又は製造の原材料用米穀として売り渡す場合にあつては、沖繩において米穀の加工又は製造を業とする者がこの法律の施行前に買入れた米穀の買入価格（その者が輸入した米穀については、その買入価格にその輸入に要した運賃その他の諸掛の額を加えて得た額）に相当する額をそれぞれ基準とし、この法律の施行

後における米穀の本土売渡価格（食糧管理法第四条第二項の規定により定めらるる米穀の売渡しの価格をいう。次項において同じ。）の変化の状況を参酌して、農林大臣が定める。

2 前項の一定年間の経過後政令で定める一定年間に、沖繩県の区域において消費される米穀を食糧管理法第四条第一項の規定により売り渡す場合（飼料用米穀として売り渡す場合を除く。）におけるその売渡しの価格は、同条第二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その期間の満了の時にその額が米穀の本土売渡価格に一致することとなるように、その額をこれに漸次近づけることを旨として、農林大臣が定める。

第百十三条 この法律の施行後政令で定める一定年間に、沖繩県の区域において消費される麦を食糧管理法第四条ノ三第一項の規定により売り渡す場合におけるその売渡しに係る同条第二項の標準売渡価格は、同条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、沖繩において麦の加工又は製造を業とする者がこの法律の施行前に買入れた麦の買入価格（その者が輸入した麦については、その買入価格にその輸入に要した運賃その他の諸掛の額を加えて得た額）に相当する額を基準とし、この法律の施行後における麦の本土標準売渡価格（同項の規定により定めらるる麦の標準売渡価格をいう。次項において同じ。）の変化の状況を参酌して、農林大臣が定める。

2 前項の一定年間の経過後政令で定める一定年間に、沖繩県の区域において消費される麦を食糧管理法第四条ノ三第一項の規定により売り渡す場合におけるその売渡しに係る同条第二項の標準売渡価格は、同条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その期間の満了の時にその額が麦の本土標準売渡価格に一致することとなるように、その額をこれに漸次近づけることを旨として、農林大臣が定める。

第百十四条 沖繩県の区域内にある米穀の売買取引については、米穀の販売の業務を営む者は、この法律の施行後政令で定める期間内は、当該区域において消費される米穀を食糧管理法第四条第一項の規定により売り渡す場合におけるその売渡しの価格及びその売渡しに係る米穀を当該区域において販売するのに要する標準的な費用の額を参酌して農林大臣が定める価格をこえる価格により、契約をし、又は対価を支払い、若しくは受領してはならない。ただし、当該区域をその地区の全部又は一部とする農業協同組合が沖繩産米穀をその生産者から買入れる場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

為者を罰するほか、その法人又は人に対して、当該各項の罰金を科する。

（森林国営保険法の適用延期）
第百十七条 沖繩県の区域内にある森林については、森林国営保険法（昭和十二年法律第二十五号）は、この法律の施行の日から起算して三年間は、適用しない。

（海産物調整委員会委員の選挙権等に関する経過措置）
第百十八条 第五十五条各号に掲げる者は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十七条第一項の規定の適用については、同項第二号に掲げる者とみなす。

第八節 通商産業省関係
（特許法に関する特例）
第百十九条 この法律の施行前にした特許出願に係る特許権の効力は、この法律の施行の際沖繩にある物には、及ばない。ただし、特許出願後に沖繩において生産され、又は輸入された物については、その物が引き続き沖繩県の区域内にある場合に限る。

2 この法律の施行前に沖繩において特許出願に係る発明の実施である事業又はその事業の準備がなされていた場合には、特許法（昭和三十四年法律第二十一号）第七十九条中「現に日本国内においてその発明の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている」とあるのは、「沖繩においてその発明の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている」と読み替えて、同条の規定を適用する。この場合において、この法律の施行の際存する特許権についての通常実施権は、この法律の施行の日に発生したものとみなす。

3 前項の規定により通常実施権を有する者以外のものであつて、沖繩において昭和四十六年六月十六日（第百二十一条及び第百二十二条において「基準日」という。）以前からこの法律の施行の

務に關し、前二項の違反行為をしたときは、行

務に關し、前二項の違反行為をしたときは、行

日まで継続してこの法律の施行前にした特許出願に係る発明の実施である事業をしていいたもの（以下この項において「発明実施者」という。）は、その実施をしていいた発明及び事業の目的の範囲内において、かつ、沖縄県の区域内に限り、業としてその特許発明の実施をする権利を有する。ただし、当該事業の開始が沖縄の不正競争防止法（千九百六十二年立法第七十六号）の施行後である場合において、当該事業の開始の際沖縄において他人が当該特許出願に係る発明の実施である事業をしており、かつ、発明実施者がその事実を知りながら当該事業を開始したとき（発明実施者が当該特許出願に係る発明の内容を知らないで自らその発明をし、又は当該特許出願に係る発明の内容を知らないでその発明をした者から知得した者である場合を除く。）は、この限りでない。

4 前項の規定による特許発明の実施をする権利は、特許法による通常実施権とみなす。

5 特許法第九十九条第二項の規定は、前項の規定により特許法による通常実施権とみなされた特許発明の実施をする権利について準用する。

（実用新案法に関する特例）

第二百二十条 前条の規定は、実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）を沖縄に適用する場合に準用する。

（意匠法に関する特例）

第二百二十一条 この法律の施行前に沖縄において意匠登録出願に係る意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業又はその事業の準備がなされていた場合には、意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第二十九条中「現に日本国内においてその意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしていいる者又はその事業の準備をしていいる者」は、その実施又は準備をしていいるとあるのは、「沖縄においてその意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしていいた者又はその事業の準備をしていいた者」は、その実施又は

準備をしていいた」と読み替えて、同条の規定を適用する。この場合において、この法律の施行の際存する意匠権についての通常実施権は、この法律の施行の日に発生したものとみなす。

2 前項の規定により通常実施権を有する者以外の者であつて、沖縄において基準日以前からこの法律の施行の日まで継続してこの法律の施行前にした意匠登録出願に係る意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしていいたもの（以下この項において「意匠実施者」という。）は、その実施をしていいた意匠及び事業の目的の範囲内において、かつ、沖縄県の区域内に限り、業としてその登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をする権利を有する。ただし、当該事業の開始が沖縄の不正競争防止法の施行後である場合において、当該事業の開始の際沖縄において他人が当該意匠登録出願に係る意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしており、かつ、意匠実施者がその事実を知りながら当該事業を開始したとき（意匠実施者が当該意匠登録出願に係る意匠の内容を知らないで自らその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をし、又は当該意匠登録出願に係る意匠の内容を知らないでその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をした者から知得した者である場合を除く。）は、この限りでない。

3 前項の規定による登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をする権利は、意匠法による通常実施権とみなす。

4 第一百九条第一項の規定はこの法律の施行前にした意匠登録出願に係る意匠権について、同条第五項の規定は前項の規定により意匠法による通常実施権とみなされた登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をする権利について準用する。

（商標法に関する特例）

第二百二十二条 この法律の施行前に沖縄においてこの法律の施行前にした他人の商標登録出願に

係る指定商品又はこれに類似する商品についてその商標又はこれに類似する商標の使用がなされていた場合には、商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第三十二条第一項中「日本国内」とあるのは「沖縄」と、「現にその商標が自己の業務に係る商品を表示するもの」として需要者の間に広く認識されている」とあるのは「沖縄においてその商標が自己の業務に係る商品を表示するもの」として需要者の間に広く認識されている」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2 この法律の施行前から沖縄においてこの法律の施行前にした他人の商標登録出願に係る指定商品又はこれに類似する商品についてその商標又はこれに類似する商標の使用をしていいた者であつて、その使用をしていいた結果この法律の施行の際沖縄においてその商標が自己の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されているもの（前項の規定により商標の使用をする権利を有する者及び基準日後において、かつ、他人の商標登録出願後にその商品についてその商標の使用を開始した者を除く。）は、次の各号の一に該当する場合を除き、継続してその商品についてその商標の使用をする場合は、その商品についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者について同様とする。

一 その商標の使用を開始する以前から当該商標登録出願に係る商標又はこれに類似する商標が他人の業務に係る当該商標登録出願に係る指定商品又はこれに類似する商品を表示するものとして沖縄において需要者の間に広く認識されていたとき。

二 不正競争の目的をもつてその商標の使用をしていいたとき。

規定により商標の使用をする権利を有する者に對し、その者の業務に係る商品と自己の業務に係る商品との混同を防ぐのに適当な表示を附すべきことを請求することができる。ただし、前二項の規定により商標の使用をする権利を有する者が沖縄県の区域内において当該商品について当該商標の使用をする場合は、この限りでない。

4 前三項の規定は、この法律の施行前にした防護標章登録出願に係る防護標章登録に基づく権利について準用する。

第九節 運輸省関係

（自動車検査に関する特例）

第二百二十三条 沖縄県の区域内に使用の本拠を有する道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）以下この節において「車両法」という。）第十三条第一項に規定する登録自動車又は車両番号の指定を受けた二輪の小型自動車の使用者が同法第六十二条の規定による継続検査を受ける場合において次項の規定による指定検査人検査合格証を提出したときは、同条の規定の適用については、当該自動車は、運輸大臣に対する提示があり、かつ、同法第三章の規定による保安上の技術基準に適合するものとみなす。

2 この法律の施行の際沖縄の道路運送車両法（千九百五十四年立法第四十五号）以下この節において「沖縄車両法」という。）第五十四条の規定による指定を受けている検査人（以下この節において「指定検査人」という。）は、この法律の施行の日から起算して二年を経過する日までの間、前項に規定する自動車について指定検査人検査合格証を交付することができる。

3 指定検査人は、運輸省令で定めるところにより当該自動車車両法第三章の規定による保安上の技術基準に適合するかどうかを検査し、その結果これに適合すると認められるときでなければ、指定検査人検査合格証を交付してはならない。

- 4 指定検査人は、指定検査人検査合格証を交付するときは、同時に指定検査人検査合格標準章を交付しなければならない。
- 5 指定検査人検査合格証及び指定検査人検査合格標準章には、運輸省令で定めるところにより、有効期間を附さなければならない。
- 6 指定検査人は、指定検査人検査合格証の交付を受けようとする者から手数料を収受する場合においては、車両法第二百二条第一項の規定に基づき継続検査に係る手数料の額の範囲内においてしなければならない。
- 7 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号。以下この節において「自賠法」という。）第九條第三項及び第四項の規定は、指定検査人検査合格証及び指定検査人検査合格標準章の交付について準用する。この場合において、同条第四項中「道路運送車両法第九十四条の五第四項の規定により保安基準適合証の提出があつた場合」とあるのは、「沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律第二百三條第一項の規定により指定検査人検査合格証の提出があつた場合」と読み替へるものとする。
- 8 指定検査人検査合格証の交付を受けた自動車は運輸省令で定めるところにより当該自動車に係る有効な指定検査人検査合格標準章を表示しているときは、車両法第五十八條第一項及び第六十六條第一項の規定は、当該自動車について適用しない。
- 第九百二十四條 指定検査人は、運輸省令で定める基準に適合する自動車の検査設備を備えなければならない。
- 2 指定検査人の禁止行為及び職務に専念する義務については、沖繩車両法第七十二條及び第七十三條の規定の例による。
- 3 運輸大臣は、指定検査人が前条第三項から第六項までの規定、同条第七項において準用する自賠法第九條第四項の規定、第一項の規定、前項においてその例によることとされる規定又

- は次条第三項の運輸省令の規定に違反した場合、当該指定検査人に対し、指定検査人検査合格証及び指定検査人検査合格標準章の交付の停止を命ずることが出来る。この法律の施行前に沖繩車両法第七十四條に規定する場合に該当した指定検査人であつて同条の規定による処分がなされていらないものに對しても、同様とする。
- 4 車両法第二百三條の規定は、前項の規定による処分をする場合について準用する。
 - 第九百二十五條 車両法第二百條の規定は、指定検査人の業務に関する報告及び指定検査人の事務所その他の事業場への立入りについて準用する。
 - 2 車両法第二百二條の規定は、第二百三條第一項の規定により指定検査人検査合格証を提出して同法第六十二條の規定による継続検査の申請をする者については、適用しない。
 - 3 指定検査人の遵守すべき事項並びに指定検査人検査合格証及び指定検査人検査合格標準章の様式その他指定検査人検査合格証及び指定検査人検査合格標準章に關し必要な事項は、運輸省令で定める。
 - 4 前条第三項の規定並びに同条第四項において準用する車両法第二百三條及び第一項において準用する同法第二百條の規定に基づく運輸大臣の権限は、政令で定めるところにより、沖繩総合事務局長に委任することができる。
 - 5 指定検査人及び指定検査人の業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
 - 第九百二十六條 行使の目的をもつて指定検査人検査合格標準章を偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造に係る指定検査人検査合格標準章を使用した者は、三年以下の懲役若しくは十萬元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
 - 2 行使の目的をもつて指定検査人検査合格標準章に紛らわしい外観を有する物を製造し、又はこれを使用した者は、一年以下の懲役又は五萬元以下の罰金に処する。

- 3 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは三萬元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
 - 一 第二百三條第三項の規定に違反した者
 - 二 指定検査人検査合格証を交付してはならない場合に指定検査人検査合格標準章を交付した者
 - 三 第二百二十四條第三項の規定による指定検査人検査合格証及び指定検査人検査合格標準章の交付の停止の処分違反した者
 - 4 指定検査人検査合格標準章を当該自動車以外の自動車に使用した者は、三萬元以下の罰金に処する。
- 5 次の各号の一に該当する者は、一萬元以下の罰金に処する。
 - 一 第二百三條第六項の規定に違反した者
 - 二 前条第一項において準用する車両法第二百條第一項の規定に基づく報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - 三 前条第一項において準用する車両法第二百條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對し虚偽の陳述をした者
 - 6 指定検査人の業務に従事する者が、指定検査人の業務に關し、第三項又は前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その指定検査人に対して当該各項の罰金刑を科する。（沖繩の自動車損害賠償責任保険契約等に関する経過措置）
- 第九百二十七條 沖繩の自動車損害賠償保障法（千九百六十二年立法第九十一号。以下この節において「沖繩自賠法」という。）で定める自動車損害賠償責任保険の契約（自賠法第二条第一項に規定する自動車（第六項を除き、以下この節において単に「自動車」という。）に係るものに限る。）であつてこの法律の施行の際締結されているもの（以下この節において「沖繩責任保険契約」という。）のうち対人損害（自動車の運行により他人

- の生命又は身体が害された場合において生じた損害について被保険者が賠償責任を負うことにより受けることあるべき損害をいう。以下この節において同じ。）のてん補に關する部分及びこれに係る自動車の運行による事故に關する損害賠償については、自賠法の規定（第十六條の二、第十九條の二、第三章第五節及び第八十二條の二の規定を除く。）の適用があるものとする。ただし、この法律の施行前に発生した自動車の運行による事故に關する損害賠償については、なお従前の例による。
- 2 沖繩責任保険契約の対人損害のてん補に係る保険金額は、基準日（この法律の施行の日から起算して十四日を経過した日（その日の前日までに保険契約者が保険者に対し自賠法第十三條第一項に規定する保険金額による旨を申し出たときは、保険者がその申出を受けた日の翌日）をいう。以下この項において同じ。）以後に発生する自動車の運行による事故に關しては、同条第一項に規定する保険金額とし、基準日前に発生する自動車の運行による事故及び基準日前に当該契約の保険契約者が保険者に対し約定した保険金額による旨を申し出た場合における基準日以後に発生する自動車の運行による事故に關しては、当該約定した保険金額とする。
 - 3 沖繩責任保険契約に係る被保険者が自賠法第三条の規定によつて損害賠償の責めに任ずる場合において、当該契約の対人損害のてん補に係る保険金額が約定した保険金額によるものであるときは、政府は、被保険者が保険金の支払を受け、又は被害者が同法第十六條第一項の規定により損害賠償の支払を受けた後、被害者の請求により、同法第七十二條第一項後段に規定する金額から被保険者又は被害者の当該支払を受けた金額を控除した金額の限度において、その受けた損害のうち当該支払を受けた金額をこえる損害をてん補する。
 - 4 自賠法第七十三條、第七十六條第一項及び第

七十七条の規定は前項の規定による損害のてん補について、同法第七十四条及び第七十五条の規定は同項の規定による請求権について、それぞれ準用する。この場合において、同法第七十三条第二項中「その金額」とあるのは、「その金額から沖縄責任保険契約の被保険者が支払を受けた保険金の額又は被害者が第十六条第一項の規定により支払を受けた損害賠償額を控除した金額」と読み替へるものとする。

5 沖縄責任保険契約により保険者がてん補すべき対物損害（自動車の運行により他人の物が損壊された場合において生じた損害について被保険者が賠償責任を負うことにより受けることあるべき損害をいう。以下この条において同じ。）の範囲は、被保険者が民法の規定により賠償責任を負うことにより受けることあるべき対物損害の範囲に変更されるものとする。ただし、この法律の施行前に発生した自動車の運行による事故に関する損害賠償については、なお従前の例による。

6 前項の規定は、沖縄自賠法第二条第一項に規定する自動車で自賠法第二条第一項に規定する自動車以外のものに係る沖縄自賠法で定める自動車損害賠償責任保険の契約であつてこの法律の施行の際締結されているものにより保険者がてん補すべき損害の範囲について準用する。

7 沖縄責任保険契約の被保険者は、保険者に対する意思表示により当該契約を将来に向つて対物損害のてん補に関する部分を有しない契約に変更することができる。

8 前項の規定により沖縄責任保険契約が対物損害のてん補に関する部分を有しない契約に変更されたときは、保険者は、保険契約者に対し、当該契約の対物損害のてん補に係る保険料の一部に相当する政令で定める金額を支払わなければならない。

第百二十八条 この法律の施行の際沖縄県の区域において運行の用に供されている自動車で沖縄

自賠法第五条の規定の適用を受けていなかつたものに係る対人損害をてん補することを目的の全部又は一部とする保険契約（沖縄責任保険契約を除く。）であつてこの法律の施行の際締結されているもの（以下この条において「沖縄任意保険契約」という。）により保険者がてん補すべき対人損害の範囲は、当該自動車について自賠法で定める自動車損害賠償責任保険の契約が締結されたときは、当該契約によりてん補すべき損害額をこえる対人損害の範囲に変更されるものとする。

2 前項の場合において、沖縄任意保険契約の保険契約者は、保険者に対し、当該契約の対人損害のてん補に係る保険料のうち同項の規定により保険者がてん補すべき対人損害の範囲が変更されることに伴ひ減少する危険の当該減少分に相当する政令で定める金額の支払を請求することができる。

3 沖縄任意保険契約（その保険者が自賠法第六條に規定する保険会社であるものに限り）で第一項の規定により保険者がてん補すべき対人損害の範囲が変更されたもの（次項において「上乗せ保険契約」という。）の保険契約者は、保険者に対する意思表示により、当該契約が対人損害のてん補のみを目的とするときはこれを解除し、当該契約が対人損害以外の損害のてん補をも目的とするときはこれを対人損害のてん補に関する部分を有しない契約に変更することができる。

4 前項の規定により上乗せ保険契約が解除され、又は変更されたときは、保険者は、保険契約者に対し、当該契約の対人損害のてん補に係る保険料の一部に相当する政令で定める金額を支払わなければならない。

（琉球政府の海難審判庁がした裁決及びこれに対する訴え等に関する経過措置）
第百二十九条 沖縄の海難審判法（千九百六十二年立法第六十二号）の規定により琉球政府の海

難審判庁がした裁決は、当該裁決に係る海技従事者又は水先人の免許がこの法律に基づく政令の規定によりこれに相当する船舶職員法（昭和二十六年法律第四十九号）の規定による海技従事者の免許又は水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）の規定による水先人の免許とみなされる場合において、そのみなされる免許又はこれに係る業務に關し、海難審判法（昭和二十二年法律第三十五号）の相当規定により沖縄県を管轄区域に含む地方海難審判庁がした裁決とみなす。ただし、当該裁決に対しては、同法第四十六条の規定にかかわらず、高等海難審判庁に第二審の請求をすることができない。

2 前項の規定により沖縄県を管轄区域に含む地方海難審判庁がしたとみなされる裁決に対しては、この法律の施行の際なお沖縄の海難審判法の規定による訴えを提起することができ、期間が満了していない場合に限り、海難審判法第五十三条第四項の規定にかかわらず、訴えを提起することができ。

3 前項の訴えを提起することができる期間は、この法律の施行の日から起算して三十日とし、不変期間とする。

4 第一項の規定により沖縄県を管轄区域に含む地方海難審判庁がしたとみなされる裁決に対する訴えは、那覇地方裁判所の管轄に専属する。

5 前項に規定する訴えは、沖縄県を管轄区域に含む地方海難審判庁の長を被告とする。

6 第四項に規定する訴えに係る裁判において裁決が取り消された場合には、沖縄県を管轄区域に含む地方海難審判庁は、当該事件について海

難審判法の規定により審判を行なわなければならない。当該審判に係る事件についての裁決に対する訴えに係る裁判において更にその裁決が取り消された場合も、同様とする。

7 前項の規定による審判については、海難審判法第五十六条第三項の規定を準用する。

8 第六項の規定による審判に係る裁決については、第一項ただし書の規定を準用する。

9 第六項の規定による審判に係る裁決に対する訴えについては、第四項及び第五項並びに海難審判法第五十三条第二項及び第三項の規定を準用し、同条第四項の規定を適用しない。

10 海難審判法の規定は、この法律の施行前に発生した海難に係る事件（琉球政府の海難審判庁が裁決をしたものを除く。）について適用があるものとする。

第十節 郵政省関係
（公衆電気通信法に關する特例）
第百三十条 昭和四十六年六月十七日以前に琉球電信電話公社法に基づき琉球電信電話公社に対して行なわれた加入電話加入契約（契約の期間が三十日以内の加入電話に係るものを除く。）の申込みがこの法律の施行の日以後に日本電信電話公社から承諾された場合における設備料は、公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）別表の規定にかかわらず、当該申込みが昭和四十五年十一月二十日以前に行なわれたものであるときは、一加入電話ごとに九千円、当該申込みが同月二十一日から昭和四十六年六月十七日までに行なわれたものであるときは次の表に掲げる額とする。

料	金	種	別	料	金	額
一	単独電話に係るもの			一	加入電話ごとに	三万円
二	共同電話に係るもの			一	加入電話ごとに	二万円
イ	その電話機（公衆電気通信法第三十六条に規定する附属的なものを除く。ロにおいて同じ。）の数が二個である場合					

ロ その電話機の数が三個以上である場合
三 構内交換電話に係るもの（構内交換設備及び内線電話機に係るものを除く。）

一 加入電話ごとに 一万円
一 加入電話ごとに 三万円

（電波法に関する特例）

第百三十一條 琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第八條に規定するヴォイス・オブ・アメリカ中継局については、この法律の施行の日から起算して五年間、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定にかかわらず、同条（同条に基づき取極を含む。）の定めるところによる。

第百三十二條 昭和四十六年六月十七日において琉球列島高等弁務官の免許を受けた無線局により英語による放送及びこれに附帯する業務を行なつていた者で、この法律の施行の際当該無線局について琉球列島高等弁務官の免許を受けて当該放送及び業務を行なつていたものは、この法律の施行の日、電波法第四條第一項の規定により当該英語による放送をする無線局及び当該放送に附帯する業務の用に供する無線局について、の郵政大臣の免許を受けたものとみなす。この場合において、当該みなされた免許の有効期間は、同法第十三條第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して五年とする。

2 前項に規定する者がこの法律の施行の際当該無線局により日本語による放送及びこれに附帯する業務を行なつていた場合には、その者は、この法律の施行の日、電波法第四條第一項の規定により日本語による放送をする無線局及び当該放送に附帯する業務の用に供する無線局について、の郵政大臣の免許を受けたものとみなす。この場合において、当該みなされた免許の有効期間は、同法第十三條第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して一年とする。

3 この法律の施行の際琉球列島高等弁務官の免

許を受けて航空機の無線局その他の政令で定める無線局（第一項及び次項に規定する無線局を除く。）を開設している者は、この法律の施行の日、当該無線局について電波法第四條第一項の郵政大臣の免許を受けたものとみなす。この場合において、当該みなされた免許の有効期間は、同法第十三條の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して一年とする。

4 この法律の施行の際、沖縄においてアメリカ合衆国政府が開設している無線局又は琉球列島高等弁務官の免許を受けて琉球政府、琉球電力公社の設立（千九百五十四年琉球列島米国民政府布令第百二十九号）に基づく琉球電力公社、琉球水道公社の設立（千九百五十八年高等弁務官布令第百八号）に基づく琉球水道公社若しくは航空通信の事業を営むアメリカ合衆国法人が開設している無線局に設置されている無線設備をこの法律の施行後引き続き使用して無線局を開設する者（国その他の政令で定める者に限る。）は、この法律の施行の日、当該無線局について電波法第四條第二項の規定により読み替へられる同法第四條第一項の郵政大臣の承認又は同項の郵政大臣の免許を受けたものとみなす。この場合において、当該みなされた承認又は免許の有効期間は、同法第十三條の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して一年とする。

5 前各項の場合においては、当該無線局の呼出符号は、この法律の施行の日、郵政大臣が指定するものとする。

6 第一項及び第二項の場合においては、電波法第四條の二の規定の例により、当該英語による放送又は日本語による放送について放送事項の内容その他電波及び放送の規律に関する事項

の適正な履行を確保するため必要な条件を附することができ。

第百三十三條 前条第一項から第四項までの規定により郵政大臣の免許又は承認を受けたものとみなされた者は、この法律の施行の日から起算して二月以内に、電波法第十四條第二項第二号から第十一号までに掲げる事項（当該無線局が放送をする無線局である場合は、同項第二号から第四号まで及び第六号から第十一号まで並びに同条第三項第二号及び第三号に掲げる事項）及び郵政省令で定める事項を郵政大臣に届け出なければならない。

2 郵政大臣は、前項の規定による届出を受理した場合において、混信の除去その他特に必要があるとき、当該届出に係る周波数、空中線電力又は運用許容時間に代えて、当該無線局の周波数、空中線電力又は運用許容時間を指定することができる。

3 郵政大臣は、第一項の規定による届出を受理したときは、電波法第十四條第一項の規定の例により、当該届出に係る事項（第一項の郵政省令で定める事項を除くものとし、当該届出について前項の規定による指定をしたときは、その指定後の事項とする。）を記載した免許状を交付する。

4 この法律の施行の際設置されている無線設備で前条第一項から第四項までに規定する無線局に係るものについては、この法律の施行の日から郵政省令で定める日までの間は、電波法第三章の規定にかかわらず、郵政省令で定めるところによる。

5 この法律の施行の際前条第一項から第四項までに規定する無線局の無線設備の操作に従事している者は、この法律の施行の日から起算して一年間は、電波法第三十九條の規定にかかわらず、その無線設備の操作に従事することができる。

6 前条第一項から第四項までの規定により郵政

大臣の免許又は承認を受けたものとみなされた者が同条第六項の条件に違反し、又は第一項の規定に違反して届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、若しくは第四項の郵政省令の規定に違反したときは、電波法若しくは同法に基づき命令又はこれらに基づき処分したものとみなす。同法第七十六條第一項の規定を適用する。

（放送法に関する特例等）

第百三十四條 この法律の施行前に沖縄の放送法第二十條の規定による届出をした者で、この法律の施行の際当該届出に係る受信設備を設置しているものは、この法律の施行の日、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第三十二條第一項本文の規定により日本放送協会と契約を締結したものとみなす。

第百三十五條 沖縄県の区域において日本放送協会が徴収する受信料の月額は、当分の間、沖縄県の区域における日本放送協会の業務の実状及び社会的経済的状況を考慮して定められなければならない。

第百三十六條 郵政大臣は、第百三十二條第一項に規定する者が行なう英語による放送又は日本語による放送の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その者に対し、必要な勧告をし、又は資料の提出を求めることができる。

第十一節 労働省関係
（労働条件に関する経過措置）

第百三十七條 この法律の施行の際沖縄の労働基準法（千九百五十二年立法第四十四号）第八條の事業又は事務所に使用されている労働者は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までに当該事業又は事務所を解雇された場合には、同法第二十二條第一項の規定の例により、解雇手当を請求することができる。

第百三十八條 この法律の施行の際沖縄の労働基準法第四十條の規定又は琉球人雇用者に対する

労働基準及び労働関係法（千九百五十三年琉球列島米国民政府布令第百十六号。以下この節において「布令第百十六号」という。）第五十条の規定により年次有給休暇を積み立てている者は、当該年次有給休暇を請求することができる。

第百三十九条 この法律の施行の際布令第百十六号の適用を受けている被用者であつて、この法律の施行後も引き続き同一の使用者に使用されているものは、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、同布令第五十条の項の規定の例により、有給病欠休暇を請求することができる。

第百四十条 この法律の施行の際沖縄の労働基準法第八條の事業又は事務所に使用されており、かつ、この法律の施行後も引き続き当該事業又は事務所に使用されている女子であつて、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までに労働基準法第六十五条の規定により休業することができるときは、沖縄の労働基準法第六十六条第三項の規定の例により、平均賃金の支払を請求することができる。

第百四十一条 第百三十七条から前条までの規定は、労働基準法第十三條の規定の適用については、同法の規定とみなす。

（労働者災害補償保険法に関する経過措置等）
第百四十二条 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。次条において「労災保険法」という。）の規定、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百三十号。次条において「昭和四十年改正法」という。）

附則第四十一条から第四十三条までの規定、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第八十八号。次条において「昭和四十五年改正法」という。）附則第三条の規定及び失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五

号）第十八條の規定は、沖縄の労働者災害補償保険法（千九百六十三年立法第七十八号）の規定の適用を受けていた労働者のこの法律の施行前に生じた業務上の事故に係る災害補償についても適用する。この場合において、この法律の施行前に支給事由の生じた保険給付の額その他必要な事項については、政令で特別の定めをすることができる。

第百四十三条 労働者災害補償（千九百六十一年高等弁務官布令第四十二号。次項において「布令第四十二号」という。）の規定第二章第四条及び第六章から第八章まで、第三章第一条、第四章第二十条、第五章第三条から第五条まで、第六章並びに第七章第五条及び第八章の規定を除く。）は、同布令の適用を受けていた被用者のうち政令で定める者のこの法律の施行前に生じた業務上の事故に係る災害補償について、法律としての効力を有する。

2 前項に規定する災害補償のうち、布令第四十二号に定める支給事由がこの法律の施行後に生ずる場合の当該事由に係る補償については、同項の規定にかかわらず、当該被災被用者、遺族及び葬祭を行なう者は、政令で定めるところにより、労災保険法の規定、昭和四十年改正法附則第四十一条から第四十三条までの規定及び昭和四十五年改正法附則第三条の規定による補償に準じた補償を受けることができる。

（失業保険に関する経過措置）
第百四十四条 沖縄の失業保険法（千九百五十八年立法第五号。以下この条において「沖縄失業法」という。）の規定による被保険者（以下この条において「沖縄失業法被保険者」という。）であつた者であつてこの法律の施行の日以後に失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号。以下この条において「失業法」という。）に規定する被保険者（次項において「失業法被保険者」という。）となつたものに関する失業法の規定の適用については、沖縄失業法の規定による被保険者期間

（この法律の施行の日前に沖縄失業法に規定する受給資格者（以下この項及び第三項において「沖縄失業法受給資格者」という。）となつた者（第四項の規定により離職があつたとみなされることにより沖縄失業法受給資格者となつたこととなる者を含む。）については、当該受給資格に係る離職の日以前の被保険者期間を除く。）は、失業法の規定による被保険者期間とみなす。

2 この法律の施行の日（同日後に失業法被保険者となつた者については、同日後にはじめて当該被保険者となつた日）前一年の期間内に沖縄失業法被保険者であつたことがある者が失業法第十五条第一項の規定に該当するに至つた後においてこの法律の施行の日以後に離職した場合における同法第二十条の二の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。

3 この法律の施行の際沖縄失業法受給資格者である者（次項の規定により離職があつたとみなされることにより沖縄失業法受給資格者であることとなる者を含む。）は、失業法に規定する受給資格者とみなす。

4 この法律の施行の際沖縄失業法被保険者である者であつて、沖縄において沖縄失業法が効力を有せず、かつ、船員保険法が効力を有しているとした場合においては同法第十七条の規定による被保険者であることとなるものが引き続き同条の規定による被保険者となつたときは、その者については、この法律の施行の日の前日に沖縄失業法第三条第二項に規定する離職があつたものとみなす。

5 沖縄失業法の規定による日雇労働被保険者であつた者に関する失業法第三十八條の六第一項並びに第三十八條の九第一項及び第二項の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。

6 この法律の施行の日の属する月の翌月以後に失業した失業法に規定する日雇労働被保険者で

あつて、当該失業の日の属する月の前二箇間にもつぱら沖縄における適用事業（この法律の施行の日の属する月の前二箇月については、沖縄失業法被保険者を雇用する事業主の事業をいい、同日の属する月以後の月については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四条の規定により失業保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業をいう。）に雇用されたものに関する失業法第三十八條の六第一項並びに第三十八條の九第一項及び第二項の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。

（軍関係離職者に関する経過措置）
第百四十五条 この法律の施行の際軍関係離職者等臨時措置法（千九百六十九年立法第百四十七号。以下この条において「沖縄軍関係離職者法」という。）第二条に規定する軍関係離職者である者は、駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号。以下この条において「駐留軍関係離職者法」という。）第二条に規定する駐留軍関係離職者である者と、当該軍関係離職者のうち沖縄軍関係離職者法第二条第一号に係る者は、駐留軍関係離職者法第二条第一号に係る駐留軍関係離職者である者とみなして、同法第十条から第十三条まで及び第十八条から第二十条までの規定を適用する。

（緊急失業対策法の効力等に関する経過措置）
第百四十六条 この法律の施行の日に沖縄県の区域に居住する失業者であつて、同日前二箇間に十日以上沖縄の緊急失業対策法（千九百五十六年立法第二十四号）の規定による失業対策事業に使用されたもの及び労働省令で定めるこれに準ずるものは、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法（昭和四十六年法律第六十八号）附則第二条の規定の適用については、同条に規定する失業者とみなす。

2 前項に規定する失業者は、緊急失業対策法（昭和二十四年法律第八十九号）第十条第二項の

第十二節 建設省關係

(土地區画整理に関する経過措置)

と、同立法第五条及び第六条の見出し中「新法」とあるのは、「土地区画整理法」と、同条中「新法第百三十条」とあるのは「土地区画整理法第百二十八条」とする。

この法律の施行の日から起算して五年を経過した日において前項に規定する土地区画整理で市町村が現に施行しているものは、その日において、廃止されるものとする。

沖繩の土地区画整理法施行法第三条第一項に規定する旧組合又は土地区画整理についてこの法律の施行後同項の規定により効力を有する旧組合に關する規定の失効前又は沖繩の土地区画整理法施行法第四条第一項に規定する土地区画整理についてこの法律の施行後同項の規定により効力を有する市町村施行に關する規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、これらの規定の失効後も、なお従前の例による。これらの規定の失効前にした行為に対する沖繩の土地区画整理法施行法第九条の規定による改正前の沖繩の都市計画法第十三条第二項において準用する沖繩の旧耕地整理法（明治四十二年法律第三十号）第八十七条の規定による補償金額決定の請求についても、同様とする。

第一項の土地区画整理について、沖繩の土地区画整理法施行法第九条の規定による改正前の沖繩の都市計画法第十三条第二項において準用する沖繩の旧耕地整理法第三十条第四項の規定による換地処分告示があつた場合においては、当該告示を土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項の規定による換地処分の公告とみなして、同法第一百七十七条第三項の規定を適用する。

この法律の施行後沖繩の土地区画整理法施行法第四条第一項の規定により市町村が施行する土地区画整理が第二項の規定により廃止された場合には、当該市町村の徴収すべき清算金は、地方自治法第二百三十三條

一条の三第三項に規定する歳入とする。
(違反建築物等の取扱い)
第百四十八条 この法律の施行の際沖繩

建築物若しくはその敷地又は沖繩において建築物若しくは模様替への工事中の建築物若しくはその敷地が沖繩の建築基準法（千九百五十二年立法第六十五号）若しくはこれに基づく規則の規定に違反しており、又はこれらの規定に違反している部分を有する場合においては、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に対しては、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三条第二項の規定は、適用しない。

2 前項の規定は、建築基準法第六十六条又は第八十八条第一項に規定する工作物について準用する。

(地代家賃統制令の適用除外)
第四百四十九条 地代家賃統制令(昭和二十一年勅令第四百四十三号)は、沖縄県の区域には、適用しない。

第十三節 自治省關係

（沖繩の合併市町村等に関する財政援助その他の措置）

第百五十条 国は、沖縄の市町村でこの法律の施

行の際沖縄の市町村合併促進法（千九百五十五）

年立法第八十四号) 第二条第二項の合併市町村

であるものに対し、政令で定める期間内に限り

同立法第十三条、第十五条及び第二十五条から

第二十五条の三までの規定の例に準じ政令で定

めるところにより、予算の範囲内で、必要な財

政援助その他の措置を講ずるものとする。

2 国は、沖縄県の区域内の市町村が政令で定

る日までの間において市町村の合併の特例に關

する法律（昭和四十年法律第六号）第二条第一項

の市町村の合併をし又はしようとする場合に

は、同条第二項の合併市町村及び市町村の合併

をしよとする市町村に対し、政令で定める規

間内に限り、沖縄の市町村合併促進法第十二

100

議院

[illegible]

第二十五条の三までの規定の例に準じ政令で定めるところにより、予算の範囲内で、必要な財

政援助その他の措置を講ずるものとする。
(沖縄県の職員等の給与に関する経過措置)
第百五十一条 沖縄県及び沖縄県の区域内の市町

村は、地方自治法第二百四條第二項の規定にかかわらず、同項に規定する手当のほか、この法律の規定により当該地方公共団体の職員となる

者の受けるべき給料の額が当該地方公共団体の職員となる際その者の受けていた従前の給料の額に達しないこととなる場合その他の場合で政

令で定める場合においては、当分の間、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、特別の手当を支給することができる。

② 沖繩県及び沖繩県の区域内の市町村は、地方自治法第二百四条第二項の規定にかかわらず、同項に規定する手当のほか、医師又は歯科医師

である職員に対し、当分の間、条例で定めるところにより、特別の手当を支給することができる。

項に規定する特別の手当について適用する。
(沖縄県の職員等の公務災害補償に關する経過措置)

第百五十二条 次に掲げる者に係る公務上の災害補償については、第五十六条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「國家

る。この場合において、同条第一項の「国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十号）」とあるのは、「地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第九十二号）」、「同法」の規定

に國家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第六十七号)附則第六條

あるのは「政令」と読み替えるものとする。

一 琉球政府の職員で第三十二条の規定によ

二 琉球政府の職員のうち、この法律の施行
なるもの

三五

に離職し、又は死亡した者で当該離職又は死亡の時に於いて地方公共団体又はその機関が行なう事務に相当する事務に従事していたもの

三 前二号に掲げる者に準ずる者として政令で定める者

(公職選挙法に關する経過措置)

第五百三十三条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める間、公職選挙法第九條及び第十條に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

一 次号及び第三号に掲げる者のほか、沖縄法令の規定(第二十五條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる沖縄法令の規定を含む)の罪を犯し禁錮以上の刑に処せられた者(選挙に關する犯罪以外の犯罪による刑の執行猶予中の者を除く) その執行が終るまでの間又はその執行を受けることがなくなるまでの間

二 沖縄法令の規定による選挙に關する犯罪により、この法律の施行の際沖縄法令に規定する選挙権及び被選挙権を有していない者 当該選挙権及び被選挙権を有しないこととされた日を起算日として当該選挙権及び被選挙権を有しないこととされる期間を経過する日までの間

三 第二十五條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる選挙犯罪に關する沖縄法令の規定の罪(以下この号において「沖縄選挙犯罪」という)のうち公職選挙法第二百五十二條第一項の罪に相当する罪として政令で定めるものを犯し罰金の刑に処せられた者、沖縄選挙犯罪のうち同条第二項の罪に相当する罪として政令で定めるものを犯し禁錮以上の刑に処せられた者又は沖縄選挙犯罪のうち同条第三項の罪に相当する罪として政令で定めるものにつき刑に処せられ更にこれらの罪につき刑に処せられた者 それぞれ、同条第一項、第二項又は第三項に規定する期間

に相当する間

2 前項第三号に掲げる者については、裁判所は、情状により、刑の言渡しと同時に、公職選挙法第二百五十二條第四項の規定の例により、同号に規定する期間について選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、又はその期間のうちこれを適用すべき期間を短縮する旨を宣告することができる。

3 第一項第三号に掲げる者について、この法律の施行の日前に同号に規定する期間につき当該選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、又はその期間のうちこれを適用すべき期間を短縮する旨の宣告がされている場合には、当該宣告は、前項の規定によりされた宣告とみなす。

(琉球政府税の承継等)

第五百三十四條 この法律の施行の際琉球政府が有している権利及び義務のうち、沖縄法令の規定により琉球政府が課した、若しくは課すべき、又は還付すべき地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による道府県税に相当するものとして政令で定める琉球政府税(以下この条において「県税相当琉球政府税」という)に係るものは、その時において沖縄県が承継する。

2 地方税法の規定で政令で定めるものは、県税相当琉球政府税及び沖縄の市町村が課した、若しくは課すべき、又は還付すべき市町村税(これに係る督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。次項において「沖縄市町村税」という)に係る徴収、滞納処分、還付、不服申立て、犯則取締その他の行為又は手続に關する事項についても、適用する。この場合において、これらの規定中事業税及び不動産取得税に係る部分は、市町村税に關する規定とみなす。

3 県税相当琉球政府税及び沖縄市町村税については、これらの税に關する沖縄法令の規定のうち、前項の規定によりこれらの税に適用される

地方税法の規定に相当する規定以外の規定(罰則を含む)は、本邦の法令としての効力を有する。

(地方税法に關する経過措置)

第五百三十五條 沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村が課する法人の道府県民税及び市町村民税(以下この項において「法人の住民税」という)について地方税法及びこれに基づく命令の規定は、当該規定は、この法律の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の住民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の住民税(清算所得に対する法人の住民税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の住民税を含む。以下この項において同じ)について適用する。

2 沖縄県が課する法人の事業税について地方税法及びこれに基づく命令の規定中法人の事業税に關する部分を適用する場合には、当該規定は、この法律の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ)について適用する。この場合において、同日前に解散した沖縄法令に基づき法人で同日の前日の属する事業年度終了の日までにその残余財産の確定していないものの清算所得に対する法人の事業税に係る法人の住民税については、当該法人が同日の翌日において解散したものとみなす。

2 沖縄県が課する法人の事業税について地方税法及びこれに基づく命令の規定中法人の事業税に關する部分を適用する場合には、当該規定は、この法律の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ)について適用する。この場合において、同日前に解散した沖縄法令に基づき法人で同日の前日の属する事業年度終了の日までにその残余財産の確定していないものの清算所得に対する法人の事業税については、当該法人が同日の翌日において解散したものとみなす。

なす。

3 沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村は、その住民の税負担を緩和するため、次の各号に掲げる地方税については、条例で定めるところにより、当該各号に定める率を地方税法に規定する税率として、これらの税を課するものとする。

一 昭和四十七年度から昭和五十五年度までの各年度分の自動車税、沖縄法令の規定による自動車税の税率を参酌し、これを毎年度逐次引き上げ、昭和五十一年度(バス以外の自動車にあつては、昭和四十九年度)において地方税法第四百七十七條第一項各号に規定する税率となるように政令で定める率

二 この法律の施行の日から起算して五年を経過する日までの間における軽油の引取り等に対して課する軽油引取税、沖縄県の住民の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮して政令で定める率

三 昭和四十七年度分の個人の市町村民税の均等割及び所得割並びにこの法律の施行の日から昭和四十七年十二月三十一日までの間に支払われる地方税法第三百二十八條に規定する退職手当等に係る所得割、沖縄法令の規定による個人の市町村民税の税率を参酌して政令で定める率

四 昭和四十七年度分の固定資産税、沖縄法令の規定による固定資産税の税率を参酌して政令で定める率

五 昭和四十七年度分及び昭和四十八年度分の軽自動車税、沖縄法令の規定による軽自動車税の税率を参酌し、これを毎年度逐次引き上げ、昭和四十九年度において地方税法第四百四十四條第一項各号に規定する税率となるように政令で定める率

六 この法律の施行の日から昭和五十三年三月三十一日までの間において使用する電気又はガスに対して課する電気ガス税(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、当該期間におい

て使用した電気又はガスとして政令で定める料金に係るもの。基礎となる率を百分の一とし、これを毎年度百分の一ずつ引き上げ、昭和五十三年度において地方税法第四百九十条に規定する税率となるように政令で定める率。

4 沖縄県は、条例で定めるところにより、昭和四十七年度分の個人の道府県民税に限り、個人の道府県民税の納税義務者のうち均等割のみの納税義務を有する者に対しては、均等割の額を免除するものとする。

5 沖縄県の区域内の市町村が課する昭和四十七年度分の固定資産税に限り、その免税点の額は、沖縄法令の規定による固定資産税の免税点の額を参酌して政令で定める額とする。

6 沖縄県の区域内の市町村が課する昭和四十八年度から昭和五十年年度までの各年度分の固定資産税に限り、当該各年度に係る賦課期日において固定資産の価格の著しい変動等の事情があるため当該年度分の固定資産税の額が昭和四十七年度分の固定資産税の額を著しく上回る場合には、当該市町村は、政令で定めるところにより、政令で定める額を当該年度分の固定資産税の額から減額するものとする。

7 沖縄県の区域内の市町村は、条例で定めるところにより、昭和四十七年度分の軽自動車税に限り、原動機付自転車及び農耕作業用自動車以外の小型特殊自動車に対しては、軽自動車税を課さないものとする。

8 沖縄県の区域内の市町村が市町村たばこ消費税を課する場合における地方税法第四百六十四条及び第四百六十七条第二項の規定の適用については、当分の間、同法第四百六十四条第一項中「製造たばこ」とあるのは「製造たばこ（小売人が他の小売人に売り渡す製造たばこ）については、自治省令で定めるところにより公社が小売人に売り渡す製造たばこをみなす。以下同じ。」と、「小売人の営業所」とあるのは「直接消費者

に製造たばこを売り渡す小売人の営業所」と、同条第三項中「本数」とあるのは「本数として自治省令で定めるところにより算定した数値」と、同法第四百六十七条第二項中「小売人の営業所」とあるのは「小売人（直接消費者に製造たばこを売り渡す小売人とする。）の営業所」とする。

9 沖縄県の区域内の市町村は、条例で定めるところにより、沖縄の電気事業法（千九百五十二年立法第三十九号）第七十一条に規定する準電気事業者で電気事業法第二条第二項に規定する一般電気事業者とみなされるものが供給する電気（供給時間に制限のあるものに限る。）に対しては、電気ガス税を課さないものとする。

10 沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村が課する昭和四十七年度分の地方税については、地方税法第三百四十九条の四、第三百四十九条の五、第三百八十九条、第五章第二節、附則第十七条から第三十条まで及び附則第三十四条から第三十六条まで並びに政令で定める規定は、適用しない。

11 前各項に定めるもののほか、沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村が課する地方税の課税標準となる前年の所得及び課税所得金額等の算定、課税期間等の相違に伴う必要な税額の調整、固定資産の評価の方法その他の必要な経過措置に関する事項については、政令で、地方税法の規定の適用につき必要な技術的統替えをし、又は同法の規定にかかわらず特別の定めをすることができ。

第九章 雑則

（政令への委任）

第百五十六条 この法律に定めるもののほか、本土法令の沖縄への適用についての経過措置、この法律において法律としての効力を有することとされ又はその例によることとされた沖縄法令の規定の技術的統替えに関する措置その他沖縄の復帰に伴い必要とされる事項については、当分の間、政令で必要な規定を設けることができ

る。

2 この法律の成立後に沖縄において法令の制定、改正又は廃止が行なわれたことにより、この法律の規定の適用につき支障を生ずることとなつた場合には、この法律の趣旨に照らし合理的に必要と判断される範囲内において、この法律の規定にかかわらず、政令で必要な規定を設けることができる。

3 前二項の規定に基づき制定される政令には、本土法令の制定又は改正の際の経過措置の規定に準ずる規定を設ける場合に当該経過措置の罰則に定める罰よりも重くない範囲内において罰則を設ける等、沖縄の復帰に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、罰則を設けることができる。

（最高裁判所規則等への委任）

第百五十七条 この法律中「政令」とあるのは、前条第三項中「政令」とあるのを除き、日本国憲法第七十七条第一項に規定する事項については「最高裁判所規則」と、人事院の所掌事務に係る事項については「人事院規則」と、会計検査に関する事項については「会計検査院規則」とする。

附則

（施行期日）

1 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、第六十八条第一項及び次項の規定は、この法律の公布の日から施行する。

（琉球政府行政主席への通知）

2 内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球政府行政主席に通知しなければならない。

沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律

目次

第一章 総理府関係（第一条―第十九条）

第二章 法務省関係（第二十条―第三十条）

第三章 外務省関係（第三十一条―第三十四条）

第四章 大蔵省関係（第三十五条―第四十四条）

第五章 文部省関係（第四十五条―第四十八条）

第六章 厚生省関係（第四十九条―第五十九条）

第七章 農林省関係（第六十条―第六十九条）

第八章 通商産業省関係（第七十条―第七十一条）

第九章 運輸省関係（第七十二条―第八十一条）

第十章 郵政省関係（第八十二条―第九十六条）

第十一章 労働省関係（第九十七条―第一百三条）

第十二章 自治省関係（第一百四十四条―第一百九条）

第十三章 雑則（第一百十条）

附則

第一章 総理府関係

（沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う国家公務員等退職手当法の一部改正）

第一条 国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第八項中「船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）又は沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三十七号）」を「又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）」に改める。

(引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部改正)

第二条 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭和四十二年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「前三項に定めるもののほか、第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十五条中「及び沖縄事務局長」を削る。

第三条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律及びこれに基づく命令の規定に基づいて沖縄事務局長がした処分又は手続は、同条の規定による改正後の引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律及びこれに基づく命令の相当規定に基づいて、沖縄県知事がした処分又は手続とみなす。

2 この法律の施行の際前条の規定による改正前の引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律及びこれに基づく命令の規定に基づいて沖縄事務局長に対してされている手続は、同条の規定による改正後の引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律及びこれに基づく命令の相当規定に基づいて、沖縄県知事に対してされた手続とみなす。

(公衆電気通信法の一部改正に伴う私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正)

第四条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第七号を次のように改める。

七 公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)第五条の二第二項

(警察法の一部改正)

第五条 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第三十条第二項の表九州管区警察局の項中「鹿児島県を」鹿児島県 沖縄県」に改める。
(出入国管理令の一部改正に伴う道路交通法の一部改正)

第六条 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第七十七条の二中「(出入国管理令(昭和二十六年政令第百三十九号)第二条第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。)」を削る。

(行政管理局設置法の一部改正)

第七十七条 行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二の次に次の一条を加える。

第三条の三 前条に定めるもののほか、当分の間、行政管理局に、地方支分部局として、沖縄行政監察事務所を置く。

2 沖縄行政監察事務所は、行政監察局の事務を分掌する。

3 行政管理局長官は、前項の事務のほか、沖縄行政監察事務所、第二条第三号に掲げる事務のうち行政機関の機構、定員及び運営に関する調査の事務並びに同条第十四号に掲げる事務のうち行政管理局の所掌する事務を分掌させることができる。

4 沖縄行政監察事務所は、那覇市に置き、その管轄区域は、沖縄県とする。

5 沖縄行政監察事務所内部組織は、長官が定める。

(元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部改正)

第八条 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「退職手当、死亡賜金」を削る。

第二条第三号中「将来その事務を引き継ぐ機関」を「これからその事務を引き継いだ機関」に、「所属する」を「所屬していた」に改める。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

第六条第四項を削る。

第七条の二第四項を削る。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第八条第一項中「第四条から第五条まで又は前条」を「第四条から第四条の三まで」に改め、同条第三項中「第四条の二第二項又は第五条第一項」を「又は第四条の二第二項」に、「共済組合法又は国家公務員等退職手当法」を「又は共済組合法」に、「官署の職員の共済組合又は退職手当」を「又は官署の職員の共済組合」に改める。

第十条第二項中「第四条から第七条まで」を「第四条から第四条の三まで、第六条及び第六条の二」に改め、「退職手当及び死亡賜金」を削る。

第十三条第一項中「及び死亡賜金」を削り、「退職手当」を「及び退職手当」に改め、同条第二項を削る。

附則第二項から第六項まで並びに附則第一項の見出し及び項番号を削る。

第九条 前条の規定による改正前の元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(以下この条において「改正前の法」という)附則第五項の年金、恩給又は退職手当等、昭和四十七年三月三十一日以前に支払を受けるべきであったものについては、なお改正前の法附則第五項及び第六項の規定の例による。

2 この法律の施行前に給与事由の生じた改正前の法の規定による退職手当及び死亡賜金については、改正前の法附則第五項及び第六項に規定する事項を除き、なお従前の例による。

3 この法律の施行後に給与事由の生ずる国家公務員等退職手当法の規定による退職手当で琉球諸島民政府職員であつた者に係るものに関し、その勤続期間を計算するについては、なお改正前の法第八条第三項の規定の例による。

(南方同胞援護会法の廃止)

第十条 南方同胞援護会法(昭和三十三年法律第百六十号)は、廃止する。

第十一条 南方同胞援護会法は、前条の規定の施行の時に限り解散するものとし、その財産に関する権利及び義務は、その時において、政令で定めるところにより、沖縄県の区域に関する公益を目的とする法人等が承継する。

2 南方同胞援護会の解散の日を前日を含む事業年度に係る決算及び事業報告書の作成等については、沖縄開発庁長官が従前の例により行なうものとする。この場合において、当該決算の完結の期限は、その解散の日から起算して二月を経過する日とする。

3 第一項の規定により南方同胞援護会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(沖縄における模範農場に必要な物品及び本邦と沖縄との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律の廃止)

第十二条 沖縄における模範農場に必要な物品及び本邦と沖縄との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律(昭和三十六年法律第四十五号)は、廃止する。

(宮古群島及び八重山群島におけるテレビジョン放送に必要な設備の譲与に関する法律の廃止)

第十三条 宮古群島及び八重山群島におけるテレビジョン放送に必要な設備の譲与に関する法律(昭和四十二年法律第五十一号)は、廃止する。

(沖縄地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法(昭和四十三年法律第六十二号)は、廃止する。

第十四条 沖縄地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法(昭和四十三年法律第六十二号)は、廃止する。

(法務省設置法の一部改正)

第二十二條 法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

別表三(福岡法務局の項中)「宮崎県」を「宮崎県 沖縄県」に改め、同表宮崎地方法務局の項の次に次のように加える。

平良	沖縄県の内 平良市 宮古郡
石垣	沖縄県の内 石垣市 八重山郡

那覇地方法務局

那覇市

沖縄県

別表四(宮崎刑務所の項の次に次のように加える。

沖縄刑務所

那覇市

別表五(人吉農芸学院の項の次に次のように加える。

沖縄少年院

コザ市

沖縄女子学園

コザ市

別表五(宮崎少年鑑別所の項の次に次のように加える。

那覇少年鑑別所

那覇市

別表七(福岡矯正管区の項中)「宮崎県」を「宮崎県 沖縄県」に改める。

別表九(宮崎保護観察所の項の次に次のように加える。

那覇保護観察所

那覇市

那覇地方裁判所の管轄区域

別表十一(鹿児島入国管理事務所の項の次に次のように加える。

那覇入国管理事務所

那覇市

沖縄県

別表十二(鹿児島入国管理事務所那覇出張所の項の次に次のように加える。

那覇入国管理事務所那覇出張所

那覇市

那覇入国管理事務所那覇空港出張所

那覇市

那覇入国管理事務所名護出張所

名護市

那覇入国管理事務所平良港出張所

平良市

那覇入国管理事務所石垣港出張所

石垣市

(判事補の職権の特例等に関する法律の一部改正)

第二十三條 判事補の職権の特例等に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

本則中第三條の二を第三條の三とし、第三條の次に次の一條を加える。

第三條の二 弁護士となる資格を有する者が、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生前に沖縄に適用されていた法令(以下この条において「沖縄法令」という。)の規定による裁判官、檢察官又は弁護士に就いたときは、その在職の年数のうち沖縄法令の規定による弁護士となる資格を得た後の在職の年数で通算して二年を経過した後のもの(沖縄法令の規定による弁護士となる資格を得た後の在職の年数が通算して二年を経過する前に、司法修習生の修習と同一の修習課程を終えた者にあつてはその修習課程を終えた後の在職の年数、弁護士となる資格を得た者にあつてはその資格を得た後の在職の年数)は、裁判所法第四十一條の規定の適用については、簡易裁判所判事の在職の年数とみなし、同法第四十二條及び第四十四條の規定の適用については、判事補の在職の年数とみなす。

2 裁判所法第四十一條第三項の規定は、前項の規定により簡易裁判所判事の職にあつたものとみなす年数については、適用しない。

3 沖縄法令の規定による裁判所調査官、琉球上訴裁判所事務局長又は琉球高等裁判所事務局長の職にあつた年数は、第一項の規定の適用については、沖縄法令の規定による裁判官の職にあつた年数とみなす。ただし、裁判所調査官については、司法修習生の修習と同一の修習課程を終えた者の当該修習課程を終えた後の年数に限る。

4 沖縄法令の規定による琉球上訴檢察庁事務

局長、琉球高等檢察庁事務局長又は琉球政府法務局の部長、室長若しくは訟務官の職にあつた年数は、第一項の規定の適用については、沖縄法令の規定による檢察官の職にあつた年数とみなす。

第五條第二項中「及び第三條の二」を「から第三條の三まで」に改める。

(沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令の一部改正)

第二十四條 沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令(昭和二十三年政令第三百六号)の一部を次のように改正する。

第一條中「硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む。)」を削る。

(国際海上物品運送法の一部改正)

第二十五條 国際海上物品運送法(昭和三十三年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

第二十六條 この法律の施行前に締結された船舶による物品運送契約で、船積港又は陸揚港が国際海上物品運送法の適用について本邦外にあるものとみなす地域を定める政令(昭和三十三年政令第三百五十号)で定められていた地域にあるものについては、前條の規定による改正後の国際海上物品運送法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律の一部改正)

第二十七條 小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律(昭和四十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三條第二項の改正規定を次のように改める。

題名中「戸籍、恩給等」を「恩給」に改める。

第一條を削る。

第二條の見出し及び条名を削り、第一項に項

番号を附する。

(出入国管理令の一部改正)

第二十八條 出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第二條第一号を次のように改める。

一 削除

(外国人登録法の一部改正)

第二十九條 外国人登録法(昭和二十七年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第二條中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

(公安調査庁設置法の一部改正)

第三十條 公安調査庁設置法(昭和二十七年法律第二百四十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一 宮崎地方公安調査事務所の項に次のように加える。

宮崎地方公安調査事務所	那覇市	沖縄県
宮崎地方公安調査事務所		

別表第二 九州公安調査局の項中

宮崎地方公安調査事務所
を
沖縄地方公安調査事務所
に改める。

第三章 外務省関係

(旅券法の一部改正)

第三十一條 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第七項及び第八項を削る。

(旅券法の特例に関する法律の廃止)

第三十二條 旅券法の特例に関する法律(昭和四十二年法律第百三十七号)は、廃止する。

第三十三條 旧旅券法の特例に関する法律第三條

第一項の規定に基づいて発行され、又は再発行された旅券でこの法律の施行の際現に有効なものは、旅券法第五條又は第十條の規定に基づいて発行され、又は再発行された旅券とみなす。

この場合において、旅券法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第百五号)による改正前の旧旅券法の特例に関する法律の規定に基づいて発行され、書換発行され、又は再発行された数次往復用の旅券でこの法律の施行の際現に有効なものについては、旅券法の一部を改正する法律附則第二項ただし書の規定を準用する。

2

旧旅券法の特例に関する法律の規定に基づいてされた申請若しくは請求又は処分は、旅券法の相当規定に基づいて国内においてされた申請若しくは請求又は処分とみなす。

(沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法の廃止)

第三十四條 沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法(昭和四十五年法律第四十号)は、廃止する。

第四章 大蔵省関係

(大蔵省設置法の一部改正)

第三十五條 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「税関」を「税関等」に改める。

第四條第二十二号中「及び国税局」を「、国税局及び沖縄国税事務所」に改める。

第十八條に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、当分の間、本省に、地方支分部局として、沖縄地区税関を置く。

「第二款 税関」を「第二款 税関等」に改める。

第二十三條中「税関」の下に「及び沖縄地区税関」を加える。

第二十四條に次の一項を加える。

2 沖縄地区税関は、那覇市に置き、その管轄区域は、沖縄県とする。

第二十五條に次の一項を加える。

3 沖縄地区税関の内部組織は、大蔵省令で定める。

第二十五條の二中「税関」の下に「又は沖縄地区税関」を加える。

区税関を、「税関長」の下に「又は沖縄地区税関長」を加える。

第二十六條中「税関」の下に「又は沖縄地区税関」を加える。

第四十二條第二項中「国税局」の下に「及び沖縄国税事務所」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、当分の間、国税庁に、地方支分部局として、沖縄国税事務所を置く。

第四十三條に次の一項を加える。

2 沖縄国税事務所は、那覇市に置き、その管轄区域は、沖縄県とする。

第四十四條に次の一項を加える。

4 沖縄国税事務所の内部組織は、大蔵省令で定める。

第四十六條第一項中「国税局」の下に「又は沖縄国税事務所」を、「国税局長」の下に「又は沖縄国税事務所長」を加える。

第四十七條第一項中「国税局」の下に「又は沖縄国税事務所」を加える。

附則に次の一項を加える。

4 当分の間、他の法令において「税関」、「税関長」、「国税局」又は「国税局長」とあるのは、別段の定めがある場合を除き、それぞれ沖縄地区税関、沖縄地区税関長、沖縄国税事務所又は沖縄国税事務所長を含むものとする。

(たばこ耕作組合法の一部改正)

第三十六條 たばこ耕作組合法(昭和三十三年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「許可のあつた日」の下に「(沖縄県の区域内に住所を有する組合員である者にあつては、そのたばこの耕作者でなくなつた日)」を加える。

(沖縄における産業の振興開発等に資するための琉球政府に対する米穀の売渡しについての特別措置に関する法律の廃止に伴う食糧管理特別

会計法の一部改正)

第三十七條 食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第六項を削る。

(沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う失業保険特別会計法の一部改正)

第三十八條 失業保険特別会計法(昭和二十二年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第十八條を削る。

(沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う船員保険特別会計法の一部改正)

第三十九條 船員保険特別会計法(昭和二十二年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十七條を削る。

(国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正)

第四十條 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「沖縄その他」を「特別の事情により旅費の調整を要するものとして」に改める。

第四十一條 前条の規定による改正後の国家公務員等の旅費に関する法律の規定は、この法律の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(特別調達資金設置令の一部改正)

第四十二條 特別調達資金設置令(昭和二十六年政令第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第三條の二第二項中「五十億円」を「九十億円」に改める。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第四十三條 国家公務員共済組合法の長期給付に

関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九章の二 地方の長期組合員であつた者に関する経過措置等(第五十一条 第五十一条の三)」を「第九章の二 琉球政府等の職員であつた者に関する経過措置等(第五十一条の四 第五十一条の十)」に改める。

第九章の二の次に次の一章を加える。

第九章の三 琉球政府等の職員であつた者に関する経過措置等

(定義)

第五十一条の四 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特別措置法 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第号)をいう。

二 沖縄の共済法 公務員等共済組合法(千九百六十九年立法第五十四号。以下「公務員等共済法」という。)、公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(千九百六十九年立法第五十五号。以下「公務員等施行法」という。)、公立学校職員共済組合法(千九百六十八年立法第四十七号。以下「公立学校職員共済法」という。及び公立学校職員共済組合法の長期給付に関する施行法(千九百六十八年立法第四十八号。以下「公立学校職員共済法」という。をいう。

三 沖縄の組合員 沖縄の共済法の規定に基づき公務員等共済組合又は公立学校職員共済組合の組合員(公務員退職年金法千九百六十五年立法第九号。以下「年金法」という。の規定の適用を受ける者を含む)をいう。

四 復帰更新組合員 特別措置法の施行の日(以下「特別措置法の施行日」という。)の前

日に沖縄の組合員であつた者(政令で定める者を除く)で、特別措置法の施行日に長期組合員となり、引き続き長期組合員であるものをいう。

五 退職料、増加退職料又は退職料等 それぞれ地方の施行法第二条第一項第十二号又は第十四号に規定する退職料、増加退職料又は退職料等をいう。

六 琉球政府等の職員 公務員等共済法第二条第一項第一号に規定する職員及び公立学校職員共済法第二条第一項第二号に規定する職員並びに年金法附則第三条第一項又は第四条第一項に規定する政府等の職員及びこれらの規定に規定する機関に在職していた職員(これらの職員のうち政令で定める者を除く)をいう。

七 沖縄更新組合員 年金法の施行日の前に琉球政府等の職員であつた者で、同法の施行の日以後引き続き琉球政府等の職員であるものをいう。

(特別措置法の施行日前に給付事由が生じた給付等の取扱い)

第五十一条の五 沖縄の組合員であつた者のうち国家公務員に相当する者として大蔵大臣が定めるものに係る特別措置法の施行日前に給付事由が生じた沖縄の共済法の規定による長期給付については、別段の定めがあるもののほか、なお従前の例により組合又は連合会が支給する。

2 前項に規定する者のうち公務員等共済法第六十六条第二項又は公立学校職員共済法第六十七条第二項の退職一時金の支給を受けた者(政令で定める者を除く)その他これに準ずるものとして政令で定める者(前項の規定により通算退職年金の支給を受ける者を除く)については、政令で定めるところにより、組合又は連合会が新法の規定による通算退職年金を支給する。

(恩給等の受給権の取扱い)

第五十一条の六 復帰更新組合員で特別措置法の施行日の前日に恩給公務員であつたものは、恩給に関する法令の規定の適用については、同日において退職したものとみなす。

2 復帰更新組合員に係る恩給(その者が恩給に關する法令の規定により遺族として受ける恩給及びその者が特別措置法の施行日前に支払を受けるべきであつた恩給で同日以前にその支払を受けるべきであつたものを除く)又は退職年金条例(元沖縄県官吏恩給規則の規定による恩給受給権者のための恩給支給に関する特別措置法(千九百六十八年立法第七十八号)を含む。以下この項において同じ。)の規定による退職料等(その者が退職年金条例の規定により遺族として受ける退職料等及びその者が特別措置法の施行日前に支払を受けるべきであつた退職料等で同日以前にその支払を受けなかつたものを除く)を受ける権利は、特別措置法の施行日の前日において消滅するものとする。ただし、次に掲げる権利は、この限りでない。

一 増加恩給、増加退職料、傷病年金又は傷病年金を受ける権利

二 特別措置法の施行日の前日において現に支給を受けている普通恩給又は退職料を受ける権利(これを有する者が特別措置法の施行日から六十日を経過する日以前に当該権利の裁定を行なつた者に対して、これを消滅させることを希望する旨を申し出なかつたものに限り)。

3 前項第二号の規定による申出をしなかつた者又はその遺族に対して支給する長期給付については、当該申出に係る普通恩給又は退職料を受ける権利の基礎となつた期間は、第七一条第一項第一号の期間に該当しないものとみなす。

(旧法等の規定による退職年金等の受給権の取扱い)

第五十一条の七 復帰更新組合員に係る旧法等又は旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による退職年金(その者が特別措置法の施行日前に支払を受けるべきであつた当該退職年金で同日以前にその支払を受けなかつたものを除く)を受ける権利は、特別措置法の施行日の前日において消滅するものとする。

ただし、当該退職年金を受ける権利を有する者が特別措置法の施行日から六十日を経過する日以前に当該権利の決定を行なつた者に対して当該退職年金を受けることを希望する旨を申し出たときは、この限りでない。

2 復帰更新組合員に係る旧法等、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による廃疾年金又は旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による通算退職年金は、その者が復帰更新組合員である間、その支給を停止する。ただし、当該廃疾年金を受ける権利を有する者が特別措置法の施行日から六十日を経過する日以前に当該権利の決定を行なつた者に対して当該廃疾年金を受けることを希望する旨を申し出たときは、この限りでない。

3 第一項ただし書若しくは前項ただし書の規定による申出をした者又はその遺族に対して支給する長期給付については、これらの申出に係る退職年金又は廃疾年金を受ける権利の基礎となつた期間は、第七一条第二号又は第四号の期間に該当しないものとみなす。

(沖縄の組合員であつた長期組合員等の取扱い)

第五十一条の八 沖縄の組合員であつた長期組合員に対する長期給付については、別段の定めがあるものを除き、その者が沖縄の組合員であつた間、長期組合員であつたものと、沖縄の共済法及び年金法の規定による給付は新法及びこの法律中のこれらの規定に相当する

規定による給付とみなして、新法及びこの法律の規定を適用する。

2 沖縄の組合員であつた長期組合員（沖縄の組合員となる前に長期組合員であつた者を除く。）についてこの法律の規定を適用する場合において、第二十条及び第二十七条中「施行日」とあるのは「沖縄の共済法の施行の日」と、第二十八条中「施行日」とあるのは「年金法の施行の日」とする。

3 琉球政府等の職員であつた長期組合員は、琉球政府等の職員であつた間、職員であつたものとみなして、この法律の規定を適用する。この場合においては、沖縄の退職年金条例（公務員等施行法第二十条第一項第四号に規定する退職年金条例（本土の地方公共団体の条例を除く。）をいう。次項及び第六項において同じ。）の適用を受ける者その他政令で定める者であつた琉球政府等の職員は、これらの者であつた間、恩給公務員として在職したものと、当該沖縄の退職年金条例の規定は、これに相当する恩給法の規定と、当該沖縄の退職年金条例の規定による給付はこれに相当する恩給とみなす。

4 沖縄更新組合員である琉球政府等の職員であつた長期組合員に対する長期給付については、前項に規定するもののほか、その者が沖縄更新組合員であつた間、更新組合員であつたものと、その者が恩給若しくは旧法の規定による退職年金若しくは退職年金条例、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による給付又は沖縄の退職年金条例の規定による給付を受ける権利につき沖縄の共済法の規定（公務員等施行法第七條（同法第三十九條第一項において準用する場合を含む。）の規定を除く。）によつてした申出は、この法律中の相当する規定によつてした申出と、沖縄の共済法の規定によつて消滅した恩給又は沖縄の退職年金条例の規定による給付はこの法律中の

相当する規定によつて消滅したものとみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、第二十条第一項第七号中「この法律の施行の日」とあるのは、「沖縄更新組合員となつた日（沖縄更新組合員となる前に更新組合員であつた者にあつては、施行日）」とする。

5 沖縄の組合員であつた長期組合員に対する新法及びこの法律の規定の適用については、沖縄の組合員であつた期間のうちに、恩給公務員期間又は旧長期組合員期間と重複する期間があるときはその重複する期間を除いた期間を恩給公務員期間又は旧長期組合員期間とし、施行日以後の組合員期間と重複する期間があるときはその重複する期間を除いた期間を沖縄の組合員であつた期間とする。

6 第五十一条の二第五項又は第六項の規定は、琉球政府等の職員であつた長期組合員で第一号に掲げる給付を受けた第七條第一項第一号の期間若しくは沖縄の組合員であつた期間（恩給公務員に該当する者であつた期間に限る。）若しくは第二号に掲げる給付を受けた同項第一号から第四号までの期間若しくは沖縄の組合員であつた期間を有するもの又はその遺族に退職年金、減額退職年金若しくは廃疾年金又は遺族年金を支給する場合について準用する。

一 普通恩給又はこれに相当する退職年金条例（沖縄の退職年金条例を含む。）の給付（これらの給付を受ける権利につき第五十一条の六第二項第二号ただし書の申出をしなかつた者の当該申出をしなかつた給付を除く。）
二 旧法の退職年金若しくは廃疾年金又はこれらに相当する旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の給付（これらの給付を受ける権利につき前条第一項ただし書又は同条第二項ただし書の申出をした者のこれらの申出をした給付を除く。）

（副看守長等であつた監視等の取扱）

第五十一条の九 琉球政府（これにその事務を引き継がれた機関その他の機関で政令で定めるものを含む。）の副看守長、看守部長又は看守（以下「副看守長等」という。）であつた復帰更新組合員で特別措置法の施行日以後に監視等となつたものが退職した場合において、副看守長等であつた間、監視等であつたものとみなして新法及びこの法律の規定を適用する。としたならば退職年金を支給すべきこととなるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

2 前項に定めるもののほか、同項に規定する復帰更新組合員に係る退職年金の額の算定方法その他長期給付に関し必要な事項は、政令で定める。

（政令への委任）
第五十一条の十 この章に定めるもののほか、復帰更新組合員その他政令で定める者に係る退職年金の受給資格及び退職年金の額に関する経過措置その他長期給付に関する必要な経過措置等は、政令で定める。

（租税特別措置法の一部改正）
第四十四条 租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の七及び第四十一条の八を次のように改める。

第四十一条の七及び第四十一条の八 削除

第五章 文部省関係

（日本育英会法の一部改正）

第四十五条 日本育英会法（昭和十九年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第三十六条ノ二を削る。

第四十六条 日本育英会法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第七十号）の施行の日以後大学（国立養護教諭養成所及び国立工業教員養成所を含む。）若しくは大学院又は高等専門学校

において学資の貸与を受けた者（同法の施行の際大学（国立工業教員養成所を含む。）又は大学院に在学しその在学期間中に学資の貸与を受けた者を含む。）が、修業後この法律の施行の日の前日までの間において、沖縄における日本育英会法第六十條ノ四第二項に規定する教育又は研究の職に相当する職にあつたときは、同項の規定の適用については、なお従前の例による。

（国立学校設置法の一部改正）

第四十七条 国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表鹿児島大学の項の次に次のように加える。

琉球大学	沖繩県	法文学部
		教育学部
		理工学部
		保健学部
		農学部

第三条の三第二項の表長崎大学商学短期大学部の項の次に次のように加える。

琉球大学短期大学部	沖繩県	琉球大学
-----------	-----	------

第四十八条 この法律の施行の際沖縄の法令の規定による琉球大学又は琉球大学短期大学部に在学する者は、それぞれ前条の規定による改正後の国立学校設置法第三条第一項の表又は第三条の三第二項の表に規定する琉球大学又は琉球大学短期大学部の学生となる。

第六章 厚生省関係

（厚生省設置法の一部改正）

第四十九条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第一百五十一号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の表及び第三十五条の表中「鹿児島県」「鹿児島県」「沖繩県」に改める。

第二章第三節第二款中第三十六条を第三十五条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

(九州地区麻薬取締官事務所沖縄支所)
第三十六条 九州地区麻薬取締官事務所の所掌事務のうち沖縄県の区域に係る事務を分掌させるため、当分の間、那覇市に九州地区麻薬取締官事務所沖縄支所を置く。その内部組織は、厚生省令で定める。

(医師法の一部改正)
第五十条 医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十六条の二第三項中「沖縄地域(硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む。)の地域をいう。にある病院又は」を削る。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)
第五十一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「その他政令で定める者」を削る。

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正)
第五十二条 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条 削除

第三十四条中「都道府県知事その他政令で定める者」又は「都道府県知事」に改める。

附則第四十項を削り、附則第四十一項を附則第四十項とし、附則第四十二項から第四十七項までを一項ずつ繰り上げ、附則第四十八項中「第四十六項」を「第四十五項」に改め、同項を附則第四十七項とし、附則第四十九項を附則第四十八項とし、附則第五十項を附則第四十九項とする。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)

第五十三条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二十四項から第二十六項までを削る。

(引揚者給付金等支給法の一部改正)
第五十四条 引揚者給付金等支給法(昭和三十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項から第四項までを削り、同条第五項中「前三項に定めるもののほか、第一項を前項に改め、同項を同条第二項とする。

第二十三條第一項中「その他政令で定める者」を削る。

(未帰還者に関する特別措置法の一部改正)
第五十五条 未帰還者に関する特別措置法(昭和三十四年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第十四條中「その他政令で定める者」を削る。

第十五條を次のように改める。

第十五條 削除

(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)
第五十六条 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「前三項に定めるもののほか、第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十二條中「その他政令で定める者」を削る。

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正)
第五十七条 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十三條第二項から第四項までを削り、同条第五項中「前三項に定めるもののほか、第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十四條中「その他政令で定める者」を削る。

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第五十八条 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「前三項に定めるもののほか、第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十二條中「その他政令で定める者」を削る。

(戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正)
第五十九条 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十三條第二項から第四項までを削り、同条第五項中「前三項に定めるもののほか、第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十五條中「その他政令で定める者」を削る。

第七章 農林省関係

(農林省設置法の一部改正)
第六十条 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十七條に次の一項を加える。

2 第十三條、第三十四條及び前項に規定するもののほか、当分の間、本省の附属機関として、那覇植物防疫事務所を置く。

第三十二條の五第三項を次のように改める。

3 農林大臣は、熱帯農業研究センターの事務を分掌させるため、所要の地に熱帯農業研究センターの支所を設けることができる。

第三十二條の五第四項中「及び沖縄支所」を削り、「内部組織」の下に「並びに支所の名称、位置及び内部組織」を加える。

第三十二條の六を削る。

第三十三條第二項中「左の通り」を「次のとおり」に改め、同項の表欄肥料飼料検査所の項中「鹿児島県」の下に「沖縄県」を加える。

第三十七條の見出しを「(植物防疫所等)」に改め、同条の次に次の一項を加える。

第二十七條の二 那覇植物防疫事務所は、前条第一項各号に掲げる事項を行なう機関とする。

2 那覇植物防疫事務所は、那覇市に置き、その管轄区域は、沖縄県とする。

3 前条第三項及び第四項の規定は、那覇植物防疫事務所について準用する。この場合において、同条第三項中「支所又は出張所」とあり、同条第四項中「支所及び出張所」とあるのは、「出張所」と読み替えるものとする。

第六十八條第一項中「左の通り」を「次のとおり」に改め、同項の表欄本管林局の項中「鹿児島県」を「鹿児島県 沖縄県」に改める。

附則に次の一項を加える。

7 当分の間、他の法令において「植物防疫所」又は「植物防疫所長」とあるのは、別段の定めがある場合を除き、それぞれ那覇植物防疫事務所又は那覇植物防疫事務所長を含むものとする。

(植物防疫法の一部改正)
第六十一条 植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十六條」を「第十六條の五」に改める。

第二章中「禁止品」を「輸入禁止品」に改める。

第十二條中「防止し、優良な種苗を保全する」を「防止する」に改める。

第十三條の見出しを「(種苗の検査)」に改める。

第十五條第二項中「国内植物検査」を「第十三條第一項又は第二項の検査について」に改める。

第三章第十六條の次に次の四條を加える。

(植物等の移動の制限)

第十六條の二 省令で定める地域内にある植物で、有害動物又は有害植物のまん延を防止するため他の地域への移動を制限する必要があるものとして省令で定めるもの及びその容器包装は、省令で定める場合を除き、省令で定めるところにより、植物防疫官が、その行な

検査の結果有害動物又は有害植物が附着していないと認め、又は省令で定める基準に従つて消毒したと認める旨を示す表示を附したものでなければ、他の地域へ移動してはならない。

2 前項の省令を定める場合には、第七條第四項の規定を準用する。

(植物等の移動の禁止)

第十六條の三 省令で定める地域内にある植物、有害動物若しくは有害植物又は土で、有害動物又は有害植物のまん延を防止するため他の地域への移動を禁止する必要があるものとして省令で定めるもの及びこれらの容器包装は、他の地域へ移動してはならない、ただし、試験研究の用に供するため農林大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 前項の省令を定める場合には第七條第四項の規定を、前項ただし書の場合には同條第二項及び第三項の規定を準用する。

(船舶等への積込み等の禁止)

第十六條の四 植物防疫官は、第十六條の二第一項又は前條第一項の規定に違反して植物、有害動物若しくは有害植物又は土及びこれらの容器包装が移動されることを防止するため必要があると認めるときは、これらの物品を所有し、又は管理する者に対し、船舶若しくは航空機にこれらの物品の積込み若しくは積込みをしないよう、又は船舶若しくは航空機に積込み若しくは積込みをしたこれらの物品を取り卸すよう命ずることができる。

(廃棄処分)

第十六條の五 植物防疫官は、第十六條の二第一項又は第十六條の三第一項の規定に違反して移動された植物、有害動物若しくは有害植物又は土及びこれらの容器包装を所持する者に対して、その廃棄を命じ、又は自らこれを廃棄することができる。

第三十六條第一項中「又は第十四條」を、「第

十四條、第十六條の四又は第十六條の五」に改める。

第三十九條中「左の」を「次の」に改め、同條第一号中、又は第十三條第四項を、「第十三條第四項、第十六條の二第一項又は第十六條の三第一項」に改め、同條第二号中「第七條第三項」の下に「(第十六條の三第二項において準用する場合を含む)」を加える。

第四十條中「左の」を「次の」に改め、同條第二号中「第八條第七項」の下に「又は第十六條の四」を加え、同條中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第十六條の五の規定による命令に違反し、又は同條の規定による処分を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第六十二條 前條の規定による改正後の植物防疫法第十六條の二第二項及び第十六條の三第二項において準用する同法第七條第四項の規定による公聴会は、この法律の施行前でも、前條の規定による改正後の植物防疫法第十六條の二第一項又は第十六條の三第一項の省令を定めるために開くことができる。

(農地法の一部改正)

第六十三條 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九號)の一部を次のように改正する。
別表鹿兒島縣の項の次に次のように加える。

— 沖繩県 —

一・〇(ヘクター)

第六十四條 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六號)の一部を次のように改正する。

第二條第一項の表家畜の種類欄中「牛」の下に「水牛」を加える。

(沖繩産糖の糖価安定事業団による買入れ等に関する特別措置法の一部改正)

第六十五條 沖繩産糖の糖価安定事業団による買入れ等に関する特別措置法(昭和三十三年法律第四十二號)の一部を次のように改正する。

第二項中「本邦に輸入した者」を「沖繩から輸入した者」に、「沖繩産糖で本邦に輸入されたものを」を「沖繩産糖」に改める。

第七項中「をいい、本邦」とは、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八號)第六條第一項第一号に規定する本邦を指す。

(沖繩産糖の糖価安定事業団による買入れ等に関する特別措置法の廃止)

第六十六條 沖繩産糖の糖価安定事業団による買入れ等に関する特別措置法は、廃止する。

(砂糖の価格安定等に関する法律の一部改正)

第六十七條 砂糖の価格安定等に関する法律(昭和四十年法律第九號)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「政令で定める沖繩産のものを除く」を削る。

附則第二條の二を次のように改める。

(輸入に係る指定糖の売戻しの価格の算定の特例)

第二條の二 第十條第一項第一号に規定する事業団の売戻しの価格で、沖繩の復興に伴う関係法令の改廃に関する法律(昭和四十六年法律第 号)の施行の日の属する砂糖年度の翌砂糖年度に適用されるものの算定については、同條第二項中「当該年度の前年度における国内産糖」とあるのは「当該年度の前年度における国内産糖(沖繩産糖(沖繩産糖の糖価安定事業団による買入れ等に関する特別措置法(昭和三十三年法律第四十二號)第七項に規定する沖繩産糖をいう。以下この項において同じ。を含む。以下この項において同じ。))」と、

「輸入に係る砂糖」とあるのは「輸入に係る砂糖(沖繩産糖を除き、本邦以外の地域から沖繩に輸入された砂糖を含む。))とする。

附則第三條の次に次の一条を加える。

第三條の二 昭和四十七年九月三十日までの間は、沖繩産糖の糖価安定事業団による買入れ

等に関する特別措置法第七項に規定する沖繩産糖については、第十九條第一項の規定は、適用しない。

第六十八條 砂糖の価格安定等に関する法律第十條第一号に規定する事業団の売戻しの価格で、この法律の施行の日の属する砂糖年度以前の砂糖年度に適用されるものの算定については、なお従前の例による。

(漁業法の一部改正)

第六十九條 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七號)の一部を次のように改正する。

第六條第三項第一号中「二十七メートル」の下に「(沖繩県にあつては、十五メートル)」を加える。

第八章 通商産業省関係

(通商産業省設置法の一部改正)

第七十條 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五號)の一部を次のように改正する。

目次中「及び鉱山保安監督部」を「鉱山保安監督部等」に改める。

第二十八條第四項中「二以上の通商産業局の下に(沖繩総合事務局を含む。以下この項及び第三十三條第四項において同じ。))」を加える。

第二章第三節第二款の款名を次のように改める。

第二款 鉱山保安監督局、鉱山保安監督部等

第三十二條の見出し中「及び鉱山保安監督部」を「及び鉱山保安監督部等」に改め、同條第三項中「及び鉱山保安監督部」を「及び鉱山保安監督部等」に改め、同項を同條第四項とし、同條中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、当分の間、本省に、地方支分部局として、那覇鉱山保安監督事務所を置く。

第三十三條第三項中「又は鉱山保安監督部」を「又は那覇鉱山保安監督事務所」に改め、

第四十條中「又は那覇鉱山保安監督事務所」を「又は那覇鉱山保安監督事務所」に改め、

第四十條中「又は那覇鉱山保安監督事務所」を「又は那覇鉱山保安監督事務所」に改め、

所」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 那覇鑑山保安監督事務所は、那覇市に置き、その管轄区域は、沖縄県の区域とする。

第三十四条第一項及び第二項中「及び鑑山保安監督部を」と、鑑山保安監督部及び那覇鑑山保安監督事務所」に改める。

附則に次の一項を加える。

6 当分の間、他の法令において「鑑山保安監督部」又は「鑑山保安監督部長」とあるのは、それぞれ那覇鑑山保安監督事務所又は那覇鑑山保安監督事務所長を含むものとする。

第三十七条第二項の表中「村上海員学校」を「村上海員学校 村上市」に改める。

第五十五条の三の表中「鹿児島県」を「鹿児島県 沖繩県」に改める。

第七十七條に次の一項を加える。

2 前項に掲げるもののほか、気象庁の地方機関として、当分の間、沖繩気象台を置く。

第七十八條の見出しを「(管区気象台等)」に改め、同条中「管区気象台は」を「管区気象台等(管区気象台及び沖繩気象台をいう。以下同じ。)」に改める。

第七十九條第三項から第五項までの規定中「管区気象台」を「管区気象台等」に改め、同条中第五項を第六項とし、第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 沖繩気象台は、那覇市に置く。

第八十一条第三項中「管区気象台」を「管区気象台等」に改める。

第七十三條 この法律の施行の際琉球政府の海員学校に在学する者は、その入学の時から沖繩海員学校の相当課程に在学していたものとみなす。

2 前項に定めるもののほか、沖繩海員学校の設置に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(商工會議所法の一部改正)
第七十一条 商工會議所法(昭和二十八年法律第百四十三号)の一部を次のように改正する。

第六十九條第二項中「五十人以上」を「五十人以上以内」に改める。

第七十五條第一項中「百人以上」を「百人以上以内」に改める。

第九章 運輸省関係

(運輸省設置法の一部改正)

第七十二条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

(海上運送法の一部改正)

第七十四条 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條の四第一項中「(本州、北海道、四国、九州及び省令の定めるその附屬の島をいう。以下同じ。)」を削る。

(船舶職員法の一部改正)

第七十五条 船舶職員法(昭和二十六年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「(本州、北海道、四国、九州及び運輸省令で定めるその附屬の島をいう。以下同じ。)」を削る。

(労働組合法の一部改正)

第七十六条 労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)の一部を次のように改正する。

第十九條第二十二項ただし書中「海運局」とに「各海運局の管轄区域を管轄区域として及び当分の間沖繩県の区域を管轄区域として」に、「海運局の」を「船員地方労働委員会の」に改める。

第七十七條 この法律の施行の際沖繩の労働組合法(千九百五十三年立法第四十二号)第十九條第二項の船員労働委員会の委員である者は、沖繩

県の区域を管轄区域とする船員地方労働委員会(次項及び第三項において「沖繩船員地方労働委員会」という。)の委員となるものとし、その任期の満了の日は、同条第二十二項において準用する同条第七項の規定に基づく任命が行なわれた日から起算して同条第二十二項において準用する同条第十一項に規定する期間を経過する日とする。

2 沖繩船員地方労働委員会についての前条の規定による改正後の労働組合法第十九條第二十二項の規定の適用に関しては、前項に規定する委員の任期の満了の日までは、同条第二十二項中「各五人」とあるのは、各五人(沖繩県の区域を管轄区域とする船員地方労働委員会にあつては各三人。以下「第二十五條」とあるのは「前項中」公益委員の数が五人とあるのは「公益委員の数が五人又は三人」と、第二十五條とする。

3 前二項に定めるもののほか、沖繩船員地方労働委員会の設置に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(海上保安庁法の一部改正)

第七十八條 海上保安庁法(昭和二十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項中「海上保安管区」を「(十一海上保安管区)に改める。

第十二條の二第一項中「管区海上保安本部」の下に「(第十一管区海上保安本部を除く。)」を加える。

別表熊本県、宮崎県及び鹿児島県の区域並びにその沿岸水域の項の次に次のように加える。

沖繩県の区域及び第十一海上保安管区並びにその沿岸水域 保安管区 那覇市 第十一管区 安本部

(海難審判法の一部改正)

第七十九條 海難審判法(昭和二十二年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第九條に次の二項を加える。
沖繩県を管轄区域に含む地方海難審判庁に

は、その事務の一部を取り扱わせるため、当分の間、沖繩県の区域内に、支部を設けることができる。

前項の支部の名称、位置、所掌事務及び内部組織は、運輸省令で定める。

第九條の二に次の一項を加える。
前条第三項の支部に支部長を置き、海難審判庁審判官の中から、高等海難審判庁長官が、これを補する。

第十三條の二第一項中「長」の下に「(第九條の二第四項の支部長を含む。以下同じ。)」を加える。

(運輸省設置法の一部改正に伴う気象業務法の一部改正)

第八十條 気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第四十三條の二第一項中「管区気象台長」の下に「沖繩気象台長」を加え、同条第二項中「管区気象台長」の下に「又は沖繩気象台長」を加える。

(南大東島及び石垣島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律の廃止)

第八十一條 南大東島及び石垣島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律(昭和三十一年法律第四十七号)は、廃止する。

第十章 郵政省関係

(郵政省設置法の一部改正)

第八十二條 郵政省設置法(昭和二十三年法律第百二十四号)の一部を次のように改正する。

第十二條第四項中「第一項の」を「第一項及び第二項の」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「地方郵政局」の下に「及び沖繩郵政管理事務所」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「分掌する」を「分掌し、沖繩郵政管理事務所は第六條第一項第十号の二から第十号の六まで及び第十二号の二から第十二号の四まで並びに第八條から第十條の二までに掲げる事務の一部を分掌する」に改め、同項を同条第

三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、当分の間、郵政省に、地方支分部局として、沖縄郵政管理事務所を置く。

第十三条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「地方電波監理局」の下に「及び沖縄郵政管理事務所」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「及び地方電波監理局」を「地方電波監理局及び沖縄郵政管理事務所」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第十條の二第十号」を「第十條の二第一項第十号」に、「前項」を「第三項及び前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 沖縄郵政管理事務所は、那覇市に置く。

5 沖縄郵政管理事務所の管轄区域は、沖縄県とする。

第十九条第一項の表電波監理審議会の項中「地方電波監理局長」の下に「若しくは沖縄郵政管理事務所長」を加える。

(公衆電気通信法の一部改正)
第八十三条 公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。
(公社及び公社が行なうことができる公衆電気通信業務の範囲)
第五条の二 公衆電気通信業務のうち公社が行なうことができるものは、国際電気通信業務以外のものとする。

2 公衆電気通信業務のうち公社が行なうことができるものは、国際電気通信業務とする。

第十條を次のように改める。
第十條 公社は、前条の規定により公社に国際電気通信業務を委託しようとするときは、その契約の内容たる重要な事項で郵政省令で定めるものについて、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

第十一條の前の見出しを「(国際電気通信業務に関する契約)」に改める。

第十二條を次のように改める。

第六十九條第一項中「公社又は」を削る。

第七十四條第一項中「若しくは減免したとき、又は第六十九條に規定する換算の割合を定め、若しくは變更したとき」を「又は減免したとき」に改める。

第八十四條 郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第四十一條第二項並びに第五十四條第一項及び第二項中「又は郵便局」を「若しくは郵便局又は沖縄郵政管理事務所」に改める。

(郵政省設置法の一部改正に伴う簡易郵便局法の一部改正)
第八十五條 簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「地方郵政監理局」の下に「又は沖縄郵政管理事務所」を加える。

(郵政省設置法の一部改正に伴う郵便貯金法の一部改正)
第八十六條 郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十九條中「地方貯金局」の下に「又は沖縄郵政管理事務所」を加える。

(郵便為替法の一部改正)
第八十七條 郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二十四條の二を削る。

第八十八條 この法律の施行前に沖縄にある郵便局に差し出された郵便為替でこの法律の施行の日以後に払い渡されるものの取扱いはその他前条の規定による郵便為替法の改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

過措置は、政令で定める。

(沖縄における郵便貯金の奨励及び簡易生命保険思想の普及に必要な施設及び設備の設置及び無償貸付けに関する法律の廃止)
第八十九條 沖縄における郵便貯金の奨励及び簡易生命保険思想の普及に必要な施設及び設備の設置及び無償貸付けに関する法律(昭和四十四年法律第五十三号)は、廃止する。

(郵政省設置法の一部改正に伴う簡易生命保険法の一部改正)
第九十條 簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「地方郵政局長」の下に「、沖縄郵政管理事務所長」を加える。

(郵政省設置法の一部改正に伴う郵便年金法の一部改正)
第九十一條 郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九號)の一部を次のように改正する。

第九十四條 この法律の施行の日から起算して五年間、前条の規定による改正後の放送法第十五條第一項中「十二人」とあるのは「十三人」と、同法第二十七條第二項中「九人以上」とあるのは「十人以上」と、同法別表中

「六 熊本県 長崎県 福岡県 大分県 佐賀県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県」とあるのは

「六 熊本県 長崎県 福岡県 大分県 佐賀県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県」とあるのは

「七 宮城県 福島県 岩手県 青森県 山形県 秋田県」とあるのは

「八 北海道 熊本県 長崎県 福岡県 大分県 佐賀県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県」とあるのは

「九 宮城県 福島県 岩手県 青森県 山形県 秋田県」とあるのは

「七 宮城県 福島県 岩手県 青森県 山形県 秋田県」とあるのは

「八 北海道 熊本県 長崎県 福岡県 大分県 佐賀県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県」とあるのは

「九 宮城県 福島県 岩手県 青森県 山形県 秋田県」とあるのは

十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「地方郵政局長」の下に「、沖縄郵政管理事務所長」を加える。

(郵政省設置法の一部改正に伴う電波法の一部改正)
第九十二條 電波法(昭和二十五年法律第三百一十一号)の一部を次のように改正する。

第四百四條の三中「地方電波監理局長」の下に「又は沖縄郵政管理事務所長」を加える。

(放送法の一部改正)
第九十三條 放送法(昭和二十五年法律第三百一十一号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項第一号イ中「五百三十五キロサイクル」を「五百二十五キロサイクル」に改める。

別表中「鹿児島県」を「鹿児島県 沖縄県」に改める。

と読み替えるものとする

と読み替えるものとする

と読み替えるものとする

と読み替えるものとする

と読み替えるものとする

と読み替えるものとする

と読み替えるものとする

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の施行の日前に給付事由等が生じた給付の取扱

い)

第二十六条の五 沖縄の共済法(公務員等共済組合法(千九百六十九年立法第五十四号。以下「公務員等共済法」といふ。))及び公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(千九百六十九年立法第五十五号。以下「公務員等施行法」といふ。以下同じ。))の規定の適用を受ける者であつたものうち職員に相当する者として主務大臣が定めるものに係る沖縄の共済法の規定による長期給付であつて、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第 号。以下「特別措置法」といふ。))の施行の日(以下「特別措置法の施行日」といふ。))前に給付事由が生じたもの及び同日前に給付の原因である事故が発生し、同日以後にその給付事由が生じたものについては、附則第二十六条の八に規定する場合及び政令で定める場合を除き、なお従前の例により組合が支給する。

(復帰更新組合員に係る恩給等の受給権の取扱い)

第二十六条の六 復帰更新組合員(特別措置法の施行日の前に公務員等共済法の規定に基づく公務員等共済組合の組合員(政令で定める者に限る。))であつた者で、沖縄の復帰に伴う特別措置法の施行日に組合員となり、以後退職することなく引き続き組合員であるものをいう。以下同じ。で特別措置法の施行日の前に恩給公務員であつたものは、恩給に関する法令の規定の適用については、同日において退職したものとする。

2 復帰更新組合員に係る恩給(その者が恩給に関する法令の規定により遺族として受ける恩給及びその者が特別措置法の施行日前に支払を受けるべきであつた恩給で同日前にその支払を受けなかつたものを除く。又は沖縄の退職年金条例(公務員等施行法第二条第一項

第四号に規定する退職年金条例(恩給に相当する給付に関する本土の地方公共団体の条例を除く。))をいう。以下同じ。))の規定による恩給に相当する給付(その者が沖縄の退職年金条例の規定により遺族として受ける恩給に相当する給付及びその者が特別措置法の施行日前に支払を受けるべきであつた恩給に相当する給付で同日前にその支払を受けなかつたものを除く。))を受ける権利は、特別措置法の施行日の前日において消滅するものとする。ただし、次に掲げる権利は、この限りでない。

一 増加恩給若しくは恩給に関する法令の規定による傷病年金若しくは傷病賜金又はこれらの給付に相当する沖縄の退職年金条例の規定による給付を受ける権利

二 普通恩給である軍人恩給以外の普通恩給を受ける権利(これを有する者が特別措置法の施行日から起算して六十日を経過する日以前に裁定庁に對してこれを消滅させないことを希望する旨を申し出たものに限るものとし、前項の規定によりみなされた退職に係るものを除く。)

三 普通恩給である軍人恩給を受ける権利(これを有する者が特別措置法の施行日から起算して六十日を経過する日以前に裁定庁に對してこれを消滅させないことを希望する旨を申し出たものに限る。)

四 普通恩給に相当する沖縄の退職年金条例の規定による給付を受ける権利(これを有する者が特別措置法の施行日から起算して六十日を経過する日以前に当該権利の裁定を行なう者に対してこれを消滅させないことを希望する旨を申し出たものに限る。)

3 前項各号に掲げる権利に係る恩給その他の給付は、その者が復帰更新組合員である間も、支給する。

つて期間には、附則第五條第一項第一号の期間に該当しないものとする。

(復帰更新組合員に係る旧法等の規定による退職年金等の受給権の取扱い)

第二十六條の七 復帰更新組合員に係る旧法又はその施行前の政府職員の共済組合に関する法令(以下「旧法等」といふ。))の規定による退職年金(その者が特別措置法の施行日前に支払を受けるべきであつた当該退職年金で同日前にその支払を受けなかつたものを除く。))を受ける権利は、特別措置法の施行日の前日において消滅するものとする。ただし、旧法等の規定による退職年金を受ける権利を有する者が特別措置法の施行日から起算して六十日を経過する日以前に当該権利の決定を行なう旨を申し出たときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による申出をした者に係る退職年金は、その者が復帰更新組合員である間も、支給する。

3 復帰更新組合員に係る旧法等の規定による廃疾年金は、この法律の規定による廃疾年金とみなして、第五十五條第三項から第七項までの規定を適用する。

4 復帰更新組合員に係る旧法等の規定による廃疾年金を受ける権利を有する者が特別措置法の施行日から起算して六十日を経過する日以前に当該権利の決定を行なう者に対して当該廃疾年金を受けることを希望する旨を申し出たときは、前項の規定にかかわらず、当該権利を有する者が復帰更新組合員である間も、当該廃疾年金を支給する。

5 第一項ただし書若しくは前項の規定による申出をした者又はその遺族に對して支給する長期給付については、これらの申出に係る退職年金又は廃疾年金を受ける権利の基礎となつて期間のうち附則第五條第一項第二号又は第三号の期間は、組合員期間に算入しないものとする。

(復帰更新組合員に対する長期給付に関する規定の適用等)

第二十六條の八 復帰更新組合員に対する長期給付については、政令で定める場合を除き、その者が沖縄の組合員(公務員等共済法の規定に基づく公務員等共済組合の組合員(同立法第七十七條第一項の規定により公務員等共済組合の組合員であつたものとみなされた者及び公務員退職年金法(千九百六十五年立法第九十號。以下「年金法」といふ。))の規定の適用を受ける者であつたものを含む。))をいう。以下同じ。))であつた間、組合員であつたものと、沖縄の共済法及び年金法の規定による給付(同項の規定により公務員等共済法の規定による給付とみなされた給付を含む。))は、この法律中のこれらの規定に相当する規定による給付とみなして、この法律の規定を適用する。

2 復帰更新組合員に対する長期給付については、政令で定める場合を除き、その者が琉球政府等職員(公務員等共済法第二条第一項第一号に規定する職員及び公立学校職員共済組合法(千九百六十八年立法第四十七號)第二条第一項第二号に規定する職員並びに年金法附則第三條第一項又は第四條第一項に規定する政府等の職員及びこれらの規定に規定する機関に在職していた職員をいう。以下同じ。))であつた間、職員であつたものとみなして、附則の規定を適用する。この場合において、琉球政府等職員で、沖縄の退職年金条例の規定の適用を受ける者であつたもの又は政令で定める者であつたものは、これらの者であつた間、恩給公務員として在職したものと、当該沖縄の退職年金条例の規定はこれに相当する恩給法の規定と、当該沖縄の退職年金条例の規定による給付はこれに相当する恩給とみなす。

3 復帰更新組合員に対する長期給付については、前二項に規定するもののほか、その者を更新組合員とみなして、附則の規定を適用する。

3 特別措置法の施行の日の前日に沖縄の立法院議員であつた者及び沖縄の中央教育委員会の委員であつた者は、沖縄の共済法の適用については、同日において退職したものとみなす。ただし、沖縄の立法院議員であつた者については、特別措置法の施行の日から六十日を経過する日以前に地方職員共済組合に対して、沖縄の共済法の規定による長期給付を受けることを希望する旨の申出がない場合には、この限りでない。

(恩給等の受給権の取扱い)

第百三十二条の四 復帰更新組合員で特別措置法の施行の日の前日に恩給に関する法令の適用を受けていたものは、これらの法令の規定の適用については、同日において退職したものとみなす。

2 復帰更新組合員に係る恩給に関する法令又は退職年金条例(元沖縄県官吏恩給規則の規定による恩給受給権者のための恩給支給に関する特別措置法(千九百六十八年立法第七十八号)を含む。)の規定による恩給又は退職料等を受ける権利は、特別措置法の施行の日の前日において消滅するものとする。ただし、次に掲げる権利はこの限りでない。

一 増加恩給、増加退還料、傷病年金又は傷病給金を受ける権利

二 特別措置法の施行の日の前日において現に支給を受けている普通恩給又は退還料を受ける権利(これを有する者が特別措置法の施行の日から六十日を経過する日以前に当該権利の裁定を行なつた者に対して、これを消滅させる旨を申し出なかつたものに限る。)

3 前項第二号の規定による申出をしなかつた者又はその遺族に対して支給する長期給付については、当該申出に係る普通恩給又は退還料を受ける権利の基礎となつた期間は、第七條第一項第一号の期間に該当しないものとみなす。

なす。

(国の旧法等の規定による退職年金等の受給権の取扱い)

第百三十二条の五 復帰更新組合員に係る国の旧法等又は共済法の退職年金を受ける権利は、特別措置法の施行の日の前日において消滅するものとする。ただし、当該退職年金を受ける権利を有する者が特別措置法の施行の日から六十日を経過する日以前に当該権利の決定を行なつた者に対して当該退職年金を受ける旨を申し出た場合には、この限りでない。

2 復帰更新組合員に係る国の旧法等若しくは共済法の廃疾年金又は共済法の通算退職年金は、その者が復帰更新組合員である間、その支給を停止する。ただし、当該廃疾年金を受ける権利を有する者が特別措置法の施行の日から六十日を経過する日以前に当該権利の決定を行なつた者に対して当該廃疾年金を受けよう旨を申し出た場合には、この限りでない。

3 第一項ただし書若しくは前項ただし書の規定による申出をした者又はその遺族に対して支給する長期給付については、これらの申出に係る退職年金又は廃疾年金を受ける権利の基礎となつた期間は、第七條第一項第二号の期間に該当しないものとみなす。

(沖縄の共済法の規定による退職年金等の取扱い)

第百三十二条の六 沖縄の組合員であつた復帰更新組合員に対する長期給付については、新法及びこの法律の規定を適用する場合に、政令で特別の定めをする場合を除き、沖縄の共済法の規定による給付は、新法及びこの法律中のこれらの規定に相当する規定による給付とみなす。

(沖縄の組合員であつた期間等の組合員期間への算入)

第百三十二条の七 復帰更新組合員の特別措置法の施行の日前の期間のうち沖縄の組合員であつた期間(沖縄の共済法の規定により当該期間に算入されることとされている期間をその他政令で定める期間を含む。)は、更新組合員の職員としての在職期間の組合員期間への算入の取扱いの例に準じ政令で定めるところにより、新法第四十條第一項に規定する組合員期間に算入する。

あつた期間(沖縄の共済法の規定により当該期間に算入されることとされている期間をその他政令で定める期間を含む。)は、更新組合員の職員としての在職期間の組合員期間への算入の取扱いの例に準じ政令で定めるところにより、新法第四十條第一項に規定する組合員期間に算入する。

2 沖縄の立法院議員又は沖縄の共済会の会員であつた共済会の会員に対し新法の共済給付金に関する規定を適用する場合においては、沖縄の立法院議員であつた期間として政令で定める期間は都道府県議会議員共済会の会員であつた期間と、沖縄の共済会の会員であつた期間(当該期間に算入され、又は当該期間とみなされる期間を含む。)は市議会議員共済会又は町村議会議員共済会の会員であつた期間とみなす。

第百三十二条の八 琉球政府の行政主席若しくは沖縄の市町村長又は琉球政府の警務補、調査部長若しくは調査であつた復帰更新組合員に対し、第六十六條から第八十五條まで又は第八十八條から第九十五條までの規定を適用する場合には、次の各号に掲げる期間は、当該各号に掲げる期間に算入する。

一 琉球政府の行政主席又は沖縄の市町村長であつた期間として政令で定める期間 地方公共団体の長であつた期間 琉球政府の警務補、調査部長若しくは調査であつた期間 警察職員であつた期間

(政令への委任)

第百三十二条の九 この章に定めるもののほか、復帰更新組合員その他政令で定める者に係る退職年金の受給資格及び退職年金の額に関する経過措置その他長期給付に関する必要な経過措置等は、第二章から前章までの規定の例に準じ、政令で定める。

第十三章に次の一条を加える。

(沖縄の立法院議員であつた者等の取扱い) 第百四十二條の三 沖縄の共済法の規定に基づき市町村議会議員共済会(以下この条において「沖縄の共済会」という。)の会員であつた者に係る特別措置法の施行の日前に給付事由が生じた沖縄の共済法の規定による共済給付金については、なお従前の例により市議会議員共済会又は町村議会議員共済会が支給する。

3 前二項に定めるもののほか、沖縄の立法院議員又は沖縄の共済会の会員であつた者で共済会の会員になつたものの共済給付金の額の算定に關して必要な事項その他新法の適用に關して必要な経過措置は、政令で定める。

第十三章の二 第百四十三條の二十三を第百四十三條の二十四とし、同条の前に次の一条を加える。

(市町村関係団体職員共済組合の組合員であつた者等の取扱い)

第百四十三條の二十三 特別措置法の施行の日の前日に沖縄の共済法の規定に基づき市町村関係団体職員共済組合(以下この条において「沖縄の団体共済組合」という。)の組合員であつた者で特別措置法の施行の日に団体共済組合員となり、引き続き団体共済組合員であるものの特別措置法の施行の日前の沖縄の団体共済組合の組合員であつた期間(沖縄の共済法の規定により当該期間に算入された期間を含む。)は、団体共済更新組合員の団体職員としての在職期間の団体共済組合員期間への算入の取扱いの例に準じ政令で定めるところにより、団体共済組合員期間に算入する。

(公職選挙法の一部改正)

第百六條 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「四百六十六人」を「四百七十一人」に改め、同條第二項中「二百五十人」を「二百

百五十二人」に、「百五十人」を「百五十二人」に改める。

附則第二項中「四百八十六人」を「四百九十一人」に改める。

別表第一鹿児島県の選挙区及び議員数の項の次に次のように加える。

沖繩県 五人

別表第二に次のように加える。

沖繩県 二人

(沖繩住民の国政参加特別措置法の廃止)

第七百七条 沖繩住民の国政参加特別措置法(昭和四十五年法律第四十九号)は、廃止する。

第七百八条 この法律の施行の際旧沖繩住民の国政参加特別措置法第三条の規定により衆議院議員又は参議院議員とされていた者は、第六百六条の規定による改正後の公職選挙法の規定により沖繩県を選挙区としてそれぞれ選挙された衆議院議員又は参議院議員とみなす。この場合において、これらの者の任期は、同条の規定による改正後の公職選挙法第二百五十六條及び第二百五十七條の規定にかかわらず、これらの者のこの法律の施行の日の前日における衆議院議員又は参議院議員としての任期による。

(運輸省設置法の一部改正に伴う消防法の一部改正)

第七百九条 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「管区気象台長」の下に「沖繩気象台長」を加える。

第十三章 雑則

(政令への委任)

第七百十條 この法律に定めるもののほか、この法律による法令の改正又は廃止に伴い必要な経過措置については、政令で必要な規定を設けることができる。

附則

(施行期日)

1 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する

日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、第十條、第十一條及び第九條の規定は同日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から、第六十二條及び次項の規定はこの法律の公布の日から、第六十六條の規定は昭和四十七年十月一日から施行する。

(琉球政府行政主席への通知)

2 内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球政府行政主席に通知しなければならない。

沖繩振興開発特別措置法案

沖繩振興開発特別措置法

第一章 総則(第一條・第二條)

第二條 振興開発計画及び振興開発事業(第三條・第十條)

第三條 産業振興のための特別措置(第十一條・第二十二條)

第四條 自由貿易地域(第二十三條・第二十八條)

第五條 電気事業振興のための特別措置

第一節 電気事業の助成(第二十九條・第三十條)

第二節 沖繩電力株式会社(第三十一條・第三十七條)

第六條 職業の安定のための特別措置(第三十八條・第四十七條)

第七條 その他の特別措置(第四十八條・第五十一條)

第八章 沖繩振興開発審議会(第五十二條・第五十三條)

第九章 雑則(第五十四條・第五十六條)

第十章 罰則(第五十七條・第六十二條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、沖繩の復興に伴い、沖繩の特殊事情にかんがみ、総合的な沖繩振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する

等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した沖繩の振興開発を図り、もつて住民の生活及び職業の安定並びに福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「沖繩」とは、沖繩県の区域をいう。

2 この法律において「離島」とは、沖繩にある島のうち、沖繩島以外の島で政令で定めるものをいう。

3 この法律において「中小企業者」とは、中小企業基本法(昭和三十八年法律第五十四号)第二條各号に掲げる者(政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営む場合にあつては、資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人)並びに企業組合及び協業組合をいう。

第二章 振興開発計画及び振興開発事業

(振興開発計画の内容)

第三條 沖繩振興開発計画(以下「振興開発計画」という)は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 土地(公有水面を含む)の利用に関する事項

二 農林漁業、鉱工業等の産業の振興開発に関する事項

三 中小企業の振興に関する事項

四 道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項

五 水資源及び電力その他のエネルギー資源の開発に関する事項

六 都市の整備に関する事項

七 住宅、生活環境施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備並びに医療の確保に関する

事項

七^ハ 職業の安定に関する事項

八^ハ 教育及び文化の振興に関する事項

九^ハ 防災及び国土の保全に係る施設の整備に関する事項

十^ハ 観光の開発に関する事項

十一^ハ 離島の振興に関する事項

十二^ハ 自然環境の保護及び公害の防止に関する事項

十三^ハ 前各号に定めるもののほか、沖繩の振興開発に關し必要な事項

2 振興開発計画は、昭和四十七年度を初年度として十箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。

(振興開発計画の決定及び変更)

第四條 沖繩県知事は、振興開発計画の案を作成し、内閣総理大臣に提出するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の振興開発計画の案に基づき、沖繩振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議して、振興開発計画を決定する。

3 内閣総理大臣は、振興開発計画を決定したときは、これを沖繩県知事に通知するものとする。

4 前三項の規定は、振興開発計画が決定された後特別の必要が生じたことによりこれを変更する場合に準用する。

(国の負担又は補助の割合の特例等)

第五條 振興開発計画に基づく事業のうち、別表に掲げるもので政令で定めるものに要する経費について国が負担し、又は補助する割合は、当該事業に關する法令の規定にかかわらず、同表に掲げる割合の範囲内で政令で定める割合とする。この場合において、当該事業に要する経費に係る地方公共団体その他の者の負担又は補助の割合については、他の法令の規定にかかわら

ず、政令で特別の定めをすることができ。

2 国は、前項に規定する事業のほか、振興開発計画に基づく事業で政令で定めるものに要する経費については、地方公共団体その他の者に對して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。

3 沖縄における災害復旧事業については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第三条の規定により地方公共団体に対して国がその費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に對する国の負担率は、同法第四条の規定によつて算出した率が五分の四に満たない場合においては、同条の規定にかかわらず、五分の四とし、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）第三条の規定により国がその経費の一部を負担する場合における当該公立学校の施設の災害復旧に要する経費に對する国の負担率は、同条の規定にかかわらず、五分の四とする。

4 沖縄における農地及び農業用施設の災害復旧事業につき農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第六十九号）第三条第一項及び第二項第一号又は第二号の規定により沖縄県に對して国がその費用の一部を補助する場合における国が行なう補助の比率は、同項第一号又は第二号の規定にかかわらず、十分の八とする。

5 国は、海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設の新設又は改良に関する工事で公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第二条第二項に規定する災害復旧事業（同条第三項において災害復旧事業とみなされるものを含む。）と合併して施行する必要があるものに要する経費については、政令で定めるところにより、その十分の六以内を負担するものとする。

（沖縄の道路に係る特例）

第六条 振興開発計画に基づいて行なう県道又は市町村道の施設又は改築で、沖縄の振興開発のため特に必要があるものとして建設大臣が沖縄開発庁長官に協議して指定した区間に係るものは、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十五条及び第十六条の規定にかかわらず、建設大臣が行なうことができる。

2 前項の指定は、当該道路の道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）の申請に基づいて行なうものとする。

3 建設大臣は、第一項の規定により道路の新設又は改築を行なう場合においては、政令で定めるところにより、当該道路管理者に代わつてその権限を行なうものとする。

4 第一項の規定により建設大臣が行なう道路の新設又は改築に要する費用については、国は、政令で定めるところにより、その全額を負担し、又は道路法に規定する負担割合以上の負担を行なうことができる。

5 前項の規定により国がその費用の一部を負担することとなる場合においては、第一項の規定により建設大臣がその新設又は改築を行なう道路の道路管理者は、政令で定めるところにより、その残額を負担する。

（沖縄の河川に係る特例）

第七條 振興開発計画に基づいて行なう二級河川の改良工事、維持又は修繕で、沖縄の振興開発のため特に必要があるものとして建設大臣が沖縄開発庁長官に協議して指定した区間に係るものは、河川法（昭和三十一年法律第六十七号）第十条の規定にかかわらず、建設大臣が行なうことができる。

2 前項の指定は、沖縄県知事の申請に基づいて行なうものとする。

3 建設大臣は、第一項の規定により二級河川の改良工事、維持又は修繕を行なう場合において

は、政令で定めるところにより、沖縄県知事に代わつてその権限を行なうものとする。

4 第一項の規定により建設大臣が行なう河川の改良工事、維持又は修繕に要する費用については、国は、政令で定めるところにより、その全額を負担し、又は河川法に規定する負担割合以上の負担を行なうことができる。

5 前項の規定により国がその費用の一部を負担することとなる場合においては、沖縄県は、政令で定めるところにより、その残額を負担する。

6 第一項の規定により建設大臣が自ら新築するダムについては、特定多目的ダム法（昭和三十三年法律第三十五号）第二条第一項中「河川法第九條第一項」とあるのは「沖縄振興開発特別措置法第七條第一項」と、同法第八條中「河川法第六十條第一項」とあるのは「沖縄振興開発特別措置法第七條第五項」と、同法第六十條第一項に定める都道府県の負担割合とあるのは「一から同法第七條第四項の政令で定める国の負担割合を控除した割合」と読み替へて、同法を適用する。

7 建設大臣は、河川法第十條の規定にかかわらず、前項の規定により特定多目的ダム法の適用を受けるダムの管理を行なうことができる。

8 前項の規定により建設大臣が管理するダムの管理に要する費用のうち、河川法第五十九條の規定により沖縄県が負担すべきものについては、国は、同条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その全部又は一部を負担することができる。

（沖縄の港湾に係る特例）

第八條 振興開発計画に基づいて行なう港湾工事（港湾法（昭和二十五年法律第二十八号）第三条の規定により同法の適用を受けないこととなる港湾に係るものを除く。）で、沖縄の振興開発のため特に必要があるものとして運輸大臣が沖縄開発庁長官に協議して指定したものは、同法

第五十二條第一項の規定にかかわらず、運輸大臣が行なうことができる。

2 前項の指定は、当該港湾の港湾管理者の申請に基づいて行なうものとする。

3 第一項の規定により運輸大臣が行なう港湾工事に要する費用のうち、水域施設、外かく施設、けい留施設、臨港交通施設又は公共の用に供する港湾施設用地の建設又は改良に係るものについては、国は、政令で定めるところにより、その全額を負担し、又は港湾法に規定する負担割合以上の負担を行なうことができる。

4 前項の規定により、国がその費用の一部を負担することとなる場合においては、第一項の規定により運輸大臣がその港湾工事を行なう港湾の港湾管理者は、政令で定めるところにより、その残額を負担する。

5 運輸大臣は、第一項に規定する港湾工事によつて生じた土地又は工作物（公用に供するため国が必要とするものを除く。）については、港湾管理者が負担した費用の額に相当する価額の範囲内の額を減額した価額で港湾管理者に譲渡することができる。

6 第一項に規定する港湾工事によつて生じた土地又は工作物（公用に供するため国が必要とするもの及び前項の規定により譲渡するものを除く。）のうち、港湾施設となるべきもの及び港湾の管理運営に必要なものは、港湾管理者に管理を委託しなければならない。

7 港湾法第五十四條第二項の規定は、前項の規定により港湾管理者が管理することとなる場合に準用する。

8 港湾管理者が設立された時において国の所有又は管理に属する港湾施設（航行補助施設及び公用に供するため国が必要とするものを除く。）は、港湾管理者に譲渡し、又は管理を委託しなければならない。

9 第五項及び港湾法第五十四條第二項の規定は、前項の規定により譲渡し、又は港湾管理者

が管理することとなる場合に準用する。この場合において、第五項中「港務管理者が」とあるのは、「港務管理者としての地方公共団体（当該地方公共団体が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の地方公共団体である場合には当該地方公共団体を組織する地方公共団体）又は港務局を組織する地方公共団体が」と読み替へるものとする。

10 この条における「港務工事」、「港務管理者」、「水域施設」、「外かく施設」、「けい留施設」、「臨港交通施設」、「港務施設用地」、「港務施設」及び「航行補助施設」の意義は、港務法第二条に定めるところによる。

（国有財産の譲与等）

第九条 国は、関係地方公共団体その他政令で定める公共の利益となる事業を行なう者（以下この条において「関係地方公共団体等」という。）が振興開発計画に基づく事業で公共の用に供する施設に關するものを実施するため必要があるときは、政令で定めるところにより、国有財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条に規定する国有財産をいう。）を関係地方公共団体等に対して、無償又は時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付けることができる。

（地方債についての配慮）

第十条 地方公共団体が振興開発計画に基づいて行なう事業に要する経費に充てるため起す地方債については、国は、地方公共団体の財政状況が許す限り起債ができるよう、及び資金事情が許す限り資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつて引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

第三章 産業振興のための特別措置

（工業開発地区の指定）

第十一条 沖縄開発庁長官は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議して、工業の開発を図るため必要とされる政令で定める要件を

そなえている地区を工業開発地区として指定することができる。

2 沖縄開発庁長官は、前項の指定をするにあつては、農林漁業構造の改善について配慮するとともに、同項の申請に係る地区について、すでに工場立地の調査等に関する法律（昭和三十四年法律第二十四号）第二条の規定による工場立地の調査等工業の開発に関する国の調査がされているときは、その調査の結果を参照しなければならない。

3 沖縄県知事は、第一項の申請をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見をきかなければならない。

4 沖縄開発庁長官は、工業開発地区を指定するときは、当該工業開発地区の名称及び区域を官報で公示しなければならない。

5 沖縄開発庁長官は、沖縄県知事の申請に基づき、工業開発地区の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合において、前各項の規定を準用する。

6 前項に定める場合のほか、沖縄開発庁長官は、工業開発地区の区域の全部又は一部が第一項の政令で定める要件を欠くに至つたと認めるときは、沖縄県知事の意見をきき、かつ、沖縄振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議して、当該工業開発地区の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。

7 第二項及び第四項の規定は、前項の規定により沖縄開発庁長官が工業開発地区の指定を解除し、又はその区域を変更する場合に準用する。

（農用地等の譲渡に係る所得税の軽減）

第十二条 個人がその有する工業開発地区内の農用地等（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第三条に規定する農用地等をいい、その上に存する権利を含む。）を工場用地の用に供するため譲渡した場合に、租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）

で定めるところにより、その譲渡に係る所得税（昭和四十年法律第三十三号）第三十三条第一項に規定する譲渡所得についての所得税を軽減する。

（事業用資産の買換えの場合の課税の特例）

第十三条 工業開発地区以外の地域にある事業用資産を譲渡して工業開発地区内において製造の事業の用に供する事業用資産を取得した場合に、租税特別措置法で定めるところにより、特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例の適用があるものとする。

（減価償却の特例）

第十四条 工業開発地区内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者があつた場合には、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却を行なうことができる。

（地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置）

第十五条 地方税法（昭和二十五年法律第二百十六号）第六条の規定により、地方公共団体が、工業開発地区内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地の取得に對する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課せなかつた場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、自治省令で定める方法によつて算定した当該地方公共団体の当該各年度の減収額（事業税又は固定資産

税に關するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降五箇年度におけるものに限り）について同条の規定により当該地方公共団体の当該各年度における基準財政収入額に算入される額に相当する額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が自治省令で定める日以後において行なわれたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

（特定事業所の認定等）

第十六条 関係行政機関の長は、工業開発地区内において製造の事業を営む事業所で沖縄の工業開発に著しく寄与するものとして政令で定める要件に該当するものを設置する者に對し、沖縄開発庁長官に協議して、当該事業所が当該要件に該当するものである旨の認定をすることができ

る。

2 関係行政機関の長は、前項の認定を受けた事業所（以下「特定事業所」という。）が同項の要件を欠くに至つたと認めるときは、沖縄開発庁長官に協議して、その認定を取り消すことができる。

3 第一項の認定に必要な申請その他の手続は、政令で定める。

4 この法律の施行の際沖縄以外の本邦の地域に本店又は主たる事務所を有する内国法人が、特定事業所を有する法人で工業開発地区内に本店又は主たる事務所を有するものの株式又は出資を当該法人に係る第一項の認定後五年以内に取得した場合には、政令で定めるところにより、当該法人を租税特別措置法第五十五条第二項に規定する新開発地域内に本店又は主たる事務所を有する法人とみなして、同条の規定を適用することができる。

（施設の整備等）

第十七条 国及び地方公共団体は、工業開発地区内の工業の開発を促進するために必要な工場用

地、道路、港湾施設、工業用水道、通信運輸施設及び工業開発地区内の工場に使用される者に対し、その就業上必要な教育又は職業訓練を行なうための施設の整備の促進に努めるものとする。

(農地法等による処分についての配慮)

第十八条 国の行政機関の長又は沖縄県知事は、工業開発地区内の土地を前条に規定する施設の用に供するため農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該工業開発地区内の工業の開発が促進されるよう配慮するものとする。

(中小企業の業種別の振興)

第十九条 関係行政機関の長は、沖縄振興開発審議会及び中小企業近代化審議会の意見をきいて、次の各号に該当する業種であつて政令で定めるもの(以下第二十一条において「指定業種」という。)に属する沖縄の中小企業について、近代化基本計画を定めなければならない。

一 沖縄における当該業種の事業活動の相当部分が中小企業者によつて行なわれていること。

二 当該業種に属する沖縄の中小企業の生産性の向上を図ることが沖縄の経済の振興に資するため特に必要であると認められること。

三 中小企業近代化促進法(昭和三十八年法律第六十四号)第三条第一項の政令で定める業種に該当しないものであること。

2 中小企業近代化促進法第三条第二項から第四項まで、第四条及び第五条の規定は前項の近代化基本計画について、同法第七条、第八条第一項及び第三項並びに第十七条第一項、第二項及び第四項の規定は指定業種に属する事業を行なう沖縄の中小企業者について準用する。この場合において、同法第四条第一項、第五条第一項及び第七條第三項中「中小企業近代化審議会」とあり、同法第十七条第四項中「審議会」とあるのは、「沖縄振興開発審議会及び中小企業近代化

審議会」と読み替へるものとする。

3 前二項及び次条の規定に係る関係行政機関の長は、当該指定業種に属する事業を所管する大臣とする。ただし、前項において準用する中小企業近代化促進法第七条第二項又は第十七条第二項の勧告又は報告の徴収に關しては、当該勧告又は報告の徴収の対象となる者の行なう事業を所管する大臣(その対象となる者が特別の法律によつて設立された組合又はその連合会であるときは、その対象となる者の行なう事業を所管する大臣及びその組合又は連合会を所管する大臣)とする。

第二十条 指定業種のうちその業種に属する沖縄の中小企業の構造改善を図ることが緊急に必要であると認められるものであつて政令で定めるもの(以下この条において「特定業種」という。)に属する事業を行なう沖縄の中小企業者を構成員とする商工組合その他の政令で定める法人(以下この条において「商工組合等」という。)は、その構成員たる中小企業者が行なう特定業種に属する事業に係る生産又は経営の規模又は方式の適正化、取引関係の改善その他の構造改善に關する事業について構造改善計画を作成し、これを関係行政機関の長に提出して、その構造改善計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2 中小企業近代化促進法第五条の二第二項の規定は前項の構造改善計画について、同法第八条第二項及び第三項の規定は前項の承認を受けた商工組合等の構成員たる沖縄の中小企業者であつて特定業種に属する事業を行なうものについて、同法第十七条第三項及び第四項の規定は前項の承認を受けた商工組合等について準用する。この場合において、同法第十七条第四項中「審議会」とあるのは、「沖縄振興開発審議会及び中小企業近代化審議会」と読み替へるものとする。

(課税の特例等)

第二十一条 次の各号に掲げる者については、その者を中小企業近代化促進法第八条第四項に規定する中小企業者又は法人とみなし、政令で定めるところにより、租税特別措置法第六十六条の二、第六十六条の四及び第八十一条の規定を適用する。

一 第十九条第二項において準用する中小企業近代化促進法第八条第一項若しくは第三項又は前条第二項において準用する同法第八条第二項若しくは第三項の承認を受けた中小企業者

二 第十九条第二項において準用する中小企業近代化促進法第八条第一項若しくは前条第二項において準用する同法第八条第二項の承認に係る合併後存続する法人若しくは当該合併により設立した法人又は当該承認に係る出資を受けた法人若しくは当該出資に基づいて設立された法人

2 指定業種に属する事業を行なう沖縄の中小企業者については、その者を中小企業近代化促進法第九条に規定する中小企業者とみなし、政令で定めるところにより、租税特別措置法第十三条、第十三条の二、第四十五条の二及び第四十六条の規定を適用する。

3 指定業種に属する事業を行なう沖縄の中小企業者(中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第二条第一項第二号に掲げるもの(企業組合を除く。))及び同項第四号から第七号までに掲げるものを含む。については、その者を同条第三項に規定する近代化関係中小企業者とみなし、政令で定めるところにより、同法第三条の五から第十一条までの規定を適用する。

(資金の確保等)

第二十二条 国及び地方公共団体は、事業者が行なう工業開発地区内の製造の事業の用に供する施設の整備並びに中小企業及び農林漁業の振興

のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

第四章 自由貿易地域

(自由貿易地域の指定)

第二十三条 沖縄開発庁長官は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議して、沖縄における企業の立地を促進するとともに貿易の振興に資するために必要な地域を自由貿易地域として指定することができる。

2 沖縄県知事は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見をきかなければならない。

(自由貿易地域内における事業の認定)

第二十四条 自由貿易地域内において事業を行なおうとする者は、当該事業を当該地域内で行なうことが適当である旨の沖縄開発庁長官の認定を受けることができる。

2 沖縄開発庁長官は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 第一項の認定を受けることができる者の要件その他同項の認定に關し必要な事項は、政令で定める。

(指定保税地域等)

第二十五条 自由貿易地域内の土地又は建築物その他の施設(政令で定めるものを除く。)で国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものは、関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第三十七条第一項に規定する指定保税地域とみなす。

2 税関長は、関税法の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、前条第一項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る事業の用に供する施設のうち必要と認められる部分につき、同法第四十二条第一項、第五十条、第五十六条第一項又は第六十二条の二第一項に規定する保税上屋、保税倉庫、保税工場又は保税展示場の許

可とするものとする。

(自由貿易地域投資損失準備金)

第二十六條 内国法人は、第二十四條第一項の認定を受けた法人で自由貿易地域内に本店若しくは主たる事務所を有するものの株式又は出資を当該認定後五年以内に取得した場合には、当該株式又は出資については、租税特別措置法で定める自由貿易地域投資損失準備金を設けることができる。

(準用)

第二十七條 第十四條及び第十五條の規定は、自由貿易地域について準用する。

(特別の法人の設置)

第二十八條 国は、必要があると認めるときは、自由貿易地域となるべき地域の土地の造成、自由貿易地域内の施設の整備その他自由貿易地域内の土地及び施設に関する事業を行なうことを目的とする特別の法人を設けるものとする。

2 前項の特別の法人に關し必要な事項は、別に法律で定める。

第五章 電気事業振興のための特別措置

第一節 電気事業の助成

(資金の確保等)

第二十九條 国及び地方公共団体は、電気事業(電気事業法(昭和三十一年法律第七十号)第二條第五項に規定する電気事業をいう。以下同じ。)の用に供する設備であつて沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保に特に寄与すると認められるものの整備につき、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

第三十條 第十四條の規定は、電気事業者(電気事業法第二條第六項に規定する電気事業者をいう。)が電気事業の用に供する設備であつて沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保に特に寄与すると認められるものを新設し、又は増設した場合における当該設備について準用する。

第二節 沖縄電力株式会社

(会社の目的)

第三十一條 沖縄電力株式会社は、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給を確保するため、電気事業及びこれに附帯する事業を営むことを目的とする株式会社とする。

(株式)

第三十二條 沖縄電力株式会社(以下「会社」という。)の株式は、額面株式とする。

2 政府は、予算の範囲内において、会社に対して出資することができる。

(商号の使用制限)

第三十三條 会社以外の者は、その商号中に沖縄電力株式会社という文字を使用してはならない。

(取締役及び監査役)

第三十四條 会社の取締役は、四人以内、監査役は、一人とする。

2 会社の取締役、代表取締役及び監査役の選任、選定及び解任の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 会社の取締役は、他の報酬のある職務又は営業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(政府所有の株式の後配)

第三十五條 会社は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第一條の規定にかかわらず、毎營業年度における配当することができ、利益金額が政府以外の者の所有する株式に對し年百分の十の割合に達するまでは、政府の所有する株式に對し利益を配当することを要しない。

2 会社は、政府以外の者の所有する株式に對し年百分の十の割合で配当をした後、なお配当することができ、利益金額があるときは、政府の所有する株式に對して年百分の十の割合に達するまで政府の所有する株式に對する配当にあてなければならない。

(準用)

第三十六條 電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)第十五條第五項、第二十九條から第三十三條まで、第三十五條及び第三十五條の三の規定は、会社について準用する。この場合において、同法第三十一條中「所有権及び貸借権」とあるのは「譲り渡し、又は所有権」と、同法第三十五條の三中「第十四條第二項及び第二十二條第一項」とあるのは「及び第十四條第二項」と読み替へるものとする。

(協議)

第三十七條 通商産業大臣は、第三十四條第二項又は前條において準用する電源開発促進法第三十二條(会社の定款の変更、合併及び解散の決議に係るものに限る。)若しくは第三十三條の認可をしようとするときは、沖縄開発庁長官に協議しなければならない。

2 通商産業大臣は、前條において準用する電源開発促進法第十五條第五項、第三十條、第三十一條、第三十二條(会社の定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行する株式の総数を変更するものに限る。)又は第三十三條の認可をしようとするときは、大藏大臣に協議しなければならない。

第六章 職業の安定のための特別措置

(職業の安定のための計画の作成等)

第三十八條 労働大臣は、沖縄の労働者の雇用を促進し、その職業の安定を図るため、沖縄県知事の意見をきいて、職業指導、職業紹介及び職業訓練の実施、就業の機会の増大を図るための事業の実施その他必要な事項に関する計画を作成し、その計画に基づき必要な措置を講ずるものとする。

(振興開発計画に基づく事業等への就労)

第三十九條 労働大臣は、沖縄における雇用及び失業の状況からみて必要があると認めるときは、沖縄県知事の意見をきき、沖縄開発庁長官に協議して、振興開発計画に基づく事業その他

の事業であつて国自ら又は国の負担金の交付を受け、若しくは国庫の補助により地方公共団体等が計画実施する公共的な建設又は復旧の事業について、その事業種別に従い、職種別又は地域別に、当該事業に使用される労働者の数とそのうちの失業者の数との比率(以下この条において「吸収率」という。)を定めることができる。

2 吸収率の定められている事業を計画実施する国又は地方公共団体等(これらのものの請負契約その他の契約に基づいて、その事業を施行する者を含む。次項において同じ。)は、公共職業安定所の紹介により、つねに吸収率に該当する数の失業者を雇い入れていなければならない。

3 吸収率の定められている事業を計画実施する国又は地方公共団体等は、前項の規定により雇入れを必要とする数の失業者を公共職業安定所の紹介により雇い入れることが困難な場合には、その困難な数の労働者を、公共職業安定所の書面による承諾を得て、直接雇い入れることができる。

4 前三項に定めるもののほか、吸収率の定められている事業への失業者の吸収に關し必要な事項は、労働省令で定める。

(振興等のための資金の確保等)

第四十條 国及び地方公共団体は、沖縄における事業者で沖縄の復興若しくはアメリカ合衆国の軍隊の撤退、縮小等に伴い振興を余儀なくされるもの又は沖縄の失業者で自立のため事業を開始しようとするものに対し、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

(沖縄失業者求職手帳の発給等)

第四十一條 公共職業安定所長は、次のいずれにも該当し、かつ、労働省令で定める要件に該当する者に対して、その者の申請に基づき、沖縄失業者求職手帳(以下「手帳」という。)を発給する。

一次のいずれかに該当する者であること。

イ 沖縄の復帰に伴い、一定の事業を行なうことについての制限又は禁止を定めている本邦の法令の規定が新たに沖縄に適用されることとなつたため、従前行なつていた事業が行なえなくなり、若しくは当該事業を行なうことにつき著しい支障を生じたことにより、又は従前の沖縄と本邦との間の輸出入若しくは輸入に関する通関手続の代理事務が消滅したことにより、やむなく失業するに至つた者であること。

ロ 沖縄の復帰に伴い、沖縄において適用されてきた輸入の制限又は禁止に関する法令が失効したことその他これに準ずる政令で定める事由が発生したためその事業を行なうことにつき著しい支障を生じたことにより、政令で定める期間内にやむなく失業するに至つた者であること。

ハ 琉球列島米国民政府の廃止、昭和四十六年六月十七日以後における沖縄にあるアメリカ合衆国の軍隊の撤退、部隊の縮小又は予算の消滅その他これらに準ずる政令で定める事由の発生に伴い、やむなく失業するに至つた者であつて政令で定める要件に該当するものであること。

二 前号の規定に該当することとなつた日までに、一年以上引き続き、同号イの事業若しくは事務に従事し、同号ロの事業に従事し、又は同号ハの政令で定める要件に該当していた者であること。

2 手帳は、当該手帳の発給を受けた者が前項第一号の規定に該当することとなつた日（その日がこの法律の施行の日以前であるときは、この法律の施行の日（前日）の翌日から起算して三年を経過したとき、又は公共職業安定所長が当該手帳の発給を受けた者が労働の意思若しくは能力を有しなくなつたことその他労働省令で定める事由に該当すると認めるときは、その効力を失う。

3 前二項に定めるもののほか、手帳の発給の申請その他手帳に関し必要な事項は、労働省令で定める。

（就職指導の実施）

第四十二条 公共職業安定所は、手帳の発給を受けた者（以下「手帳所持者」という。）に対して、当該手帳がその効力を失うまでの間、労働省令で定めるところにより、その者の再就職を促進するために必要な職業指導（以下「就職指導」という。）を行なうものとする。

2 公共職業安定所長は、就職指導を受ける者に對して、公共職業訓練施設の行なう職業訓練を受けることその他の者の再就職を促進するために必要な事項を指示することができる。

（就職促進手当の支給）

第四十三条 国は、手帳所持者に対して、その就職活動を容易にし、かつ、生活の安定を図るため、政令で定めるところにより、就職促進手当を支給する。

（雇用促進事業団による援護業務）

第四十四条 雇用促進事業団は、雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）第十九条に規定する業務のほか、沖縄の労働者の雇用を促進し、その職業の安定を図るため、次の業務を行なう。

一 職業訓練（手帳所持者を作業環境に適応させる訓練を含む。）を受ける手帳所持者に対して職業訓練手当その他の手当を支給すること。

二 就職又は知識若しくは技能の習得をするために移動する手帳所持者に対して移動資金を支給すること。

三 手帳所持者が事業を開始する場合において、自己支度金を支給し、及び必要な資金の借入れに係る債務の保証を行なうこと。

四 手帳所持者が公共職業安定所の紹介により移動して就職することを容易にするため宿舍の貸与その他宿舍の確保に関し必要な援助を行なうこと。

四五 公共職業安定所の紹介により手帳所持者を雇い入れる沖縄の事業主に対して雇用奨励金を支給すること。

五六 手帳所持者を作業環境に適応させる訓練を行なう事業主に対して職場適応訓練費を支給すること。

六七 沖縄の失業者に対して求職のための公共職業安定所との連絡その他求職活動に関し必要な協力を行なうこと。

七八 沖縄の失業者に対して再就職を容易にするために必要な知識及び技能を習得させるための講習を行なうこと。

八九 沖縄の失業者に対して生活の指導を行なうこと。

九〇 前各号に附帯する業務を行なうこと。

二 国は、雇用促進事業団に対して前項に規定する業務に要する費用に相当する金額を交付する。

3 第一項第三号に規定する債務の保証に関する業務は、雇用促進事業団法第十九条の二及び第三十七条第一項の規定の適用については、同法第三十九条第三項に規定する業務とみなし、当該業務の委託を受けた金融機関は、同法第三十三条及び第三十九条の規定の適用については、同法第十九条の二第三項に規定する業務の委託を受けた受託金融機関とみなす。

4 雇用促進事業団法第二十条及び第三十七条第一項（同法第十九条の二第一項並びに第二十条第一項及び第二項に係る部分に限る。）の規定は、第一項に規定する業務について準用する。この場合において、同法第三十七条第一項（同法第二十条第一項に係る部分に限る。）中「大蔵大臣」とあるのは、「沖縄開発庁長官及び大蔵大臣」と読み替へるものとする。

5 雇用促進事業団法第二十二條第二項及び第二十四條第三項の規定は、第一項に規定する業務については、適用しない。

6 第一項に規定する業務は、雇用促進事業団法第四十条第三号の規定の適用については、同法第十九条に規定する業務とみなす。

（譲渡等の禁止）

第四十五条 第四十三条の就職促進手当又は前条第一項の規定に基づいて雇用促進事業団が支給する給付金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。ただし、事業主に係る当該権利については、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さへる場合は、この限りでない。

（公課の禁止）

第四十六条 租税その他の公課は、第四十三条の就職促進手当、第四十四条第一項第一号の手当、同項第二号の移動資金又は同項第三号の自営支度金（同項第十号の規定に基づいて再就職する沖縄の失業者に対して支給する給付金であつて、自己支度金に相当するものを含む。）を標準として、課することができない。

（中高年齢者の雇用の促進に関する特別措置法の適用除外）

第四十七条 中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法（昭和四十六年法律第六十八号）第三章の規定は、手帳所持者及び手帳の発給を受けることができる者については、適用しない。

2 中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法第二十一条及び第二十二条の規定は、沖縄については、適用しない。

第七章 その他の特別措置

（市町村における基幹道路の整備）

第四十八条 過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）第二条及び第二十三条の規定の例に準じ政令で定める基準に従い沖縄開発庁長官が関係行政機関の長に協議して指定した地域内の基幹的な市町村道並びに市町村が管

理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道（以下この条において「市町村道等」という。）の新設又は改築で振興開発計画に基づいて行なうもの

のうち、当該市町村の区域の振興開発のため特に必要があるものとして関係行政機関の長が沖繩開発庁長官に協議して指定した市町村道等に係るものについては、他の法令の規定にかかわらず、沖繩県が行なうことができる。

2 前項の市町村道等の指定は、沖繩県知事が、関係市町村長との協議がととのつた場合において提出する申請に基づいて行なうものとする。

3 沖繩県は、第一項の規定により市町村道の新設又は改築を行なう場合においては、政令で定めるところにより、当該道路管理者に代わつて、その権限を行なうものとする。この場合において、沖繩県が代わつて行なう権限のうち政令で定めるものは、沖繩県知事が行なう。

4 第一項の規定により沖繩県が行なう市町村道等の新設又は改築に要する費用は、沖繩県が負担する。

5 前項に規定する費用に係る国の負担又は補助については、第一項の規定により指定された市町村道等の新設又は改築を県道又は県が管理する農道、林道若しくは漁港関連道の新設又は改築とみなす。

（無医地区における医療の確保）
第四十九条 沖繩県知事は、振興開発計画に基づいて、無医地区に関し、次に掲げる事業を実施しなければならない。

一 診療所の設置
二 患者輸送車（患者輸送船を含む。）の整備
三 定期的な巡回診療
四 保健婦の配置

五 公的医療機関の協力体制の整備
六 その他無医地区の医療の確保に必要な事業

2 沖繩県知事は、前項に規定する事業を実施する場合において特に必要があると認めるときは、病院又は診療所の開設者又は管理者に対して、次に掲げる事業につき、協力を要請することができる。

一 医師又は歯科医師の派遣
二 巡回診療車（巡回診療船を含む。）による巡回診療

3 国及び沖繩県は、無医地区における診療に従事する医師又は歯科医師の確保その他当該無医地区における医療の確保（当該診療に従事する医師又は歯科医師を派遣する病院に対する助成を含む。）に努めなければならない。

4 沖繩県知事は、国に対し、無医地区における診療に従事する医師又は歯科医師の確保について協力を求めることができる。

5 第一項及び第二項に規定する事業の実施に要する費用は、沖繩県が負担する。

6 国は、前項の費用のうち第一項第一号に掲げる事業に係るものについては四分の三を、同項第二号から第四号までに掲げる事業及び第二項に規定する事業に係るものについては二分の一を、それぞれ政令で定めるところにより、補助するものとする。

（交通の確保）
第五十条 国の行政機関の長は、沖繩県の市町村が、その区域内で他に一般乗合旅客自動車運送事業を営業者がない地域について、一般乗合旅客自動車運送事業を営業者又は自家用自動車と共同で使用し、若しくは有償で運送の用に供するときは、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）に基づき免許、許可又は認可について適切な配慮をするものとする。

（地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置）
第五十一条 第十五条の規定は、地方税法第六条の規定により、沖繩県が、離島の地域及びその他の地域のうち過疎地域対策緊急措置法第二条及び第二十三条の規定の例に準じ政令で定める基準に従い沖繩開発庁長官が自治大臣に協議して指定した地域内において畜産業、水産業又は薪炭製造業を行なう個人について、その事業に

対する事業税を課さなかつた場合又は事業税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。この場合において、第十五条中「当該地方公共団体」とあるのは「沖繩県」と、「事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減額額にあつては、これらの措置」とあるのは「これらの措置」と読み替へるものとする。

第八章 沖繩振興開発審議会
（沖繩振興開発審議会の設置及び権限）
第五十二条 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他沖繩の振興開発に関する重要事項を調査審議するために、沖繩開発庁に沖繩振興開発審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、沖繩の振興開発に関する重要事項につき、内閣総理大臣に対し意見を申し出ることができる。

（審議会の組織等）
第五十三条 審議会は、次に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する委員二十五人以上で組織する。

一 関係行政機関の職員 十三人以上
二 沖繩県知事 一人
三 沖繩県議会議員 二人
四 沖繩県の市町村長を代表する者 二人
五 沖繩県の市町村の議会の議長を代表する者 二人

六 学識経験のある者 六人以上
2 前項第四号から第六号までに掲げる者につき任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができ、委員の互選により審議会の会長として定められた者は、会務を総理する。

4 委員は、非常勤とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第九章 雑則
（土地の利用についての配慮）
第五十四条 国及び地方公共団体は、沖繩において土地（公有水面を含む。）をその用に供する必要がある事業を実施するときは、当該土地の利用方法が振興開発計画において定める土地の利用に適合することとなるように当該事業を実施しなければならない。

（他の法律の適用除外）
第五十五条 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律第十二号）、低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百六十六号）、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）、新産業都市建設促進法（昭和三十七年法律第七十七号）、奥地等産業開発道路整備臨時措置法（昭和三十九年法律第十五号）、山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）、過疎地域対策緊急措置法及び農村地域工業導入促進法（昭和四十六年法律第二百二十二号）は、沖繩については、適用しない。

2 国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）中府県総合開発計画、地方総合開発計画及び特定地域総合開発計画に係る部分は、沖繩については、適用しない。

（政令への委任）
第五十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第十章 罰則
第五十七条 第十九条第二項及び第二十条第二項において準用する中小企業近代化促進法第七條第一項から第三項までの規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、

使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第五十八条 会社の役員又は職員が、その職務に關して、わいろを收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第五十九条 前条第一項のわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第六十条 第三十六条において準用する電源開発促進法第三十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第六十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした会社の役員は、三十万円以下の過料に処する。

一 第三十六条において準用する電源開発促進法第十五条第五項、第三十条、第三十一条又は第三十三条までの規定に違反したとき。

二 第三十六条において準用する電源開発促進法第二十九条第二項の規定による命令に違反したとき。

第六十二条 第三十三条の規定に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に關

する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（附則第十九条第五項及び第十二項において「協定」という。）の効力発生の日から施行する。ただし、第五章第二節、第五十八條から第六十二条まで、次条、附則第八條、附則第十條及び附則第十九條の規定は、公布の日から施行する。（琉球政府行政主席への通知）

政府行政主席に通知しなければならない。（この法律の失効）

第三条 この法律は、昭和五十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 次の表の上欄に掲げる事項については、同表の下欄に掲げる規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

振興開発計画に基づく事業で、昭和五十七年度以後に繰り越される国の負担金又は補助金に係るもの

第五条から第八條まで、第四十八條及び第四十九條

第七條第六項の規定により特定多目的ダム法が適用されることとなるダム

第七條第六項

この法律の失効前に手帳の発給を受けた者に係る当該発給を受けた手帳

第四十一條第二項及び第三項、第四十二條、第四十三條、第四十五條、第四十六條並びに第四十七條第一項

昭和五十七年三月三十一日以前に開始された第四十四條第一項に規定する雇用促進事業団の業務（当該業務が終了するまでの間に行なわれるものに限る。）

第四十四條

3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

該ダムの建設を行なう河川の部分として建設大臣が指定する区間は、第七條第一項及び第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定により指定された区間とする。

（経過措置）

第四條 昭和四十七年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で、振興開発計画が決定されるまでの間に、沖縄の振興開発のため緊急に実施する必要があるものとして沖縄開発庁長官が関係行政機関の長に協議して決定したものに

2 前項のダムは、同項の指定があつた時において第七條第六項の規定により特定多目的ダム法が適用される多目的ダムとなるものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

第五條 この法律の施行の際琉球水道公社が建設している政令で定めるダム（政令で定める施設又は工作物を含む。）の存する河川について、当

3 第一項のダムの建設に要する政令で定める費用は、第七條第五項及び特定多目的ダム法第七條第一項の規定にかかわらず、国が支弁するものとする。

（労働省設置法の一部改正）

第六條 労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

（労働省設置法の一部改正）

第八條 地方税法の一部を次のように改正する。附則第九條の次に次の一条を加える。

第四條第十三号の三中「又は勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十一号）を、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）又は沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第 号）に改め、同条第四十一号の二の次に次の一号を加える。

四十一の三 沖縄振興開発特別措置法に基づいて、沖縄の労働者の職業の安定を図るため必要な措置に関する計画を作成すること。

第十條第一項第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三 沖縄振興開発特別措置法の規定に基づいて行なう就職指導及び就職促進手当の支給に関すること。

第十條第一項第八号中「及び中高年齢者等の雇用の促進に關する特別措置法（職業訓練に關する部分を除く。）を、中高年齢者等の雇用の促進に關する特別措置法（職業訓練に關する部分を除く。）及び沖縄振興開発特別措置法（第六章（職業訓練に關する部分を除く。）の規定に限る。）に改め、同条第二項中「及び中高年齢者等の雇用の促進に關する特別措置法（第二十二條の規定に限る。）を、中高年齢者等の雇用の促進に關する特別措置法（第二十二條の規定に限る。）及び沖縄振興開発特別措置法（第三十九條の規定に限る。）に改める。

（国土総合開発法の一部改正）

第七條 国土総合開発法の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中「又は首都圏整備計画」を「、首都圏整備計画又は沖縄振興開発計画」に、「又は首都圏整備委員会」を「、首都圏整備委員会又は沖縄開発庁長官」に改める。

（地方税法の一部改正）

第八條 地方税法の一部を次のように改正する。附則第九條の次に次の一条を加える。

(法人の事業税の税率の特例)

第九条の二 沖縄電力株式会社が行なう電気供給業に対する事業税の標準税率については、沖縄県の区域にこの法律が施行されることとなる日以後五年以内に終了する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十二第一項第一号中「百分の一・五」とあるのは、同日以後二年以内に終了する各事業年度分の事業税にあつては「百分の〇・五」と、当該二年以内に終了する各事業年度のうち最後の事業年度終了の日後三年以内に終了する各事業年度分の事業税にあつては「百分の一・〇」とする。

附則第十条に次の一項を加える。

4 道府県は、沖縄電力株式会社が沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第五号)附則第十九条第五項の規定による政府の出資に係る不動産を取得した場合においては、第七十三条の二第二項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

(企業合理化促進法の一部改正)
第九条 企業合理化促進法(昭和二十七年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「又は漁港法」を、漁港法又は沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第五号)に改め、同条第四項中「又は漁港法」を、漁港法又は沖縄振興開発特別措置法に改める。

(租税特別措置法の一部改正)
第十条 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第八十四条中「及び日本自動車ターミナル株式会社」を、日本自動車ターミナル株式会社及び沖縄電力株式会社と改める。

(道路整備特別会計法の一部改正)
第十一条 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十八条 沖縄及び北方問題に関する特別委員会会議録第三号 昭和四十六年十二月十五日【参議院】

第三号中「又は交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法(昭和四十一年法律第四十五号)第十條第一項を、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法(昭和四十一年法律第四十五号)第十條第一項又は沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第五号)第六條第五項に改める。

(特定港湾施設整備特別措置法の一部改正)
第十二条 特定港湾施設整備特別措置法(昭和四十四年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「又は北海道開発のためにする港湾工事に関する法律(昭和二十六年法律第七十三号)第三條第一項を、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律(昭和二十六年法律第七十三号)第三條第一項又は沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第五号)第八條第一項に改める。

第四条第一項中「北海道」の下に「及び沖縄県」を加え、同条第二項中「又は北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第三條第二項において準用する同法第二條第一項を、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第三條第二項において準用する同法第二條第一項又は沖縄振興開発特別措置法第八條第三項に改め、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 沖縄県の港湾の水域施設、外郭施設又は保留施設に係る工事 十分の一
第六条中「北海道」の下に「及び沖縄県」を加える。

(治山治水緊急措置法の一部改正)
第十三条 治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「特定多目的ダム法(昭和三十三年法律第三十五号)第二條第一項」の下に「(沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第五号)第七條第六項の規定により適用する場合を含む)」を加える。

(治水特別会計法の一部改正)
第十四条 治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「又は地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第二十八條を、地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第二十八條又は沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第五号)第七條第五項(同条第九項において準用する場合を含む)」に改める。

第五条第一項第二号中「又は第六十三條第一項」を「若しくは第六十三條第一項又は沖縄振興開発特別措置法第七條第五項に改める。

(港湾整備特別会計法の一部改正)
第十五条 港湾整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「又は北海道開発のためにする港湾工事に関する法律(昭和二十六年法律第七十三号)第三條第二項において準用する同法第二條第一項を、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律(昭和二十六年法律第七十三号)第三條第二項において準用する同法第二條第一項又は沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第五号)第八條第四項に改める。

第五条第一項第二号中「同法第二條第一項」の下に「沖縄振興開発特別措置法第八條第四項」を加える。

(社会保険労務士法の一部改正)
第十六条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の四の次に次の一号を加える。

二十の五 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第五号)第四十一條、第四十三條及び第四十四條の規定に限る。

(都市計画法の一部改正)
第十七条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)

の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「北海道総合開発計画」の下に「沖縄振興開発計画」を加える。

(農業振興地域の整備に関する法律の一部改正)
第十八条 農業振興地域の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「北海道総合開発計画」の下に「沖縄振興開発計画」を加える。

(公社の設立等)

第十九条 通商産業大臣は、設立委員会を命じ、公社の設立に關して発起人の職務を行なわせる。

2 設立委員は、定款を作成して、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

3 通商産業大臣は、設立委員会を命じようとするとき及び前項の認可をしようとするときは、内閣総理大臣に協議しなければならない。

4 通商産業大臣は、第二項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

5 政府は、公社の設立に際し、会社に対して協定第六條第一項の規定により政府に移転される琉球電力公社の財産の全部を出資するものとする。

6 前項の規定により政府が出資する財産の価額は、評価委員が評価した価額とする。

7 設立委員は、第二項の認可を受けたときは、遅滞なく、公社の設立に際し発行する株式の総数のうち、政府が引き受けない株式につき、株主を募集しなければならない。

8 設立委員は、前項の規定により株主を募集する場合において、琉球政府から株式の申込みがあつたときは、琉球政府に対して株式を割り当てるものとする。

9 商法(明治三十二年法律第四十八号)第百六十七條、第百八十一條、第百八十五條及び第百八十七條第一項(設立の廃止の決議に係る場合に限る)の規定は、公社の設立については適用せず、同法第百七十七條第三項の規定は、第五

- 項の規定により政府が行なう現物出資については適用しない。
- 10 設立委員は、この法律の施行の日の前日まで、その処理すべき会社の設立に関する事務を完了しなければならない。
- 11 第五項の規定により政府が行なう現物出資の給付は、この法律の施行の時に行なわれるものとし、会社は、商法第五十七条の規定にかかわらず、その時に成立する。
- 12 協定第六条第一項の規定により政府が引き継ぐ琉球電力公社の権利及び義務は、会社の成立の時に、会社が承継する。
- 13 会社は、会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。
- 14 前各項に規定するもののほか、会社の設立に關し必要な事項は、政令で定める。
- 15 会社は、この法律の施行の時に、通商産業省令で定めるところにより、電気事業を営むことについて電気事業法第三条第一項の許可を受けなければならない。
- 16 前項に規定するもののほか、会社に対する電気事業法の適用に関する経過措置は、政令で定める。
- 17 第三十三条の規定は、次の各号に掲げる者については、それぞれ当該各号に掲げる期間は、適用しない。
- 一 第三十三条の規定の施行の際その商号中に

- 沖縄電力株式会社という文字を使用している者 同条の規定の施行の日から起算して六月間
- 二 この法律の施行の際沖縄においてその商号中に沖縄電力株式会社という文字を使用している者 この法律の施行の日から起算して六月間
- 18 沖縄開発庁設置法（昭和四十六年法律第七号）の施行の日前における第三十七条第一項の規定の適用については、同項中「沖縄開発庁長官」とあるのは、「内閣総理大臣」と読み替えるものとする。
- 19 会社が次の各号に掲げる事項について登記を受ける場合には、その登記に係る登録免許税は、免除する。ただし、第一号に掲げる事項の登記に係る登録免許税にあつては、資本の金額のうち政府及び琉球政府の出資に係る部分以外の部分について、第二号に掲げる事項の登記に係る登録免許税にあつては、この法律の施行の日から起算して一年を経過した日以後に受ける登記に係るものについては、この限りでない。
- 一 会社の設立
- 二 第五項の規定により政府が出資した財産に係る権利の保存、設定又は移転
- 20 政府は、沖縄における合理的な電気の供給体制を実現するうえでの会社の役割について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

別表

事業区分	事業	国庫の負担又は補助の割合の範囲
農業試験研究施設	農業改良助長法（昭和二十三年法律第六十五号）第二条第三号に規定する試験研究施設の設置	十分の十以内
土地改良	土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業で国が行なうもの	十分の十以内
家畜保健衛生所	家畜保健衛生所法（昭和二十五年法律第十二号）第一条第一項に規定する家畜保健衛生所の設置	十分の十以内

林業施設	森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第二項に規定する保安施設事業	十分の十以内
漁港	漁港法（昭和二十五年法律第三十七号）第三条第一号に規定する基本施設及び同条第二号に規定する機能施設のうち輸送施設又は漁港施設用地（公共施設用地に限る。）の修築事業	十分の十以内
道路	道路法第二条第一項に規定する道路の新設、改築及び修繕並びに同法第十三条に規定する指定区間内の国道の維持その他の管理	十分の十以内
港湾	港湾法第二条第五項に規定する港湾施設のうち水城施設、外かく施設、けい留施設、臨港交通施設又は公共の用に供する港湾施設用地（同条第八項に規定する避難港にあつては、水城施設又は外かく施設に限る。）の建設又は改良の工事	十分の十以内
空港	空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）第二条第一項第二号及び第三号に規定する空港に係る同法第六条第一項及び第八条第四項に規定する工事	十分の十以内
公営住宅	公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅の建設工事	十分の七・五以内
住宅地区改良	住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二条第六項に規定する改良住宅の建設（当該建設のため必要な土地の取得及びその土地を宅地に造成することを含む。）	十分の七・五以内
水道	水道法（昭和三十一年法律第七十七号）第三条第三項に規定する簡易水道事業に係る水道の新設	三分の二以内
し尿処理施設及びごみ処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八条第一項に規定するし尿処理施設及びごみ処理施設の設置	十分の五以内
都市公園	都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園の用地の取得及び同条第二項に規定する公園施設の新設又は改築	十分の五以内
下水道	下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第四号に規定する流域下水道の設置又は改築	三分の二以内

消防施設	消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)第三条に規定する消防の用に供する機械器具及び設備の購入又は設置	三分の二以内
伝染病院等	伝染病予防法(明治三十年法律第三十六号)第十七条第一項に規定する施設の整備	十分の七・五以内
保健所	保健所法(昭和二十二年法律第一百一号)第一条に規定する保健所の整備	十分の七・五以内
精神病院	精神衛生法(昭和二十五年法律第二百二十三号)第六条及び第六条の二に規定する精神病院(精神病院以外の病院に設ける精神病室を含む。)の設置	十分の七・五以内
結核療養所	結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第五十七條第一号及び第五十九条に規定する結核療養所の整備	十分の七・五以内
児童福祉施設	児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条に規定する児童福祉施設の整備	十分の八以内
身体障害者更生援護施設	身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設の設置	三分の二以内
生活保護施設	生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第三十八條第一項に規定する保護施設の整備	十分の七・五以内
婦人相談所等	売春防止法(昭和三十一年法律第一百十八号)第三十四條第一項に規定する婦人相談所及び同法第三十六條に規定する婦人保護施設の整備	三分の二以内
精神薄弱者援護施設	精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十八條第一項に規定する精神薄弱者援護施設の整備	三分の二以内
老人福祉施設	老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)第十四條第一項第一号及び第二号に規定する老人福祉施設の整備	十分の七・五以内
義務教育施設等	義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十一号)第二条第二項に規定する建物、義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三十三号)第三条に規定する教材、公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第五百二十二号)第二条第一項及び第六條に規定する小字部及び中字部に係る建物及び教材、産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)第二条に規定する公	十分の九以内

高等学校教育施設等	公立高等学校危険建築物改築促進臨時措置法(昭和二十八年法律第二百四十八号)第二条第二項に規定する建物、産業教育振興法第二条に規定する公立の高等学校(盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ。)に係る産業教育のための施設又は設備及び理科教育振興法第二条に規定する公立の高等学校に係る理科教育のための設備の整備	十分の七・五以内
砂防設備	砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂防工事	十分の十以内
海岸	海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設の新設又は改良	十分の十以内
地すべり防止施設	地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第二条第四項に規定する地すべり防止工事	十分の八以内
河川	河川法第五条第一項に規定する二級河川の改良工事	十分の十以内

沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律案

沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律

第一条 この法律は、沖繩(硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む。))をいう。以下同じ。の復帰に伴い、沖繩における公用地等のための土地又は工作物に関する暫定使用について特別な措置を定めるものとする。

2 この法律の規定により使用することができる土地又は工作物については、この法律の規定による使用の開始後であつても、当該土地又は工

作物の所有者その他の権利者との合意によりこれを使用する事となるよう努めるものとす。

(土地又は工作物の暫定使用)

第二条 次の各号に掲げる土地又は工作物は、それぞれ当該各号に掲げる者が、この法律の施行の日から当該土地又は工作物について権原を取得するまでの間、使用することができる。ただし、この法律の施行の日から起算して五年をこえない範囲内において当該土地又は工作物の種類及び設置場所等を考慮して必要と認められる期間として政令で定める期間を経過した日(その日以前に、事業の廃止、変更その他の事由により、当該土地又は工作物を使用する必要がなくなつたときは、その事由が生じた日の翌日)以後においては、この限りでない。

一 この法律の施行の際沖縄においてアメリカ合衆国の軍隊の用に供されている土地又は工作物で、次に掲げるもの 国

イ 引き続き自衛隊の部隊の用に供する土地又は工作物

ロ 引き続き日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(以下この項において「地位協定」という。)の規定に従いアメリカ合衆国の軍隊の用に供する土地又は工作物

ハ ロの土地又は工作物で、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までの間に、地位協定の規定に従いアメリカ合衆国から日本国に返還され、引き続き自衛隊の部隊の用に供するもの

二 この法律の施行の際琉球水道公社の設立(千九百五十八年高等弁務官布告第八号)に基づく琉球水道公社が水道法(昭和三十三年法律第七十七号)による水道事業又は水道用水供給事業に相当する事業の用に供する施設

の用に供している土地(当該施設に関する工事の用に供している土地を含む。)で、引き続き同法による水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設の用に供するもの(当該施設に関する工事の用に供する土地を含む。)

沖縄県

三 この法律の施行の際琉球電力公社の設立(千九百五十四年琉球列島米国民政府布告第百二十九号)に基づく琉球電力公社が電気事業法(昭和三十三年法律第七十号)による電気工作物に相当する工作物の用に供している土地で、引き続き同法による電気事業の用に供する電気工作物の用に供するもの 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第六号)により設立される沖縄電力株式会社

四 この法律の施行の際沖縄にある飛行場の敷地である土地で、引き続き運輸大臣が設置する飛行場の敷地となるもの 国

五 この法律の施行の際沖縄にある航空機の航行を援助するための施設又は航空通信の用に供する電気通信設備の用に供されている土地で、次に掲げるもの 国

イ 引き続き運輸大臣が設置する航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)による航空保安施設又は運輸大臣が航空通信の用に供する電気通信設備の用に供する土地

ロ 第一号ロの土地で、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までの間に、地位協定の規定に従いアメリカ合衆国から日本国に返還され、引き続き運輸大臣が設置する航空法による航空保安施設の用に供するもの

六 この法律の施行の際沖縄にある航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)による航路標識に相当する施設の用に供されている土地で、引き続き海上保安庁長官が設置する同法による航路標識の用に供するもの 国

七 この法律の施行の際沖縄において一般交通

の用に供されているアメリカ合衆国の軍隊の築造に係る道の敷地である土地で、引き続き道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路を構成する敷地となるもの 国又は地方公共団体

2

前項各号に掲げる土地となるべきものの区域又は同項第一号に掲げる工作物となるべきもの及び当該土地又は工作物の使用の方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者がこの法律の施行前に告示する。

一 前項第一号に掲げる土地又は工作物 防衛施設庁長官

二 前項第二号に掲げる土地 厚生大臣

三 前項第三号に掲げる土地 通商産業大臣

四 前項第四号に掲げる土地 運輸大臣

五 前項第五号に掲げる土地 運輸大臣

六 前項第六号に掲げる土地 海上保安庁長官

七 前項第七号に掲げる土地 建設大臣

3 第一項の規定により土地又は工作物を使用する者は、この法律の施行後、遅滞なく、当該土地の区域又は工作物及び土地又は工作物の使用の方法をその所有者並びにその氏名又は名称及び住所が明らかでない関係人(この法律の施行の日に当該土地又は工作物に関する所有権以外の権利を有する者及びその承継人をいう。以下同じ。)に通知しなければならない。この場合において、その所有者の氏名若しくは名称又は住所を通知することができないときは、政令で定めるところにより、その通知すべき事項を公示しなければならない。

(土地又は工作物の使用に伴う損失の補償)

第三条 前条第一項の規定により土地又は工作物を使用する者は、当該土地又は工作物を使用することによつてその所有者及び関係人が通常受ける損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償は、政令で定める区分に応じ、各年度(国の会計年度をいう。以下同じ。)に係る分を当該年度においてしな

ればならない。この場合において、損失の補償は、各年度に係る分について、当該年度の開始する日(この法律の施行の日の属する年度にあつては、この法律の施行の日。以下同じ。)の価格(土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失の補償についてはその土地及び近傍類地の地代及び借賃等を考慮し、工作物又は工作物に関する所有権以外の権利に対する損失の補償についてはその工作物及び近傍同種の物件の使用料及び借賃等を考慮して算定した当該年度の開始する日の価格)によつて算定しなければならない。

3 第一項の規定による損失の補償は、各年度に係る分について前条第一項の規定により土地又は工作物を使用する者と当該土地又は工作物の所有者及び関係人とが協議して定めなければならない。ただし、協議をすることができないときは、この限りでない。

4 前条第一項の規定により土地又は工作物を使用する者は、その所有者及び関係人の請求があるときは、自己の見積つた当該年度に係る損失の補償の額を払い渡さなければならない。

5 第三項本文の規定による協議が成立しないとき、又は同項ただし書に規定する場合に該当するときは、前条第一項の規定により土地若しくは工作物を使用する者又は当該土地若しくは工作物の所有者若しくは関係人は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

(原状回復の義務)

第四条 第二項第一項の規定により土地又は工作物を使用する者は、同項ただし書の規定により当該土地又は工作物を使用することができなくなつたときは、遅滞なく、当該土地又は工作物をその所有者に返還しなければならない。この場合においては、政令で定めるところにより、当該土地又は工作物を原状に回復し、又は原状

に回復しないことによつて生ずる損失を補償し
なければならぬ。

(政令への委任)

第五條 前三條に定めるもののほか、第二條の規
定による土地又は工作物の使用について必要な
事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する
日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発
生の日から施行する。ただし、第二條第二項及
び次項の規定は、公布の日から施行する。

(琉球政府行政主席への通知)

2 内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球政府
行政主席に通知しなければならない。

国家公務員法第十三條第五項および地方自
治法第五十六條第六項の規定に基づき、
人事院の地方の事務所設置に関し承認を求
めるの件

国家公務員法第十三條第五項および地方自治法
第五十六條第六項の規定により、当分の間、人
事院沖縄事務所を那覇市に置くことについて、国
会の承認を求める。

十二月十五日予備審査のため、本委員会に左の案
件を付託された。

一、沖縄平和開発基本法案(衆)

一、沖縄における雇用の促進に関する特別措置
法案(衆)

沖縄平和開発基本法案

沖縄平和開発基本法

目次

第二章 総則(第一條—第三條)

第二章 沖縄総合開発計画等(第四條—第七條)

第十八部

沖縄及び北方問題に関する特別委員会会議録第三号 昭和四十六年十二月十五日【参議院】

第三章 沖縄の開発に関する行政機関等(第八 條—第十四條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、戦争の惨禍により荒廃し、
引き続き長期にわたり日本本土から隔離され外
国の軍事的支配の下に抑圧されてきた沖縄をそ
の苦悩から解放し、その住民の福祉の向上と産
業の振興を図るため、軍事基地が全面的に撤去
されることを基本として沖縄の平和開発に関す
る基本事項を定め、もつて平和で豊かな沖縄の
建設に資することを目的とする。

(平和開発の基本方針)

第二條 沖縄の開発は、前条の目的を達成するた
め、沖縄住民の意思に沿つて、沖縄の地理的自
然的条件を考慮しつゝ、軍事基地依存の経済か
ら平和産業中心の経済への転換を図るとともに
に、社会、経済、文化等すべての部門において
本土との格差を可及的すみやかに解消し、平和
で豊かな沖縄の建設がなされることを基本方針
として実施されなければならない。

(法制上の措置等)

第三條 政府は、前条に規定する平和開発の基本
方針に従い沖縄の開発を行なうため必要な法制
上、財政上及び金融上の措置を講じなければな
らない。

2 前項の措置を講ずるに当たつては、沖縄にお
ける地方公共団体の自主性をそなわず、地方
自治の本旨に則りその独立性が確保されるよう
に、特に配慮がなされなければならない。

第二章 沖縄総合開発計画等

(沖縄総合開発計画)

第四條 国は、第二條に規定する平和開発の基本
方針に従い、沖縄の総合的な開発に関する計画
(以下この章において「沖縄総合開発計画」とい
う。)を策定するものとする。

2 沖縄総合開発計画は、基本計画及び年度計画
とする。

3 基本計画は、次に掲げる事項につき定めるも
のとする。

一 アメリカ合衆国軍隊の基地跡地その他の土
地(公有水面を含む。)の農畜産用地、住宅用
地、工業用地等としての平和的利用に関する
事項

二 水資源及び電力資源の開発並びに道路、港
湾等の交通施設、通信施設、農用地、工業用
地その他の産業基盤の整備に関する事項

三 さとうきび、パイナップル、牛、豚等生
産条件が沖縄に適する農畜産物の生産の振
興、流通機構の整備及び価格の安定に関する
事項

四 遠洋漁業の基地の整備及び沿岸漁業の育成
に関する事項

五 農畜産加工業、水産加工業、木材加工業、
電子機器製造業等の製造加工業の育成及びこ
れらの製造加工業による生産物の輸出の増進
に関する事項

六 中小企業の事業の共同化、設備の改善等の
中小企業の近代化に関する事項

七 自然景観、史跡等の観光資源の保護、海中
公園の整備等の観光資源の開発及び観光客の
ための宿泊施設等の旅行関係施設の整備に関
する事項

八 心身障害者、児童、老人等のための社会福
祉施設の整備、病院、診療所等の医療施設の
整備及び医師、看護婦等の確保に関する事項

九 住宅、水道、下水道、公園、緑地等の生活
基盤の整備に関する事項

十 学校教育施設の整備、へき地教育の振興及
び社会教育活動を行なうための文化センター
等の社会教育施設の整備に関する事項

十一 離職者の沖縄開発に関する各種事業への
就労のための職業訓練の充実及び職業紹介の

推進に関する事項

十二 公害の発生の防止等の環境の保全に関す
る事項

十三 防災及び国土の保全に係る施設の整備に
関する事項

十四 前各号に定めるもののほか、沖縄の開発
に関し必要な事項

4 年度計画は、基本計画の実施のため必要な毎
年度の事業についての計画とする。

5 沖縄総合開発計画は、沖縄の離島の開発につ
いても十分の考慮が払われたものでなければな
らない。

6 沖縄総合開発計画は、沖縄の地理的自然的条
件の特殊性をいかして東南アジア諸国との経済
的文化的交流を図るよう配慮されたものでな
ければならない。

第五條 沖縄県は、関係市町村の意見をきいて沖
縄総合開発計画の案を作成し、内閣総理大臣に
提出しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の沖縄総合開発計画の
案に基づき、沖縄開発審議会の議を経て沖縄綜
合開発計画を定め、閣議の決定を経なければな
らない。

3 内閣は、前項の規定により沖縄総合開発計画
を決定したときは、これを国会に提出して、そ
の承認を受けなければならない。

(水道事業等の限管)

第六條 国は、沖縄における水道事業及び電気事
業については、沖縄県が経営することを建前と
して行なわれるよう必要な措置を講ずるものと
する。

(亜熱帯農業に関する調査研究機関の設立)

第七條 国は、沖縄における農業の発展に資する
とともに東南アジア諸国における農業の振興開
発に寄与するための亜熱帯農業に関する調査研
究を行なう機関を沖縄に設けるよう必要な措置
を講ずるものとする。

第三章 沖縄の開発に関する行政機関等
(沖縄開発庁)

第八条 沖縄の開発に関する施策を総合的かつ積極的に推進するため、別に法律で定めるところにより、総理府の外局として、沖縄開発庁を設置するものとする。

(沖縄開発金融公庫)

第九条 沖縄の開発に必要な資金の融通を円滑にするための金融機関として、別に法律で定めるところにより、沖縄開発金融公庫を設置するものとする。

(沖縄開発審議会)

第十条 総理府に、附属機関として、沖縄開発審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第十一条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属せられた事項を処理するほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

第十二条 審議会は、前項に規定する事項に関し内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができ、

第十三条 審議会は、次に掲げる者につき内閣総理大臣が任命する委員三十三人以内で組織する。

一 関係行政機関の職員 十三人以内

二 沖縄県知事

三 沖縄県議会議長

四 沖縄県内の市町村の長を代表する者 六人

五 沖縄県内の市町村の議会の議長を代表する者 六人

六 学識経験のある者 六人以内

2 委員は、非常勤とする。

第十三条 審議会は、その所掌事務を遂行するために必要があるとき、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第十四条 この法律に定めるもののほか、審議会

の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、わが国が沖縄に対し立法、行政及び司法上のすべての権力を行使することができるとする日として政令で定める日から施行する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条 第一項の表中中央交通安全対策会議の項の次に次のように加える。

沖縄開発
審議会
沖縄平和開発基本法(昭和四十六年法律第 号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

沖縄における雇用の促進に関する特別措置法案
沖縄における雇用の促進に関する特別措置法
(目的)

第一条 この法律は、戦後長期にわたり、他国の軍事的支配の下において、自主的で平和的な産業の発展が阻害され、不安定な雇用状態を余儀なくされてきた沖縄の社会的経済的特殊性にかんがみ、沖縄の労働者に対し就職指導の実施、再就職に関する援護その他特別の措置を講ずることにより、その雇用の促進と生活の安定に資することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「沖縄」とは、硫黄島島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む。)をいう。

(職業の安定のための計画の作成等)
第三条 労働大臣は、沖縄の労働者の雇用を促進し、その職業の安定を図るため、沖縄県知事及

び沖縄雇用促進審議会の意見をきいて、職業指導、職業紹介及び職業訓練の実施、就業の機会の増大を図るための事業の実施その他必要な事項に関する計画を作成し、その計画に基づき必要な措置を講ずるものとする。

(沖縄総合開発計画に基づく事業等への就労)

第四条 労働大臣は、沖縄における雇用及び失業の状況からみて必要があると認めるときは、沖縄県知事及び沖縄雇用促進審議会の意見をきき、沖縄開発庁長官に協議して、沖縄の総合的な開発に関する計画に基づく事業その他の事業であつて国自ら又は国の負担金の交付を受け、若しくは国庫の補助により地方公共団体等が計画実施する公共的な建設又は復旧の事業について、その事業種別に従い、職業別又は地域別に、当該事業に使用される労働者の数とそのうちの失業者の数の比率(以下この条において「吸収率」という。)を定めることができる。

2 吸収率の定められている事業を計画実施する国又は地方公共団体等(これらのものの請負契約その他の契約に基づいて、その事業を施行する者を含む。次項において同じ。)は、公共職業安定所の紹介により、つねに吸収率に該当する数の失業者を雇い入れていなければならない。

3 吸収率の定められている事業を計画実施する国又は地方公共団体等は、前項の規定により雇入れを必要とする数の失業者を公共職業安定所の紹介により雇い入れることが困難な場合には、その困難な数の労働者を、公共職業安定所の書面による承諾を得て、直接雇い入れることができる。

4 前三項に定めるもののほか、吸収率の定められている事業への失業者の吸収に関し必要な事項は、労働省令で定める。

(転業等のための資金の確保等)
第五条 国及び地方公共団体は、沖縄における事業者で沖縄の復興若しくはアメリカ合衆国の軍隊の撤退等に伴い転業を余儀なくされるもの又は

は沖縄の失業者で自立のため事業を開始しようとするものに対し、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

(沖縄失業者手帳の発給)

第六条 公共職業安定所長は、沖縄において、昭和四十四年十一月二十一日以後自己の責に帰すべき理由又は自己の都合によらないで失業するに至つた者であつて、次の各号に該当するものに対して、その者の申請に基づき、沖縄失業者手帳(以下「手帳」という。)を発給する。

一 当該失業者に至つた日まで一年以上引き続き事業に従事していたこと。

二 労働の意思及び能力を有すること。

三 当該失業者に至つた日以後新たに安定した職業についたことのないこと。

四 当該申請前に手帳の発給を受けたことのないこと。

2 前項の申請は、当該失業者に至つた日(その日がこの法律の施行の前日であるときは、この法律の施行の前日)の翌日から起算して三月以内になければならない。ただし、天災その他申請しなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合における申請は、その理由がやんだ日の翌日から起算して三月以内にしなければならない。

第七条 公共職業安定所長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対して、その者の申請に基づき、手帳を発給することができる。

一 前条第一項(第三号を除く。)の規定に該当する者であつて、当該失業者に至つた日以後同条第二項又は第三項に規定する期間内に新たに安定した職業についた日の翌日から起算して一年以内にその者の責に帰すべき理由又はその者の都合によらないでさらに失業するに至つたもの

二 前条第一項の規定により手帳の発給を受け

た後において、新たに安定した職業についた

ことによりその手帳が第九條第二項の規定により効力を失つた者であつて、当該職業についた日の翌日から起算して一年以内にその者の責に帰すべき理由又はその者の都合によらないでさらに失業するに至り、かつ、その失業するに至つた日が前条第一項第一号の失業するに至つた日（その日がこの法律の施行の日以前であるときは、この法律の施行の日の前日）の翌日から起算して三年以内にあるもの（手帳の発給の制限）

第八條 駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第五十八号）第十條の二第一項又は第二項の規定による認定を受けている者又は認定を受けることができる者は、前二條の規定にかかわらず、手帳の発給を受けることができる（手帳の失効）

第九條 手帳は、当該手帳の発給を受けた者に係る第六條第一項第一号の失業するに至つた日（その日がこの法律の施行の日以前であるときは、この法律の施行の日の前日）の翌日から起算して三年を経過したときは、その効力を失ふ。2 手帳は、公共職業安定所長が当該手帳の発給を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その効力を失ふ。

- 一 労働の意思又は能力を有しなくなつたとき。
- 二 新たに安定した職業についたとき。
- 三 正当な理由がなく、第十一條第一項の就職指導を再度受けず、同条第二項の規定による指示に再度従わず、又は公共職業安定所の紹介する職業につくことを再度拒んだとき。
- 四 偽りその他不正の行為により、就職促進手当の支給を受け、又は受けようとしたとき。

（省令への委任）
第十條 前四條に定めるもののほか、手帳の発給、手帳の返納その他手帳に関し必要な事項

は、労働省令で定める。

（就職指導の実施）
第十一條 公共職業安定所は、手帳の発給を受けた者（以下「手帳所持者」という。）に対して、当該手帳がその効力を失うまでの間、労働省令で定めるところにより、その者の再就職を促進するために必要な職業指導（以下「就職指導」という。）を行ふものとする。

2 公共職業安定所長は、就職指導を受ける者に對して、公共職業訓練施設を行なう職業訓練を受けることその他の者の再就職を促進するために必要な事項を指示することができる。

第十二條 国は、手帳所持者に対して、その就職活動を容易にし、かつ、生活の安定を図るため、政令で定めるところにより、政令で定める額の就職促進手当を支給する。

2 前項の就職促進手当の額を定める政令は、その案について、沖縄雇用促進審議会に諮問し、その意見を尊重して、これを制定するものとする。（就職促進指導官）
第十三條 第十一條第一項の就職指導は、職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第九條の二第一項の就職促進指導官に行なわせるものとする。

（雇用促進事業団による援護業務）
第十四條 雇用促進事業団は、雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第十六号）第十九條に規定する業務のほか、沖縄の失業者の再就職を促進し、その生活の安定を図るため、次の業務を行なう。

- 一 職業訓練（手帳所持者を作業環境に適応させる訓練を含む。）を受ける手帳所持者に対して職業訓練手当その他の手当を支給すること。
- 二 就職又は知識若しくは技能の習得をするために移動する手帳所持者に対して移動資金を支給すること。

三 手帳所持者が事業を開始する場合において、自営支度金を支給し、及び必要な資金の借入れに係る債務の保証を行なうこと。

四 公共職業安定所の紹介により手帳所持者を雇い入れる沖縄の事業主に対して雇用奨励金を支給すること。

五 手帳所持者を雇い入れる事業主に対して労働者用の宿舍を貸与すること。

六 手帳所持者を作業環境に適応させる訓練を行なう事業主に対して職場適応訓練費を支給すること。

七 沖縄の失業者に対して求職のための公共職業安定所との連絡その他求職活動に関し必要な協力を行なうこと。

八 沖縄の失業者に対して再就職を容易にするため必要な知識及び技能を習得させるための講習を行なうこと。

九 前各号に附帯する業務を行なうこと。
十 前各号に掲げるもののほか、沖縄の失業者の再就職の促進及びその生活の安定に関し必要な業務を行なうこと。

大臣とあるのは、「沖縄開発庁長官及び大蔵大臣」と読み替へるものとする。

5 雇用促進事業団法第二十二條第二項及び第二十四條第三項の規定は、第一項に規定する業務については、適用しない。

6 第一項に規定する業務は、雇用促進事業団法第四十條第三号の規定の適用については、同法第十九條に規定する業務とみなす。

（雇用促進事業団が支給する給付金の額の決定基準）
第十五條 前条第一項の規定に基づいて雇用促進事業団が支給する給付金の額は、政令で定める基準に従い定めなければならない。

2 第十二條第二項の規定は、前項の政令について準用する。
（沖縄雇用促進審議会）
第十六條 労働省に、沖縄雇用促進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項をつかさどるほか、労働大臣の諮問に應じて、沖縄の労働者の雇用の促進に關する重要事項を調査審議し、及びこれらに關し必要と認める事項を労働大臣に建議することができる。

3 審議会は、労働者を代表する者（以下「労働者委員」という。）、使用者を代表する者（以下「使用者委員」という。）、及び公益を代表する者（以下「公益委員」という。各五人をもつて組織する。）
4 労働者委員は、労働組合が政令で定めるところにより推薦した者について、使用者委員は、使用者の団体が政令で定めるところにより推薦した者について、公益委員は、労働者委員及び使用者委員の同意を得て、労働大臣が任命する。

大臣

労働者委員

使用者委員

公益委員

労働者委員

使用者委員

公益委員

(譲渡等の禁止)

第十七条 第十二条第一項の就職促進手当又は第十四条第一項の規定に基づいて雇用促進事業団が支給する給付金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、事業主に係る当該権利については、国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押える場合は、この限りでない。

(公課の禁止)

第十八条 租税その他の公課は、第十二条第一項の就職促進手当、第十四条第一項第一号の手当、同項第二号の移転資金又は同項第三号の自営支度金(同項第十号の規定に基づいて再就職する沖縄の失業者に対して支給する給付金であつて、自営支度金に相当するものを含む。)を標準として、課することができない。

(中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の適用除外)

第十九条 中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法(昭和四十六年法律第六十八号)第三章の規定は、手帳所持者及び手帳の発給を受けることができる者については、適用しない。

2 中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法第二十一条及び第二十二条の規定は、沖縄については、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、わが国が沖縄に對し立法、行政及び司法上のすべての権力を行使することができることとなる日として政令で定める日から施行する。

(この法律の失効)

2 この法律は、この法律の施行の日から起算して十年を経過した日に、その効力を失う。

3 次の表の上欄に掲げる事項については、同表の下欄に掲げる規定は、前項の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

この法律の失効前に手帳の発給を受けた者に係る当該発給を受けた手帳	第九條から第十一條まで、第十二條第一項、第十三條、第十五條第一項、第十七條、第十八條及び第十九條第一項
----------------------------------	---

この法律の失効前に開始された第十四条第一項に規定する雇用促進事業団の業務(当該業務が終了するまでの間に行なわれるものに限る。)

(労働省設置法の一部改正)

4 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第十三号の三中「又は勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)」を「勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)又は沖縄における雇用の促進に関する特別措置法(昭和四十六年法律第 号)」に改め、同條第四十一号の二の次に次の一号を加える。

四十一の三 沖縄における雇用の促進に関する特別措置法に基づいて、沖縄の労働者の職業の安定を図るため必要な措置に関する計画を作成すること。

第十條第一項第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三 沖縄における雇用の促進に関する特別措置法の規定に基づいて行なう就職指導及び就職促進手当の支給に関すること。

第十條第一項第八号中「及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法(職業訓練に関する部分を除く。)」を「中、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法(職業訓練に関する部分を除く。及び沖縄における雇用の促進に関する特別措置法(職業訓練に関する部分を除く。))に改め、同條第二項中「及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法(第二十二條の規

定に限る。)」を「中、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法(第二十二條の規定に限る。)」及び沖縄における雇用の促進に関する特別措置法(第四條の規定に限る。)」に改める。

第十三條第一項の表中駐留軍関係離職者対策審議会の項の次に次のように加える。

沖縄雇用促進(労働大臣の諮問に依り、沖縄の労働者の雇用の促進に関する重要事項を調査審議すること)

(社会保険労務士法の一部改正)

5 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の四の次に次の一号を加える。

二十の五 沖縄における雇用の促進に関する特別措置法(昭和四十六年法律第 号)

本案施行に要する経費 本案施行に要する経費としては、平年度約一千八百六十億円の見込みである。